

平成29年 2 月宮崎県定例県議会  
文教警察企業常任委員会会議録  
平成29年 3 月13日～16日

場 所 第3委員会室

平成29年 3 月 13 日 (月曜日)

出席委員 (7 人)

午前10時 1 分開会

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成29年度宮崎県一般会計予算

○議案第14号 平成29年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算

○議案第15号 平成29年度宮崎県育英資金特別会計予算

○議案第16号 平成29年度宮崎県公営企業会計(電気事業) 予算

○議案第17号 平成29年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業) 予算

○議案第18号 平成29年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業) 予算

○議案第21号 地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

○議案第39号 宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例

○請願第21号 共謀罪(テロ等組織犯罪準備罪) 法案に反対する請願

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

- ・新所属の設置について
- ・下小原発電所(日之影町)の発電設備の譲与について
- ・企業局施設見学ツアー(工業用水道)について
- ・平成29年度宮崎県教育委員会事務局組織改正について
- ・教育委員会会議の議題等の取扱いについて
- ・宮崎県立高等学校教育整備計画について

委 員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	日 高 陽 一
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	中 野 廣 明
委 員	高 橋 透
委 員	有 岡 浩 一
委 員	濱 砂 守

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	野 口 泰
警 務 部 長	新 島 健 太 郎
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	廣 澤 康 介
生 活 安 全 部 長	鬼 塚 博 美
刑 事 部 長	西 福 一
交 通 部 長	金 井 嘉 郁
警 備 部 長	片 岡 秀 司
警 務 部 参 事 官 兼 会 計 課 長	時 任 和 博
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	長 友 信 明
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長	黒 木 義 彦
総 務 課 長	児 島 孝 思
少 年 課 長	宮 川 博 文
生 活 環 境 課 長	重 山 勝 則
交 通 規 制 課 長	中 嶋 信 行
運 転 免 許 課 長	首 藤 昌 良

企業局

企 業 局 長	関 師 雄 一
---------	---------

副 局 長 ( 総 括 )	梅 原 裕 二
副 局 長 ( 技 術 )	白 賀 宏 之
総 務 課 長	松 田 広 一
経 営 企 画 監	森 本 誠 二
工 務 課 長	新 穂 伸 一
開 発 企 画 監	上 石 浩
電 気 課 長	喜 田 勝 彦
施 設 管 理 課 長	平 松 信 一
総 合 制 御 課 長	新 見 剛 介

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	木 下 節 子
政 策 調 査 課 主 幹	西 久 保 耕 史

○渡辺委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。お手元に配付しております資料、委員会審査の進め方(案)をごらんください。

まず、1、審査方針についてであります。当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めるとし、あわせて平成27年度決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めるとしております。

次に、2、当初予算関連議案の審査についてであります。今回の委員会は、審査が長くなる

ことが予想されることから、教育委員会については3グループに分けて審査を行い、総括質疑を行った後、その他の報告について説明を受けたいと存じます。

審査方法について、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

本日、委員会に5名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は、受け付けの際にお渡しした傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には、速やかに従っていただきますようお願いいたします。

それでは、当委員会に付託されました議案等について、本部長の説明を求めます。

○野口警察本部長 おはようございます。先日は、補正予算関係議案を審査いただきまして、まことにありがとうございました。

本日、御審査をお願いする案件は、まず、平成29年度宮崎県一般会計予算であります。

当初予算案は、平成29年度の宮崎県警察運営方針及び運営重点に沿った各種施策を具体的に実現する予算として編成したところであり、最終予算額として、恩給及び退職年金を除きまして282億7,090万9,000円をお願いするものであり

ます。

次に、昨年9月の決算特別委員会での指摘要望事項にかかわる対応状況につきまして報告いたします。

条例に関しましては、地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例につきまして御審査をお願いいたします。

また、そのほかの報告としまして、新所属の設置について報告をいたします。

詳細につきましては、警務部長から説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

**○渡辺委員長** ありがとうございます。本部長の概要説明が終了いたしました。

引き続き、議案の審査を行います。歳出予算の説明については重点事業、新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

それでは、議案に関する説明を求めます。

**○新島警務部長** おはようございます。それでは、平成29年2月定例県議会提出の議案第1号「平成29年度宮崎県一般会計予算」の公安委員会関係につきまして御説明いたします。

お手元に、文教警察企業常任委員会資料という題名の資料を準備させていただいておりますので、これと、議会資料の平成29年度歳出予算説明資料という冊子で御説明いたします。

平成29年度歳出予算説明資料では、489ページからの記載になります。

それでは、お配りしております資料の2枚目、資料1、平成29年度歳出予算についての1、平成29年度歳出予算の概要をごらんください。

警察本部の歳出予算要求の基本的な考え方は、

「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」という平成29年の宮崎県警察の運営方針のもと、「事態対処事案への迅速・的確な対応」等、7項目の運営重点を中心とする治安維持に必要な経費を措置し、警察力を確保しようとするものであります。

この基本的な考えのもとに、公安委員会関係の平成29年度歳出予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして282億7,090万9,000円をお願いするものであります。

この予算額は、昨年度と比べますと、人件費につきましては退職手当がふえたこと等により3億7,772万4,000円の増額、人件費以外の物件費につきましては、平成28年度に着工しました、えびの警察署の建設工事費等が多額になることなどから7億4,359万6,000円の増額となり、総額では11億2,132万円の増額、率にいたしますと対前年度比4.1%の増となっております。

それでは、平成29年度の公安委員会関係の歳出予算の内容を、科目、事項別に説明いたしますので、資料1の2、事項別歳出予算額と主な事業をごらんください。

歳出予算説明資料につきましては、493ページからとなります。

まず、資料1の項目2の一覧表最上段左側に記載しております、会計、科目、事項の欄をごらんください。

会計、一般会計、(款)警察費(項)警察管理費(目)公安委員会会費(事項)委員報酬681万6,000円でございますが、これは、公安委員3名の報酬であります。

次に、(事項)委員会運営費698万4,000円でございますが、これは、公安委員会運営に要します経費であります。この中で、主な事業につきましては、「警察署協議会運営費」341万4,000円

であります、これは、県下13警察署に置かれております地域住民の意向を警察業務に反映させるための警察署協議会の運営に要する経費で、委員の報酬や旅費などに要する経費であります。

次に、(目) 警察本部費(事項) 職員費185億7,448万9,000円でございますが、これは、職員の人件費になります。

次に、(事項) 運営費35億8,240万7,000円でございますが、これは、警察業務を行う上で、その基盤となります通信指令システムやOA機器、その他職員が警察業務を処理するために必要な事務費等の、いわゆる職員を設置することにより必要となる経費であります。

この中で、主な事業につきましては、「退職手当」19億7,426万6,000円、「警察業務電算化推進事業」3億6,662万1,000円、「新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業」2億8,228万3,000円であります。

退職手当は、本年1月1日現在での平成29年度末の定年退職予定者数を80名と見込み、予想される希望退職者等を含む合計106名分を計上しており、平成28年度と比較しますと5億782万円の増額となっております。

警察業務電算化推進事業は、現在の高度情報化社会の広域・複雑・高度化する犯罪から県民の安全な生活を守るため、情報技術を活用した警察業務の電算化を推進するための経費であります。

新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業は、110番の受理に当たり、多様化・スピード化する犯罪等に的確に対応するためのシステムのリース料であります。

次に、(目) 装備費(事項) 装備費3億8,205万2,000円でございますが、これは、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備活動

に要する経費であります。

この中で、主な事業につきましては、「警察活動用車両維持費」2億7,193万8,000円でありませ

警察活動用車両維持費は、警察が保有しております全車両に係る修繕費、燃料費、自賠責保険料、重量税及びその他維持に係る消耗品費等に要する経費であります。

次に、(目) 警察施設費(事項) 警察施設費9億3,695万円でございますが、これは、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費であります。

この中で、主な事業につきましては、「交番、駐在所庁舎新築費」7,861万4,000円、「宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備事業」1億9,669万円であります。

交番、駐在所庁舎新築費につきましては、交番、駐在所の経費に係る設計費や建設費等であります。

なお、建設費につきましては、警察共済組合の不動産投資事業を活用して建設することとしております。

平成29年度は、高岡警察署の国富交番、えびの警察署の加久藤駐在所の2カ所を木造により新築する予定であります。

交番や駐在所は、地域住民の安全と安心の拠点である生活安全センターとして、地域住民の日常生活に密着した警察活動を行っておりますが、ただいまの交番、駐在所につきましては、老朽化に加えまして来訪者に対応するためのコミュニティースペースや駐車スペースが狭いため、県民が利用しやすい場所への移転新築や利用しやすい配置とする計画としていただいております。

宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備

事業は、警察共済組合の不動産投資事業を活用して、運転免許センターを建設しておりますので、その償還金を支払うものであります。

次に、(事項) 警察署庁舎建設費 9億6,917万8,000円でございますが、「えびの警察署庁舎建設整備事業」につきましては、築後54年が経過し、また、耐震性能が低かったことから、平成28年度に建設工事に着工しております、平成29年度は建設工事の2年目となります。

建設工事は本年1月に着工しております、平成30年2月ころの完成を目指しているところであります。

なお、警察署庁舎は、鉄筋コンクリート3階建てとなっており、総事業費は、約11億5,000万円程度を見込んでおります。

次に、(目) 運転免許費(事項) 運転免許費 6億8,184万3,000円でございますが、これは、運転免許試験及び各種講習その他運転免許事務処理に要する経費であります。

この中で主な事業につきましては、「運転免許保有者の認知症等対策推進事業」1,067万5,000円、「道路交通法の一部を改正する法律に伴う運転免許整備事業」1,233万9,000円、「運転免許証ICカード化導入事業」1億534万4,000円であります。

運転免許保有者の認知症等対策推進事業につきましては、運転に不安を抱えている高齢者やその家族及びてんかん等一定の病気を有する県民からの相談に的確に対応できるよう、運転免許センターに病気に関する専門的知識を有する看護師を配置し、相談体制の確立を図るものであります。

道路交通法の一部を改正する法律に伴う運転免許整備事業につきましては、高齢運転者対策の強化が図られたことに伴い、高齢運転者の支

援業務を専門的に行う非常勤職員の雇用や、臨時認知機能検査の通知等で必要となる経費であります。

運転免許証ICカード化導入事業につきましては、ICカード免許証を作成する装置のリース料や、ICカードの購入等に要する経費であります。

次に、(項) 警察活動費(目) 警察活動費(事項) 一般活動費16億3,469万6,000円でございますが、これは、生活安全、刑事及び交通等警察活動全般に要する経費であります。

この中で主な新規事業につきましては説明いたしますと、「適正かつ効率的な検視業務に資するための資機材整備事業」156万3,000円、「交通事故事件立証能力強化のための資機材整備事業」1,015万8,000円、「年齢及び出身地推定法確立のためのDNA研究事業」637万8,000円、「南海トラフ地震等災害対策充実強化事業」2,838万9,000円であります。

適正かつ効率的な検視業務に資するための資機材整備事業につきましては、お手元の資料1-1をあわせてごらんください。次のページになります。

事業の目的につきましては、警察は、変死者または変死の疑いのある死体について、死因を究明し事件性を判断するため、死体の状況等を調べる検視を行っております。

検視は各警察署の捜査員が実施いたしますが、犯罪死の見逃し防止を図るため、検視について専門的知識と経験を有します警察本部の検視官が死体取り扱い現場に積極的に臨場しているところであります。

しかしながら、例えば串間警察署と高千穂警察署と同時に複数の死体取り扱い現場が発生した場合などには、検視官が全ての現場に臨場す

ることができません。

そこで、死体取り扱い現場の状況等を映像と音声で検視官に送信するとともに、その状況等を受信した検視官が現場責任者に対して、具体的かつ的確な指示、指導と現場指揮を行うことにより、犯罪死の見逃し防止を図るものであります。

事業概要としましては、死体取り扱い現場から検視官に動画撮影した映像や音声をリアルタイムに送信する検視支援システムを導入しまして、県内13警察署に送信用のタブレット端末を、警察本部に受信用のタブレット端末とノートパソコンを整備するものであります。

事業効果としましては、検視官が現場等の状況を正確に確認することができることから、複数の死体取り扱い現場が発生した場合には、臨場優先順位を迅速に判断することが可能となります。

また、検視官が死体取り扱い現場に臨場する途中においても、リアルタイムで現場の状況等を確認することができるのと同時に、現場に対して具体的な指揮をとることが可能となりますことから、適正な検視業務を推進することができるものと考えております。

次に、交通事故事件立証能力強化のための資機材整備事業につきましては、お手元の資料1-2をあわせてごらんください。

事業目的につきましては、ひき逃げ事件や重大交通事故などの裁判において、事故事件を疎明、立証するためには、綿密で科学的な事故捜査に基づく客観的証拠の収集が必要であり、また、重大交通事故を引き起こす交通違反に対しては、厳正な取り締まりも必要であります。

しかしながら、これらに必要となる資機材は、現在充足されているとはいえ、また現存の資

機材も作動不良や劣化が著しく、事故捜査、交通取り締まりに支障を来している現状であります。

そこで、事故捜査や交通取り締まりに必要な資機材のさらなる充実と現有資機材の減耗更新を図るものであります。

事業効果といたしましては、1つ目は、自動車のコンピューターのデータを読み取る故障診断装置の新規整備であります。

近年の自動車は、車両の制御に各種コンピューターを使用しており、交通事故車両からデータを読みとることで事故発生時の車両の速度、運転操作状況を客観的に確認できます。

現在は、ディーラーにデータ読み取りを依頼しておりますが、時間経過によりデータが失われるケースもありますことから、現場で速やかにデータを読み取ることができるよう、本装置を整備するものであります。

2つ目は、肉眼では判別できないタイヤ痕を撮影する持ち運びのできる赤外線撮影装置の新規整備であります。

歩行者被害のひき逃げ事件等では、着衣に肉眼では判別できないタイヤ痕が印象されているケースがあり、発生現場において本装置を使用してタイヤ痕を解析することにより、早期の被疑車両の特定や絞り込みに大きな効果が期待できるほか、被疑車両のタイヤ痕と着衣のタイヤ痕との異同識別を行う際の立証について担保することができますことから本装置を整備するものであります。

このほか、交通事故の現場写真撮影用のデジタルカメラであります書き切り型コンパクトカメラや過積載違反車両の取り締まりにおきまして、車両重量を測定する電子式車両重量測定装置を減耗更新するものでありまして、今後、年

次計画で整備していくものであります。

事業効果としまして、これらの資機材の整備により、事故捜査や交通取り締まりにおきまして有効な証拠が確保できますことから、適正な交通事件事故捜査や交通取り締まりを推進することができます。

次に、年齢及び出身地推定法確立のためのDNA研究事業につきまして、同じくお手元の資料1—3をあわせてごらんください。

事業目的につきましては、DNA型鑑定は、被疑者資料や犯罪現場等の遺留資料から個人を高い精度で選別する鑑定法でありまして、犯人を特定し、犯行状況を解明する捜査手段として欠くことのできない重要な役割を果たしております。

本県におきましても、DNA型鑑定は最重要ツールとして犯罪の捜査に大きく貢献しておりますが、今後、さらにDNAに関する研究を進め、DNA解析から被疑者の年齢と出身地を推定する方法の確立を目指し、犯人像に迫る科学捜査の高度化を図るものであります。

事業概要としましては、1つ目が、年齢推定法の確立のための研究であります。ヒトの血液からDNA解析を行い、年齢推定の研究を実施しまして、将来的には事件容疑者や身元不明者等の年齢を推定し、捜査に活用するものであります。

これまで、宮崎大学獣医学部との共同でウシのDNAを指標とした年齢推定法の基礎研究を行い成果がありましたことから、本格的にヒトへの応用を目指して研究を行うものであります。

年齢推定法研究の概要であります。次のページの資料の上のほうの年齢推定法をごらんください。

資料中ほどにありますように、ヒトの第14染

色体上から切り離され丸型で細胞内に存在するs j T R E CというDNAは、加齢とともに減少することがわかっております。

これを指標として年齢を推定する研究を行うものであります。

この研究により年齢推定法が確立できれば、例えば、現場に残された犯人の血液のDNAを解析することにより、30歳代の男性であることを推定することが可能となります。

2つ目が、出身地推定法の確立のための研究であります。

ヒトのDNA解析を行い、地域性を分析することにより、将来的には遺留されたDNAから事件容疑者や身元不明者等の出身地を推定し、捜査に活用するものであります。

研究対象は男性にしかないY染色体上のDNAであり、父親から受け継いだ遺伝子の型を解析し、ヒトのルーツを研究するものであります。

現在、世界的に地理的分布に偏りがあることが判明しておりますことから、宮崎県レベルの分布状況を調査、研究していくものであります。

出身地推定法研究の概要であります。先ほどの資料の下のほうの出身地推定法をごらんください。

ヒトのDNAのY—S T R型を解析するとともに、出身地情報をあわせたデータを蓄積して宮崎県レベルの分布状況を研究するものであります。

この研究により出身地推定法が確立できれば、例えば、現場に残された犯人のDNAを解析することにより、県北出身者であることを推定することが可能となります。

年齢推定、出身地推定ともに、警察職員から同意を得た上で血液等のサンプルを収集し、DNAを抽出してデータの解析を行って研究して

まいります。

事業効果といたしましては、現場に残されたDNAから年齢や出身地を推定できれば、被疑者の早期検挙や事件解決につながるのと同時に、犯罪捜査に費やす人員、費用及び時間の効率化が図られます。

さらに、身元不明者が発見された場合においても、年齢と出身地が推定できれば、身元につながる重要な手がかりとなり、捜査活動に大いに役に立ちます。

また、南海トラフ地震等の今後想定されます大規模災害が発生した場合においても活用が期待されます。

今回、年齢や出身地推定に関する研究に関して、全国に先駆けて科学捜査の分野でいち早く取り組み、成果を上げることで、日本だけでなく世界に宮崎県をアピールすることができるものと考えております。

次に、南海トラフ地震災害対策充実強化事業につきましては、同じくお手元の資料1―4をあわせてごらんください。

事業目的につきましては、近年発生が予想されております南海トラフ地震等が発生した場合、本県では甚大な被害が懸念されておまして、迅速な避難誘導や救出救助活動が要求されます。

したがって、装備品の不備などにより救出救助活動等の災害警備活動に支障を及ぼすことがないように、必要な装備資機材等を整備し、災害発生時の措置に万全を期すものであります。

事業概要としましては、災害警備活動の主体となります機動隊や警察署に、救出救助活動用の装備資機材を装備するものであります。

特に、昨年4月に発生しました熊本地震に際し、現地での諸活動を通じて必要性が認められたものとして、警察署等が倒壊した場合に

警察署の機能を補完するために使用する大型の避難・救護用テントや、倒壊した家屋等の救助現場において、二次倒壊を防ぐマット型空気ジャッキ、さらには、災害で傾いた道路標識を修正する道路標識起こし機など、各種装備資機材を整備します。

また、購入後10年が経過し老朽化した装備資機材や、出動等で使用頻度が高く、消耗の激しい装備資機材を年次計画で減耗更新するものがあります。

次に、大規模災害時において、警察本部や各警察署ではヘリコプターテレビ映像が受信できるよう整備されておりますが、警察本部庁舎が被災して使用できない場合に代替施設として指定されております警察学校及び機動隊においても受信できるよう整備するものであります。

次に、災害が発生した場合には、警察本部及び警察署に警備本部が設置され、職員は被災情報の収集や救出救助活動等の災害対策に従事しますが、食糧の供給が確保できない中であっても、全職員が最低3日間は自活により活動することができるよう、必要となる非常食を購入するものであります。

そのほか、災害発生時に現地実施本部において、情報の共有や関係機関との連携等を図るため、小規模LANシステムを更新整備するものであります。

事業効果としましては、装備資機材等を整備することにより、迅速かつ的確な救出救助活動が可能となり、円滑な災害警備活動が実施できることから、大規模災害から県民の生命と財産を守ることが可能となります。

再び、資料1にお戻りください。

(事項)交通安全施設維持費4億7,383万6,000円でございますが、これは、交通安全施設の維

持管理及び電気・通信料等に要する経費であります。

最後に、(事項)交通安全施設整備事業費10億2,165万8,000円でございますが、これは、交通管制センターの機器の更新、信号機の新設や改良、道路標識灯の整備等に要する経費であります。

この中で主な事業につきましては、「交通管制及び信号機改良等整備費」3億2,843万円、「信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費」4億6,774万5,000円、「円滑化対策事業費」1億7,701万2,000円であります。

各事業の概要につきましては、先般の平成28年度補正予算の常任委員会で説明させていただきましたとおり、平成29年度は信号機14基を新設するほか、信号制御機159基の更新やコンクリート製信号機柱の鋼管柱化100本、信号機のLED化50式等の整備を予定しております。

信号機や標識等につきましては、全国的に老朽化対策が大きな課題となっており、その適正な維持管理が求められているところであります。

警察といたしましては、交通事故の発生や交通の実態に即し、真に必要な箇所を選定して、計画的な交通安全施設の整備を図ってまいります。

以上で、一般会計予算の説明を終わります。

続きまして、平成29年度決算に係る決算特別委員会の指摘要望事項につきまして説明させていただきます。

冊子、「決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について」の2ページをお開きください。

警察本部に対する指摘要望事項は、主要施策の成果に関する報告書の記述に関しまして、「施策の進捗状況を示す指標について、県民が施策

の成果をより具体的にイメージしやすいよう、次のアクションプラン策定に向け、見直しを検討すること」というものでありましたことから、その対応につきまして御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書に記載されております施策の進捗状況につきましては、アクションプランの重点指標や工程表の指標をそのまま掲載しているところではありますが、今後は、施策の成果等の中で、具体的に文章等でわかりやすく表記するなど、成果をイメージしやすいものにしていきたいと考えております。

一例といたしましては、刑法犯認知件数の項目につきましては、どのような犯罪の件数かどのように推移しているかなど、現状の取り組みを踏まえつつ、次のアクションプラン策定に向けて、より具体的にわかりやすい視点から、指標の設定について検討してまいりたいと考えております。

次に、議案第21号「地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例(案)」について御説明いたします。(「委員会資料」と呼ぶ者あり)委員会資料の2でございます。

本県警察の警察官の定員につきましては、平成29年度政府予算案におきまして8人の増員が認められ、今後、各都道府県警察の警察官の定員の基準を定めた警察法施行令が改正される予定であります。

地方警察官の定員及び階級別定員につきましては、警察法施行令に定める基準に基づき条例で定めることとなっておりますことから、今回の増員に伴う必要な改正を行うものであります。

具体的には、警察官定員が8人ふえて、現在の2,026人から2,034人となり、階級別定員は、各階級ごとの上限を、警部が1人ふえて185人、警部補が2人ふえて567人、巡査部長が3人ふえ

て587人、巡査が2人ふえて604人にそれぞれ改正するものであります。

今後の警察官の増員につきましては、厳しい治安情勢に対応するため、緊急に対応が必要で、かつ、増員によらなければ有効に対処しがたい治安情勢に対して認められたものであります。

その項目につきましては、人身安全関連事案対策の強化、特殊詐欺対策の強化、我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事態対処能力の強化のために配分された経緯がございますので、これらの業務に人員を配置し、県民の安全・安心のために運用してまいります。

最後に、本条例案の施行期日は、平成29年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

**○渡辺委員長** 議案に関する説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。

**○高橋委員** 委員会資料の1ページです。前も説明いただいたかと思うんですが、いわゆる死体取り扱い現場が、それぞれ各地にあるわけですが、検視官は、そのとき、一々行っているわけですか。

**○西刑事部長** 基本的には検視官も臨場することになっておりますが、それが困難な場合もありますので、今回はこのシステム、これを導入させてもらうということでございます。

**○高橋委員** 私もいろいろと相談を受けることがあって、結局、遺族は早く自宅に迎え入れるか葬儀を挙げたいというのがあったりして、長い場合には4日とかかかるケースもあったと思うんです。それが、検視がスムーズにできるから、そういった遺族に引き渡す時間というのが早くなるということによろしいですか。

**○西刑事部長** 警察は、やはり犯罪死を見逃さ

ないということが目的でありますから、これが解明できれば、遺族の方にいち早く返していくことではあります。このシステムが導入されたことによって、遺族等に返す時間が、即、短縮されるということにはつながらないということではあります。

**○高橋委員** ケースによると思うんです。ただ、先ほど説明がありましたように、高千穂町と、例えば串間市で同時に検視が必要となる事件が発生したと、そういうときには、間違いなくこの新システムが効力を発するわけだから、ケースによっては、私が先ほど申し上げている遺族に早く御遺体を届けることができることは可能ですよね。

**○西刑事部長** そのようにやるということで御理解ください。

**○高橋委員** ありがとうございます。

あと1点いいですか。歳出予算資料の495ページで、不動産投資事業というのを、もう少しわかりやすく説明いただけませんか。不動産投資事業で、こういった交番、駐在所庁舎を新築しますよということの説明があったと思うんですが、もう少し教えてください。

**○時任会計課長** 不動産投資事業といいますが、警察共済組合の年金資源の余裕金を共済組合員の福祉とかの増進、あるいは地方公共団体の行政目的の実現に資するというを目的にして運用されている事業であります。

事業概要としましては、警察共済組合が県の要請に応じて土地を購入、あるいは建物を建設し、その経費に一定の利率——平成28年度は0.51%でありますけれども、これを加えた額について県が25年以内で償還し、償還が完成後に県に無償で譲渡される制度であります。

**○高橋委員** いま一度説明してください。ちょっ

と、すつんと来ませんでした。

○**時任会計課長** 警察共済組合の不動産投資事業の概要であります。簡単に言いますと、共済組合の長期経理における余裕金を組合員の福祉の増進とか地方公共団体の行政目的の実現に資する目的として運用している事業であります。不動産投資は、組合が県の要請に応じて譲渡契約を締結して、譲渡代金の支払いの完了まで共済組合が当該不動産を所有し、支払い完了後に県に譲渡するものでありまして、投資の対象としましては、職員宿舎とか、あるいは交番駐在所等を建設しているところであります。

○**高橋委員** 組合員の福祉事業で、宿舎はわかります。駐在所とか交番って、これは勤務地じゃないですか。勤務する箱、そこを共済事業から賄うといいますか、やるというのは、私はちょっと理解がしがたいと思いますが。

○**時任会計課長** 不動産投資事業で建設をする理由ですが、公共施設等の建設事業費及び土地購入等につきましては、原則、税収入等の地方費で実施することとなっておりますけれども、それ以外の地方債をもってする方法と、あと共済組合の不動産投資事業でする方法があります。

両方とも、貸し付け利率は同じであるため、県としては県債残高をふやさないようにするため、不動産投資事業で建設をしているところでもあります。

○**高橋委員** 要領よくやっているということだな。いいです。

○**中野委員** その事業をやるというのは、最終的に、県としては共済に幾らかでも利益をやるという話でしょう。そこは何もないんですか。

○**時任会計課長** 利益としましては、貸し付け利率がありますので、28年度で言いますと0.51%を、返還しているところであります。

○**中野委員** 陰気な話だけれど、普通はそういう剰余金というのは、国債を買ったりとかいろいろ運用する部分を、簡単に言うと県に貸し付けてやっているという話でしょう。違うとですか。

○**時任会計課長** そのとおりであります。

○**中野委員** 運用するよりか、そっちのほうが利益率がいいというわけですか。

○**時任会計課長** ちょっとその点は、わかりません。済みません。

○**緒嶋委員** 建設は、県の起債はなくて、不動産の今のシステムで全額借り入れてやるわけですか。別に、県の起債はないわけですね。

○**時任会計課長** そのとおりでありまして、建物の建設につきましては、全額、不動産投資事業でやっております。

○**高橋委員** 今度は別の件で、信号機の関連で498ページ。\*去年は、新設が15基プラス1基でしたよね。今回は14基ということで説明がありました。これは県単と県単以外の数の内訳を教えてください。

○**中嶋交通規制課長** 県単が11基、国費補助をいただく予定が3基であります。

○**高橋委員** 去年と申し上げましたが28年度ですね。

○**中嶋交通規制課長** 28年度が16基で、新年度が、県単が11基です。そして、国費補助をいただく分は3基を予定しております。それで14基と。

○**高橋委員** 28年度が、県単15基でしたね。それで、今回、県単がえらく少ないなと思って。毎年、15基前後で推移している関係で、補正のときも申し上げましたけれど、県内に500基近い設置の要望がある中で、なかなか信号設置が進

※このページ右段に訂正発言あり

まないという悩ましいことがあるわけで。まず、財政的に厳しいということもあって、警察本部としては要望されているんでしょうけれど、そこが、なかなか認められなかったということで理解していいんですね。

○中嶋交通規制課長 数の関係で新設は減っておりますが、今、老朽化対策というのを大変重要視しております。現在、既に運用しております信号機の機械は、常に19年で更新していくということになっております。19年経過した分の更新のほうに厚く予算を振り分けさせていただいております。

○高橋委員 この老朽化対策は大事なことで、説明がありましたように柱をコンクリート化したりされるわけでしょうけれど。28年度も100本でしたよね。

これって、一年一年、年はたつわけだから、また新たな老朽化対策が生まれるわけで、だからこれ、老朽化対策の数というのが、ある程度ここまできたら減るんですという見通しなんかあるもんなんですか。もし、そうであれば、新設のほうにお金が回せるということもありますよね。

○中嶋交通規制課長 この老朽化対策は、本県だけじゃなくて全国で問題になっておまして、新設もかなり設置しているんですが。現状では、先ほど申しました信号機の19年経過した分が、要するに19年前に設置した分が、毎年、常に更新の時期がまいります。

ですから、過去の数字を見ますと、ある年では20件とか30件、更新しなくてはならない。その分、更新がおくれる分も出てきておりますので、更新する数のほうが、年々、ふえてきているというのが現状です。

将来的には、今ある更新おくれの分全て、こ

れを一挙に更新しようとした場合は、現在411基の信号機が更新超過をしております。これを全て更新するのであれば、7億円以上の予算が必要になってきます。

ですから、一遍にはできませんので、この分の更新、制御機更新159基、これを更新させていただこうというふうに計画しているところです。

○高橋委員 よく事情はわかりました。むしろ、老朽化対策のほうが、当面、予算的には積まないといけないという状況ですね。であれば、新設はなかなか。これ15基前後で、ひよっとしたら、29年度のように15基を下回ることもあるわけで。そうすると全体の予算、いわゆるこの交通安全施設整備事業費の事項を膨らませない限り、新設は無理だということですね。よくわかりました。

○緒嶋委員 信号機は、今できておるところは更新が主で、老朽化対策であるけれど、新しく待ち望んでおる人のほうが、信号機の必要性を感じておるわけです。あるところは、信号機があって、もう当たり前だと。県警そのものが予算権というか、金の動きを自由にコントロールできないというところもあるので、なかなか難しいと思うけれど。これは財政当局と、交通信号機があることによって事故が防げる確率というのを、それぞれの場所で、何かシミュレーションされたことはあるわけですか。

○中嶋交通規制課長 私たちも可能な限りは新設信号機を設置していきたいと考えております。

ただし、先ほど申しましたように、老朽化対策、更新が必要ですからしていきます。新設信号機の管理に関してですが、信号機設置の指針というのを、警察庁が示されて、本県でも28年の1月に本部長通達を出させていただいて、設置すべき場所を順位づけじゃないですけど、

考えながら、より事故防止のために効果のある場所に設置していこうというふうに検討しております。

**○金井交通部長** 委員の言われたとおり、シミュレーションにつきましては、しっかり考えています。交通事故が発生する状況を踏まえて、信号機が設置された場合の効果、今までどんな事故が起きていたのか、その原因等は分析をしまして、優先順位を決めておるとい状況であります。

**○緒嶋委員** やはり、順位を決めることは、そのシミュレーションをもとに、合理的にということか科学的にやるのが当然だろうと思うから。そのシミュレーションの結果を、早くつくるべきだということであれば、そのためにはどうするかということが問題だと思うんです。

だから、予算が足りないからというのは、それはどこの部署でもそう言われるわけだけれど、やはり、それだけで設置がおくれるということは、それこそ命にかかわることじゃないかということにもなるわけで。その知恵をどう出すかということだと思うので。やはり警察としては、信号機をつけたいという思いは、みんな持っておられるだろうとは思いますが。

やはりその中で、できるだけ、財政的にも、もう1基、2基、ぜひ、その予算を何とかしてほしいというようなそういう熱意というか、安全対策のためには当然だというような思いで、今後とも努力してほしいということを強くお願いいたします。

**○金井交通部長** 信号機がつけばという状況もあるんですけども、信号機をつける前に、私たちも予算的なものがないものですから、交差点改良を行ったり、交差点に、じゃばらのような、虎のマークのようなものがある、速度を

落とすような交差点の中に、道路管理者に赤い四角いマークを入れてもらったりとか。交差点がはっきりして、そこが交通事故の現場にならないように前段的な対応はしているところであります。

ただ、信号機でやると、今度は信号機をつける場所の土地とか、全ての部分で問題が出てくるものですから、一応、15基前後というのが今の状態で目いっぱいの状態。ただ、それではなくて、交差点のマークをつけたり、交差点で事故が起きないように交差点のきれいな改良を行っておるところでもあります。

これも、警察だけではできませんので、県、市町村等と協議しながら道路改良を行っているところであります。

**○緒嶋委員** それから、定年退職が80名、依願退職を入れたら106名。新たに8名をプラスするわけですね。そうなった場合の29年度の職員採用のスケジュールはどうなっているわけですか。

**○新島警務部長** 今回、警察庁のほうから示された増員8名につきましては、29年度採用の警察官、新たに採用する警察官の中に組み込む形になります。

**○緒嶋委員** それ以外の29年度の採用計画はどうなっているわけですか。106名か、それは来年、30年度でのことか。

**○新島警務部長** 済みません。ちょっと御確認ですけれど。29年度の採用試験でございますか。

失礼しました。詳しい日程とか、今、資料を見てもらいますけれども、今年度も大卒レベルではA採用、高卒レベルはB採用ということで、それぞれ必要な数を採用する予定でございます。

**○緒嶋委員** その必要な数というのはどんななっておるか聞いたわけです。

○長友警務課長 退職者数等々は出ておりますけれども、その中で再任を希望する者もおりまして、そういった人数が出ないことには、最終的に何人という公告数が出ません。現在、それを出す作業中であります。

○緒嶋委員 その中で、今度、採用の基準というのを見直すということで、身長とか体重とか、いろいろあったんだろうと思うんですけど。ある意味ではみんな平等に扱うということではないことだと思っておりますけれども。失礼な言い方ですけど、体重が150キロの人が全員おったという場合、それはもう全員、試験に通れば採用するということになるのですか。

○新島警務部長 理論的にはそうなるかもしれないんですけども、そういった基準を一つ減らしたというのは、警察官採用試験の中で、体力試験というのを、うちはしっかりとやっておりますので。体の大きさとかは別として、体力的な基準をしっかりとクリアできればいいということで考えております。

また、警察学校に入るときは、警察官の人たちは、皆さん、体重的に大きかったり小さかったりとかするんですが、卒業するころには、ほぼ皆、均斉のとれた同じような形になっておりますので、大きかった方は多少縮まって、小さかった方は多少なりとも大きくなって卒業されております。

○緒嶋委員 体力で問題がある人は、警察官になれば体力はつくということですかね。

数字は、まだ、ちょっと、とれなかったかな。

○渡辺委員長 そうですね。まだ調整中と書いていますね。

○緒嶋委員 それと、この、えびのの警察署は、起債とかでさっき言った不動産関係のあれは該当していないわけですね。

○新島警務部長 県と国費の補助で建設させていただきます。

○緒嶋委員 それと、今度、県も防災センターを建設されるわけですよね。そうすると、警察のほうは地震があった場合は、警察学校に本部を移すとか言われましたが、万が一、地震が来た場合に、防災センターの中での警察の行政の位置づけはどうなるわけですか。

○片岡警備部長 大規模な災害が発生した場合、今度つくります県の防災センターに警察からも警視クラス以下が詰めまして連絡調整を行うことになっております。

○緒嶋委員 そういう大規模災害の場合は、警察としての本部は警察学校ということになるわけですか。

○片岡警備部長 県警本部の機能があれば県警本部でそのまま指揮をとりますけれども、県警本部が使えないとなれば、警察学校と機動隊に県警本部の機能は移転する予定です。

○緒嶋委員 防災は人命救助いろいろ含めて、市町村も含めて、知事部局と十分な連携がとれないといけないわけですよね。もちろん警察学校は高さもあるし安全なところということはわかりますけれども、防災センターは今の県警本部から一番近いところにいるわけだし、もうちょっと何か連携が密にできるようなことを考えてもいいんじゃないかと思うんですけど。その程度でいいわけですかね。

○片岡警備部長 南海トラフ級の地震がありますと、県警では県警独自の災害警備本部が、約190名ほど要りますので、どうしてもそれが防災センターに入るわけにはいかない。

ただし、委員のおっしゃるとおり連携が必要ですので、警視クラス、それに数名をつけまして連絡要員を防災センターに派遣して調整を

行っていくという予定にしております。

○**緒嶋委員** これは今後の課題で、まだ、今から防災センターはできるわけですから、本当にそれでいいかということは、十分考えてほしいと思います。

それと、先ほどの検視ですけれども、基本的にこの検視官をふやすのが、一番いいと思うんですけれども、検視官をふやすことは、やはり制限があるわけですか。

○**西刑事部長** 検視官については、今4名おります。警部検視官がそのうちの3名おりまして、これが24時間体制で泊まりをしておりますので、検視官体制については充実していると考えております。

○**緒嶋委員** 今度、機材検視システムを改善されるということであるけれど、やはり24時間を4名でというのは、大変なことだと思うんです。4名では、もうそれこそ誰かがいないといけないということ。やはりもうちょっとふやす中で、両方相まって。今、病死でも自宅で亡くなった人は検視が当然のように行われるわけですよ。それは、救急車で仮に病院に運ばれても、どこで倒れたかというようなことによっては。

そうなると、家族からすれば、それこそ葬式なんかも早くしたいと思うけれど、検視が終わらないので、4日、5日先まで待たないといけないというような感じで。いろいろな対応に、家族の人も大変苦労されるというか。いつ検視が終わるかわからないので、葬儀の日程もすぐには決められないと。そうすると、親戚の人はいつが葬式かということで、東京や大阪へ帰ろうと思っても、それに合わせて帰らないといけないので、なかなか飛行機の搭乗券もとれないというようなこと。実際、本当に、大変な思いをされているのです。

適正な検視をしないといけないから、その理屈は当然だと思うけれども。やはり一日でも早く検視が終わってほしいなというふうに、みんなが思っておるわけです。それは、事件とか事故とかは別ですけど、本当に病気なら、もっと早く終わらないかなというのが、率直なところ。

そして、病院のお医者さんの診断も、一応出た後での問題で、また改めて検視される。家族の皆さんにいろいろとお聞きにもなるというようなことで、何かノイローゼのようになるというような話も聞くわけですので、やはりその時間を、できるだけ短縮するということは必要じゃないかなと思うんです。

○**西刑事部長** 委員のおっしゃるとおり、できるだけ早くやりたいというふうに思っております。

○**緒嶋委員** ぜひ、お願いいたします。

それから、この説明資料の中で、495ページ。警察施設財産収入3,813万1,000円、これは敷地か何か、これはどういう収入ですか。

○**時任会計課長** 財産収入3,813万1,000円の財源の内訳ですけれども、この財産収入の中には、例えば、職員宿舎の職員が払う宿舎料、あるいは安全協会等に事務所等を貸しておりますけれども、その使用料等の財産貸し付け料、あと公募型貸し付け料といひまして、自動販売機のための貸し付け等をやっております。

ほかに、不要物品の売却代金、廃棄するものについて売却したんですけれども、そういうものが県警全体の予算の中には、1億6,585万円あります。その中の一部を使っているということでもあります。

○**緒嶋委員** 警察のほうの財産収入って何かと、普通あるのかなと思って。今、話を聞いて

なるほどと思ったところでございます。

それと、3月12日から認知症の対策について、改正されたわけですが、その中で、今度は自動車学校等での待ち人が多いというか、なかなか講習が受けられないというのがほかの県ではかなり多いと聞いております。宮崎県の場合は新聞にも載っておりましたが、どういう状況ですか。大体、行っても3カ月とか6カ月とか待つとかいうようなところもあるということで、そうなると、免許更新に間に合わないんじゃないかと思うんですけど、どういう状況ですか。

○首藤運転免許課長 委員が御心配されているのもごもっともなんですけれども、宮崎県の場合は、1カ月以内には、全て順調にいくようにしております。

○緒嶋委員 なら、宮崎県の場合は問題がないというか順調にいつているということで、他県のようなことは起こってないというふうに考えていいわけですね。

○首藤運転免許課長 1カ月から1カ月半以内には、全て講習が受けられるように対策をとっております。

○緒嶋委員 それと、看護師は4名張りつけられたんですが、新たな年度ではそのあたりの看護師の数は変わらんわけですか。

○首藤運転免許課長 看護師4名で、各種相談を受けておりますけれども、現体制で、多分大丈夫だろうということで、増員はまだ考えておりません。

○中野委員 説明資料の5ページ、この南海トラフ災害対策で、救出救助活動装備ヘリTV受信。今、宮崎県警の警察の映像の送配信というのはどんなシステムになっているんですか。

○片岡警備部長 現在、県警本部ではヘリテレの映像は、当然見ることができます。

大規模な南海トラフ級がありまして、県警本部が使えないという場合は、先ほど申し上げましたけれども、警察学校、機動隊に移転します。警察学校、機動隊には、その衛星通信を受信する設備がございませんので、今回の予算で警察学校と機動隊にヘリテレの映像を受信できる設備を設けるということになっております。

○中野委員 ヘリで撮った空撮をおくって見ることは、今、できるわけでしょう。

○片岡警備部長 できます。

○中野委員 今度は、これはヘリコプターの中でテレビを見る装置をつけるということですか。

○片岡警備部長 警察学校、機動隊に設けた代替施設に県警本部の職員が移りますけれども、そこで、ヘリで撮った映像を見るということでございます。

○中野委員 その分ですね。今、本部では見れるわけですね。それを、非常のときに向こうで見るやつをつけるということですね。わかりました。

それと、この食糧の備蓄というのは、何もなければ賞味期限がある。これ、どんなふうに交換していくんですか。

○片岡警備部長 非常用の食糧は、一部5年間というものがありますが、おおむね3年間で消費が切れますので、この3年目が近づいてきましたら、災害の訓練等でできるだけ消費して使うようにしております。

○中野委員 捨てずに、もう全部使い切るわけですね。

○片岡警備部長 基本的にそういうことになっております。

○中野委員 わかりました。

もう一つ。それから、この災害対策用移動式小規模LANシステム、これ、ちょっと具体的

にもう一回説明して。

○片岡警備部長 現在、県警内には、パソコンでやりとりする庁内のLANシステムができております。ただ、県警本部が先ほどのような機能不全に陥って、警察学校等に移る場合に県警本部が使えませんので、LANシステム等がないということで、小型のサーバー、それにパソコン、プリンター、それと停電でも使える発動発電機、この一式のセットを今回要求しまして、向こうに移った場合には、それを持っていく、あるいは大きな災害現場の近くにそれを持って行って、そこで運用するというようなシステムでございます。

○中野委員 わかりました。

○緒嶋委員 DNAの研究事業について、これ、出身地やら、大体、いろいろわかるということですが。実際にこれが確立するのは、いつぐらいになるわけですか。

○西刑事部長 一応、3年計画で確立したいと考えております。

○緒嶋委員 それは1年でも早いほうがいいと思いますけれども、予想どおり出身地まで推定できるというふうに、大体、間違いないということですね。

○西刑事部長 そのように理解していただくと結構だと思います。

○緒嶋委員 ありがとうございます。それと、これは宮崎県だけではなくて、やはり、ある意味、警察庁としては全国展開したいだろうと思うんですよね。これで出身地が北海道の網走であったり、稚内であったりというのがわかるということであれば、いろいろな事件解決の早道にも相当なと思うんです。

東京で亡くなった人の出身が宮崎県だということがわかれば、その身元確認なんかも迅速に

できると思うんですが、これが全国展開に向かう可能性というのは、どの程度考えていいんですか。

○西刑事部長 やはり、それはこの制度で成果を出して、これがはっきり波及していくというようになるのが一番ですので、まずは本県で成果を出すと。これが認められると、各県にも順次波及していく可能性があるものと考えております。

○緒嶋委員 全国展開ができるということであれば、この研究費あたりは、県の金じゃなくて、警察庁から補助をもらってもいいんじゃないですか。

○西刑事部長 それぞれ各県が研究をやっているものですから。これについては、やはり宮崎県が先駆的に、筆頭的にやっているわけですから、まず成果を出したいということで考えております。

○緒嶋委員 ぜひ警務部長、県警本部長も頑張ってください。これが全国展開できるんだということであれば、警察庁も、なるほどと思うんじゃないかと思うんですけれど、警務部長、そのような感じはしないですか。

○長友警務課長 委員がおっしゃることは非常にわかるのですが、痛しかゆしというところもございまして。まずは今、刑事部長がお話ししたとおり、まず県警の見通しというものがなかなかないと、国のほうで予算というのは認められないのかなと思います。

チャレンジ枠ということで、知事の特別枠という3カ年計画で、今回、御承認いただいたわけですがけれども。そこでまず、ウシでの成果がありましたので、これを今度はヒトに応用するというので、ここでしっかりと物を出して、国に対してその成果を見据えつつ、補助金の要

求というのを今後検討したいとは考えておりません。

ただ、余り成果の見通しがよすぎると、奪い取られてしまうかもしれないというのもあるので、そこが痛いかな。やはりまず、宮崎から発信ということもありますので、そこがちょっと痛しかゆしというところなんです。いずれにしても、宮崎だけの予算で、なかなか全国のとかは難しいかもしれませんので、委員の御指摘のとおり、そういったことは、今後、国とも検討してまいりたいと思っております。

**○緒嶋委員** それと、県警のヘリコプター、今、平常運行になっておるわけですか。

**○鬼塚生活安全部長** 戻ったのは9日ですけれど、10日にヘリコプターにヘリテレを積みまして、今、正常に活動できるようになっております。

**○緒嶋委員** それと、長野でああいう事故があったですよ。防災ヘリであったわけですが、このフライトレコーダーというのはついておるわけですか。

**○鬼塚生活安全部長** うちの県警のヘリコプターのほうには、フライトレコーダーがついております。

**○緒嶋委員** 向こうのは、フライトレコーダーがついてなかったんじゃないかなって、ちょっと聞いたので。安全のためにも、ああいう事故があってはいけないわけですが、ヘリコプターというのは、やはり地上の乗り物と違う、空中を行くわけですので、相当、危険を伴う仕事であると思うんです。

そうなれば、整備も当然十分にやらなくちゃいけないし。昼間だけしか飛行してないということであるので、その安全は十分考えておられますけれども。安全対策というのは、パイロット

の命を含めて、そういうのは十分なされておるわけですね。

**○鬼塚生活安全部長** 今回の長野県の事故の件につきましては、まだ解明されておりませんので、何とも言いがたいところがございますけれども。例えば、うちのヘリコプターで言えば、操縦士というのがありますけれども、必ず2名乗っております。1名の者が急に体調が悪くなった場合でも、もう1名の者がヘリを操縦できます。また、整備につきましても、都度、精密な整備を行っておりますので、機器のふぐあいということはないように努めているところでございます。そういうふうにして事故防止には努めております。

**○高橋委員** 出身地推定確立のためのDNA研究事業、再度確認しますが。恥ずかしながら、私も、これじゃあ、ちょっとちんぷんかんぷんなもんですから。47都道府県それぞれの警察本部がこういった研究をしないと、全国展開のいわゆる出身地はできないということですね。

**○西刑事部長** そのとおりでございます。

**○高橋委員** であれば、先ほどからも警務部長もおっしゃっていましたが、この研究の成果が、将来的に、成功したときに盗み取られるかもしれない。たしか本会議場で田口議員も言っていたと思うんですけれど、いわゆる特許の道ですね、この事業が成功した暁のその後の展開で、宮崎県警察本部の科学捜査研究所の、このDNA研究の成果を、何らかの形で、商売じゃないですが特許の道ってないもんですか。たしか、本部長は、答弁ではないとおっしゃっていました。

**○西刑事部長** 今回のこの研究は、中身を分析する研究でありまして、検査方法とか検査キット等を開発するような研究ではありませんので、

特許にはそぐわないということでございます。

成果につきましては、論文とか学会等で発表して、この県警の研究というのを評価していただくように努めていきたいと考えているところでございます。

○高橋委員 成功していただくことを、本当に願うわけですけれども、あとは、紙切れ1枚の表彰状みたいなもんですね。最終的には、内閣総理大臣表彰とかですね。

その後、宮崎県警察本部の科捜研に視察が訪れる経済効果はもたらすかもしれませんね。ありがとうございます。

○西刑事部長 それと、まずこの年齢推定自体はウシのDNAから発達したわけですから、やはりこの畜産王国、ここをやはり発信することにはつながるというふうに考えております。

○中野委員 退職された後の再任というのがありましたよね。この再任というのは、定数に入っているわけですか。どんな位置づけになるんですか。

○新島警務部長 フルタイムで任用される方は定数に入りますが、パートタイムの方は定数外となります。

○中野委員 フルタイムの場合は、給与というのは下がらないでそのままですか。

○新島警務部長 再任用の場合は、やはり給料は現役のときと違いまして下がります。それぞれの役職とかによってちょっと変わるんですけども、いずれにしましても、現役当時に受けていた給料よりは下がるということになります。

○長友警務課長 手元に具体的な金額がございませんので申しわけございませんが、ある巡査部長、警部補、警部、警視まで、再任用された方の金額が、それぞれ固定で決めてございます。

○中野委員 知事部局であったら、管理職が落

ちるわけで。警視の方は警視資格をそのまま持つておるわけでしょう。まあ、いいです。

○濱砂委員 この定数で、人数の中に休職中の方も入っているんですか。

○長友警務課長 休職者の数は入ります。育児休業中とか、そういった方は入りません。

○濱砂委員 休職者は何名ぐらいいらっしゃいますか。

○長友警務課長 現在は、精神疾患ということで鬱病でございましてけれども、2名が休職中でございますが、今年度中には1人復帰して、最終的には1名が休職中でございます。

○濱砂委員 割と少ないんですね。教職員等はかなり多く聞くんですけども。わかりました。

それからもう一点。494ページ。警察職員設置に要する経費の下の3番、臨時職員の雇用賃金というのが出ているんですけど、これはどういう職員なんですか。再任用とは違うんでしょう。

○時任会計課長 臨時職員の雇用でありますけれども、地方公務員法の22条に規定します職員でありまして、県警本部全体で45名の臨時職員を雇用しているところであります。

○有岡委員 5ページの災害対策強化事業の関係で。アの救出救助活動用備品資機材ということで購入するわけですが、こういった備品の管理として、貸し出したときに今ないとか。そういった備品の管理というのは、どういうふうになっているのか。災害時に貸しているかどうかわからないとか、そういうことのないように、どのような備品の管理をし、紛失する場合もあるでしょうが、実際出ているとか、貸し出しのそういった管理がどの程度整備されているのか、おわかりになればお尋ねしたいと思います。

○片岡警備部長 災害救出救助の装備資機材に

つきましては、備品管理台帳をつくって管理しております。

また、基本的にはそれぞれの所属用に措置しておりますので。貸し出すとかは、場合によってはあるかもしれませんが。いずれにしても管理台帳というのを備えつけて、それでチェックするようにしております。

**○有岡委員** 今、申し上げているのは、災害時にそういう資材が動き出すと、何がどこにあるかわからないということの混乱を避けるために、やはりどこに何があるかをどこかが把握しておくような、そういう台帳だけではなくて、例えば図書の貸し出しのような、今これはないとか、そういうのがわかるような体制までつくりたいと、災害時に大変苦慮されるんじゃないかと思うんですが。そこら辺の備品の管理というのが、もう一歩進めてもいいんじゃないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

**○時任会計課長** 台帳以外に、装備品管理システムというのをつくってございまして、パソコンの中で、どこの所属がどれを持っているというのを管理しているところであります。

**○有岡委員** これ、全ての出先のあたりの備品まで管理ができていのかどうか、そこまでお尋ねいたします。

**○時任会計課長** 全所属のものが管理できております。

**○有岡委員** ありがとうございます。

それともう一点。お尋ねしたい件は、日向署が移転をし、えびのが今度、11億5,000万円ほどの予算の中で移転するわけです。高岡とか都城の話をするにしても、やはり移転建築というのは話題になるんじゃないかと思うんですが、その流れとしては、現在、状況はどうなんですか。

実は、昨年11月に水が上がって、高岡署も水没したような状況になりました。毎年そういったことの繰り返しになるものですから、やはり移転をするための準備を、今からしておかないとかなり時間がかかるんじゃないかというふうに懸念するものですからお尋ねいたします。

**○新島警務部長** 現在、えびの警察署を建設中ということで、警察署につきましても、順次、計画的に建て直し、整備というのをやっていくことを県警本部としても考えております。

優先順位は、やはり災害のときに、それがしっかり対応できる、災害センターとして機能が果たせるというようなところからということでありまして。それに基づいて、土地とかもどこにすればいいかとかいうことも踏まえまして、いろいろと、今、部内で検討しているところで。また、財政当局とも意見交換を行っているところでございます。

**○有岡委員** よろしくお願ひします。

**○渡辺委員長** 検視の話で、先ほどのやりとりの中で整理がついていないというような印象を持ったので、改めて聞きますが。検視と行政解剖とか司法解剖の話が先ほどのやりとりでまざっていたような印象を持っているんですけれども。いわゆる検視官が臨場して行う検視の作業がどこまでかということと、その年の件数。そしてその後、行政解剖だったり司法解剖に進むものがどの程度あるのかという数字を含めて、ちょっと御解説をいただけませんか。

**○西刑事部長** まず、検視数につきましては、昨年が1,330件です。検視官が臨場したのは、昨年は1,191件で89.5%の臨場率ということでございます。

それと、一次的に検視しまして、犯罪の要素

があるというときに、今度は解剖ということになってくるのですけれども、解剖については、昨年、年間81件を実施しておるといふ状況でございます。

ですから、今度は解剖するということに、警察のほうで保管している時間がかかりますから、遺族の方への返還がおくれるということになってくるというわけですので、そこの御理解をいただきたいというふうに思っております。

○渡辺委員長 了解しました。

ほか、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 次にその他報告事項に関する説明を求めます。

○新島警務部長 新所属の設置につきまして、資料3に基づき御報告いたします。

本県警察は、現在、警察本部に附置機関である警察学校を含めまして、5部24課1所4隊1校のほか、県下に宮崎北警察署を初めとする13警察署が設置されております。

今春の組織改編では、現行の組織体制に加えて、1の新設所属にありますとおり、生活安全部内にサイバー犯罪対策課を、警備部内に外事課を新設する予定でございます。

昨今、情報通信技術を悪用した犯罪は、年々悪質・巧妙化が進展し、東京オリンピック・パラリンピックや宮崎国体等の開催を控え、今後ますます県民や行政機関、中小企業等へのサイバー犯罪・サイバー攻撃が懸念されるところであります。

これらの情報通信技術を悪用した犯罪に、迅速かつ的確に対応するとともに、行政機関や中小企業への支援体制等を確立するため、現在、生活安全部生活環境課内に設置しておりますサイバー犯罪対策室を独立所属とし、サイバー犯

罪対策課を設置いたします。

また、イスラム過激派組織等によるテロが国際的な問題となる中、東京オリンピック等の開催を控える我が国におきまして、ソフトターゲット等を対象とするテロの脅威が増大しているほか、本県におきましても、国際海空港が存在する中で、テロリストの入県や拠点化が懸念されるところであります。

これらのテロや対日有害活動等に対しまして、的確な治安対策を推進するため、現在、警備部警備第一課内に設置しております外事・国際テロリズム対策室を独立所属とし、外事課を設置いたします。

なお、新所属設置後の組織概要につきましては、2の新設後の組織概要のとおりで、警察本部内の組織体制は5部24課1所4隊1校から、5部26課1所4隊1校へと変更となります。

最後に、新所属の設置日につきましては、3の設置予定のとおり、平成29年3月21日を予定しておりますが、この日付は、本県警察における警部級以上を対象とした第一次異動の発令日であり、第一次異動にあわせて新所属を設置いたします。

報告は、以上でございます。

○渡辺委員長 その他報告事項に関する説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。

○高橋委員 この新課設置による人数の配置の説明をお願いします。

○新島警務部長 サイバー対策課につきましては、現在、課長以下15人体制といたします。また、外事課につきましては、課長以下16人体制ということとなっております。

○高橋委員 これは、各13署ありますよね。ここに、任務的には連携するわけですが、

具体的に人がふえた警察署があるよというところは無いわけですね。

○**新島警務部長** 今回は本部に人を充てております。警察署での増員はありません。

○**高橋委員** 例えば日南で言うと、警備課は3人です。クルーズ船が来ていますよね。これは、年々ふえているわけで、29年度は30とか、いろいろ目標を立ててやっているみたいですが、私はまだ聞いたことはありませんが、不法滞在が県外では発生しているような話も聞いていますし、そういったところも想定されるとすれば、何らかの補強といたしまししょうか、そういったところが署によってはあるんじゃないかということで、ちょっとお尋ねします。

○**新島警務部長** 委員のおっしゃるとおり、警察署によりましては、警察署内の課の体制が十分でないというところもあるかと思えます。小さい警察署では、やはり人の限りもあります。また、大きなところも、それなりに手当はしているんですけど、やはり十分でないというところもあります。やはりその業務の優先順位等を考えて、署として一番ベストな体制というものを本部のほうで毎年検討いたしまして、体制を変えております。

その警察署において十分な対応がとれないという場合におきましては、本部の所属が、警察署のほうまで応援に行きまして、必要な体制をとることとしております。

例えば重大な事件が発生したときなどは、その警察署だけに任せることなく、警察本部から必要な部署、人員が行きまして、警察署の応援に回っておりますので、今後ともそのような体制で臨みたいと考えております。

○**高橋委員** よろしくお願ひします。

○**中野委員** このサイバー犯罪対策、いろいろ

専門的な話になるけど。県内で、このサイバー関係で、高度の事件というのは、例えばどんなものがあるんですか。

○**新島警務部長** これまで、大規模なサイバー事件というのは、県内では発生していないと思いますけれども。ただ、このサイバーというのは、国境とか領域に関係なく発生するものでございます。

例えば、一般論で言う話になりますけれども、パソコンあるいはスマホみたいな端末があれば、それを利用して別の場所を攻撃するということが可能となります。

したがって、宮崎での発生がこれまでにないからといって宮崎で体制をとっていないと、宮崎が利用される場所として、水飲み場とかいう言い方もしたりはするんですけども、そういったものに使われる可能性がありますので、県警といたしましては、必要な体制をとっていきたくて考えております。

○**中野委員** 私は、必要じゃないということじゃないのよ、大事なんだけど、15人ぱっと入れても、どれぐらいのレベルのサイバー攻撃した人がいるのかなと。そういう意味で、どういう高度な事件が起きたかというのを聞いているわけで。

○**重山生活環境課長** 高度なサイバー犯罪についてであります。報道でも御存じだと思いますけれども、県庁LANの端末、これがウイルス感染の疑いがあったということもあります。この旨については、県警がサイバー犯罪として認知しておる内容で、警察庁の情報通信の解析をする専門家がおりますので、そこ等に解析を依頼して、今現在、捜査中という事件もあります。

○**中野委員** 高度なテクニックですかね。やはり15人におればいって話じゃないですね。レ

ベルを上げる話だと思います。それから外事課、これも今からやはり、いろいろ労働移民とかふえてくると思うんですけども、例えば、外事課というのは、外国語、何カ国語対応できるかという話になるじゃないですか。そこ辺はどうですか。

**○新島警務部長** まず国際犯罪、テロとかに対応するというので、語学につきましては、既存の英語とか中国語などのほかにも、県警では現在、いろいろなマイナーな特殊言語につきましても、要員を育成中でございます。これまで、アラビア語なども相当の能力を有する者を育てております。

また、先ほどの話にちょっと戻りますけれど、サイバー犯罪対策課のほうにおきましても、要員といたしましては、非常に高度な科学技術の知識を持った人間が県警内にもおりまして、そういう人間を新設の部署に充てる予定としております。

**○中野委員** やはり採用のときに、そういう専門職を私はとる必要があるかなと思ってますんで、頑張ってください。

**○渡辺委員長** ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長** その他、何かありますか。

**○緒嶋委員** 特殊詐欺、これが大分減ったといっても、詐欺にあった人個人から見れば、深刻な問題なわけですよ。

そうなれば、これはなくなるのが一番いいし、その対策というのは、個人がしっかりしていれば、詐欺にはあわないわけですよ。ところが、それはなかなか限界があるし、高齢者は、そういう判断も難しい。耳が遠くなると本当に息子からの電話みたいに、聞こえたりもするんでしょう。そういうことの対策を、今後、県警本部と

しては、特に強化されるとかということはあるのかどうか。

**○西刑事部長** 今後、特にということは考えていませんけれども、やはり高齢者対策のために、今、コールセンターの事業は非常に効果を上げているということですので。やはり、この状況を見ながら対応できるような対策は考えていきたいというふうに考えております。

**○緒嶋委員** それと、こういう対策についての日ごろからのPRというか。市町村とも絡めて、こういうものが今でもかなりあるよというようなことを、それぞれの県民に自覚を持たせるようなPRというか対策というか。そういうのも、これは警察だけではちょっと限界があると思うんですけども、知事部局とも連携しながら、また市町村とも連携しながら、進めていく必要があるんじゃないかと思うので。そのあたりの連携をどう考えておられるか。

**○西刑事部長** おっしゃるとおり、やはり県庁とも連携ということで、県庁の楠並木チャンネルというのがスマホにありますけれども、これにも入れたりとか、スマホ等を利用した対策、こういうのも考えております。

**○緒嶋委員** みんながスマホを持っているわけじゃないわけですよ。そりゃスマホを持っている人はそれでいいけれど。それ以外の人、年寄りには特にスマホを持っている人は数でも知れとるわけですから。やはり、そういう点で考えると、広く県民に周知できるような方法はないか。

そりゃスマホが一番便利はいいでしょう。もう、入れればいいわけ。だけど、そうではなくて、本当にこの対策というのを、もうちょっと深刻に考えて。これは知事部局のほう警察以上に力を入れないといけないとは思ってます

れど。警察のほうからも、そういうアプローチをされて、市町村を含めて対策をする。

また、そういう事件が少なくなることは、県警の仕事もある意味ではそういうのにかかわる人が少なくなっていくわけですね。そう考えた場合に、知事部局、市町村、あるいは社会教育団体など、それぞれの団体があるわけですが、社会教育団体も含めて、そこら辺の対策を、地域協議会とかの連携も含めて、私はやるべきだというふうに思うんですけれども。

○西刑事部長 今、御指摘のとおり、県、市町村等との連携、これも深めていきたいと考えております。

○緒嶋委員 お願いします。

○中野委員 きのが東北地震の6年目だったんですけれど、NHKのスペシャルを見ていますと、本当に、自助・共助・公助というじゃないですか。耐震するのは別として、地震は、もうほとんど自助・共助。地震の場合は家屋が倒壊して、いかに事故者がいないかということは、まず、これは共助だと思っているんです。

そうすると、津波の場合も、要は、逃げることじゃないですか。これも自助・共助・公助、一緒になってですよ。

私は、あれを見ていると、今まで高い防波堤ができたりしておるけれど、津波はとにかく逃げる、まず避難すること。

やはり、ビッグデータなんか見ていると、自動車で逃げる人、避難する人がおるわけです。こういう自動車なんかで避難する人については、県警としてはなすすべがないという対応で、私は理解しているんです。そういうことでいいんですか。

○片岡警備部長 車で逃げる方に対する対応が、なすすべがないということではないんですけれ

ども、原則、車では逃げてくれるなど。東日本大震災のときに、車で自宅、あるいは職場、あるいは学校に迎えに行くピックアップ行動をとって大渋滞が起き、ともに流されたということでもあります。まずは徒歩で逃げてください。そして、できるだけ、より高いところに逃げてくださいというような防災講話、これを一生懸命やっておるところでございます。

○中野委員 何か今、盛んに防災講話、それだけは出てきまして、各地区でやっていますけれど。ネットなんかで、警察庁なんかのそんな話、1回探ってみようとは思うんだけど。そういう現状があったわけで、それは金の要る話じゃない。どうやって逃がすか、車で逃げなさんなって言っても、いざとなったら子どもを迎えにいたりするから、やはり車で逃げますよ。

災害というのは、予定どおりいかないもので、みんな逃げている。そう考えれば、歩いて逃げてくださって言っていますから、車で逃げる人への対応は、まだ何もしていませんという話でいいのかなって。もう不思議でたまらないんですけれどね。

歩いて逃げてくださいということで、それ以上、車の対応は何も考えませんということではないですね。

○片岡警備部長 何もやっていないというわけではないんですけれども。

○中野委員 いやいや、やっているんだったら教えてください。

○片岡警備部長 前回、閉会中の常任委員会で御説明いたしましたけれども、各沿岸部の施設ごとにマニュアルをつくっております。当然、停電にはなっているでしょうけれども、これに基づいて、その瞬間に勤務している警察官にあっては、指定された交差点で、手信号をやって、

できるだけ山の手のほうに逃がすと。海のほうには車は流さないというような交通規制等をするようにはしております。

○中野委員 だけど、山に逃げなさいといったって、渋滞して逃げられない。じゃあ、宮崎だったら街のほうに逃げようと思って渋滞が出てくる。幾ら交差点にお巡りさんもおっても、一緒なんです。私は、可能な限り、やはり追求すべきだと思っていますけれど。

前は、お巡りさんが最後までおって、五十何人亡くなられたわけでしょう。最近では、途中で身の危険を感じたら逃げなさいという話。逃げなさいというのは悪いけれど、逆にそういう話でしょう。

それだったら、もっと事前にやるべきことがあるような気がするんです。やってできないというのではなく、頭からできませんって。人命がかかっていることですよ。これはもう絶対、私は納得できないから。その地形地形で、いろいろあるじゃないですか。宮崎でも、ずっと太平洋に面している市町村、お巡りさんもついて。

まあ、それ以上がないのであればいいです。

○渡辺委員長 よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次に請願の審査に移ります。

新規請願第21号については、県執行部は所管しておりませんので、執行部の説明は省略をいたします。

委員から、何か質疑があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

---

午後0時58分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、局長の説明を求めます。

○凶師企業局長 企業局でございます。よろしくお願ひします。

それでは、企業局の提出議案につきまして、御説明いたします。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

3の提出議案であります。今回、3件の議案を提出しております。まず、議案第16号「平成29年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算」、議案第17号「平成29年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算」、議案第18号「平成29年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算」であります。

それでは、資料の1ページをお開きください。

1の平成29年度宮崎県公営企業会計当初予算（案）のポイントであります。大きく3点掲げてございます。

まず1点目は、（1）の電力システム改革への的確な対応であります。

これは、将来的な売電のあり方を見据えた上での施設改修や設備投資など、電力システム改革に的確に対応し、健全経営を維持するものであります。

2点目は、（2）の計画的な設備投資による長寿命化対策であります。

これは、老朽化した施設、設備について、計画的に更新、改良を行うことにより、電力、工業用水の安定的な供給及び住民福祉の向上に寄与する取り組みを推進するものであります。

3点目は、(3)の地域貢献に資する取り組みの推進であります。

これは、産業経済の振興と県民福祉の増進という局設置の理念に基づき、地域貢献に資する取り組みを推進するものであります。

次に、2ページをごらんください。

2の平成29年度宮崎県公営企業会計当初予算案の概要であります。

(1)電気事業であります。

来年度の業務の予定量といたしましては、年間供給電力量5億309万5,000キロワットアワーを予定しております。事業収益から事業費を引いた収支残は、太い黒枠で囲んでいるところであります。1億1,031万8,000円としております。

(2)の工業用水道事業であります。

来年度の業務の予定量といたしましては、給水事業所数13社、年間総給水量3,583万5,700立方メートルを予定しております。事業収益から事業費を引いた収支残は1,189万8,000円としております。

(3)の地域振興事業であります。

来年度の業務の予定量といたしましては、年間施設利用者数3万3,500人を予定しております。事業収益から事業費を引いた収支残は、103万円としております。

詳細につきましては、総務課長から説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

私からは以上でございます。

○松田総務課長 それでは、私から、今回提出

しております予算議案の詳細を説明いたします。資料の3ページをお開きください。

議案第16号「平成29年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算」であります。

(1)の業務の予定量であります。

年間供給電力量は、過去30年間の平均をもとに、5億309万5,000キロワットアワーとしております。

(2)の収益的収入及び支出であります。

事業収益は、50億4,944万2,000円としております。このうち、営業収益は47億2,945万5,000円で、主なものは九州電力との基本契約による電力料であります。

附帯事業収益は8,272万円で、主なものは固定価格買い取り制度を活用した小水力発電と太陽光発電の電力料であります。

財務収益は1億6,713万4,000円で、主なものは受け取り利息であります。

営業外収益は7,013万3,000円で、長期前受金戻入等であります。

事業費は49億3,912万4,000円としております。このうち、営業費用は45億3,948万2,000円で、主なものは、職員給与費や減価償却費であります。

附帯事業費用は7,340万4,000円で、小水力発電や太陽光発電に係る費用であります。

財務費用は7,302万7,000円で、企業債の支払い利息等であります。

営業外費用は2億321万1,000円で、消費税及び地方消費税納付額等であります。

2つ下の予備費は5,000万円で、この結果、事業収益から事業費を引いた収支残は1億1,031万8,000円となり、28年度に比べ、1億7,460万円余の減となっております。

4ページをごらんください。

(3)の資本的収入及び支出であります。

これは、施設の建設改良工事のように、支出の効果が長期間にわたるものなどについて収支をあらわしております。

資本的収入は6億7,329万円としております。このうち、3つ下の貸付金返還金6億6,996万7,000円は、一般会計等からの返還金であります。

資本的支出は28億6,425万8,000円としております。このうち、建設改良費は12億8,627万3,000円で、「渡川発電所大規模改良事業」等でありませ

企業債償還金は4億7,795万5,000円、繰出金は10億円で、一般会計への繰出金であります。

この結果、資本的収入から資本的支出を引いた収支残は21億9,096万8,000円の収支不足となりますが、米印のとおり、2つ目のポツの地方振興積立金10億円などを財源として補填することとしております。

(4)の継続費であります。

継続費は、建設改良等のために数年度を要するものについて設定しておりますが、アの営業費用に固定資産除却費を、イの建設改良費に設備増強費をそれぞれ計上しております。

まず、渡川発電所発電設備一括更新工事は、平成29年度からの5カ年事業で、アの営業費用として総額2億2,680万円、イの建設改良費として、総額30億3,564万円とし、渡川発電所取り付け道路工事は、平成29年度からの2カ年事業で、イの建設改良費として総額2億5,000万円の継続費の設定をお願いしております。

5ページをお開きください。

議案第17号「平成29年度宮崎県公営企業会計(工業用水事業)予算」であります。

(1)の業務の予定量であります。

給水事業所数は13社とし、契約水量を踏まえ、年間総給水量を3,583万5,700立方メートルとしております。

(2)の収益的収入及び支出であります。

事業収益は3億7,514万2,000円としております。このうち、営業収益は3億2,895万7,000円で、主なものは給水収益であります。

営業外収益は4,618万5,000円で、主なものは受け取り利息であります。

事業費は3億6,324万4,000円としております。このうち、営業費用は3億4,281万3,000円で、主なものは、減価償却費や委託費であります。

営業外費用は1,043万1,000円で、主なものは消費税等であります。

その2つ下の予備費は1,000万円で、この結果、事業収益から事業費を引いた収支残は1,189万8,000円となり、28年度に比べ167万円余の減となっております。

6ページをごらんください。

(3)の資本的収入及び支出であります。

資本的収入はございません。

資本的支出は1億3,089万6,000円としております。このうち、建設改良費は5,237万7,000円、2つ下の借入金償還金は6,000万円で、電気事業会計への元金償還であります。

予備費は1,000万円で、この結果、資本的収入から資本的支出を引いた収支残は1億3,089万6,000円の収支不足となりますが、米印のとおり、2つ目のぼつの借入金償還積立金6,000万円などを財源として補填することとしております。

7ページをお開きください。

議案第18号「平成29年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算」であります。

(1)の業務の予定量であります。

年間施設利用者数は、第3期指定管理期間の

設定目標である3万3,500人としております。

(2)の収益的収入及び支出であります。

事業収益は2,455万9,000円としております。

このうち、営業収益は2,173万1,000円で、主なものは施設利用料であります。

営業外収益は282万8,000円で、主なものは受け取り利息であります。

事業費は2,352万9,000円としております。このうち、営業費用は2,005万円で、主なものは減価償却費であります。

営業外費用は147万9,000円で、主なものは消費税等であります。

その2つ下の予備費は200万円で、この結果、事業収益から事業費を引いた収支残は103万円となり、28年度に比べ108万円余の減となっております。

8ページをごらんください。

(3)の資本的収入及び支出であります。

資本的収入は出資金返還金70万円で、一ツ瀬川県民スポーツセンターの一般財団法人移行による返還金であります。

資本的支出は1,725万4,000円としております。このうち、建設改良費は428万6,000円、借入金償還金は996万8,000円で、電気事業会計への元金償還であります。

2つ下の予備費は300万円で、この結果、資本的収入から資本的支出を引いた収支残は1,655万4,000円の収支不足となりますが、米印のとおり、1つ目のポツの借入金償還積立金996万8,000円などを財源として補填することとしております。

9ページをお開きください。

4の主な新規・重点事業であります。

まず、渡川発電所大規模改良事業であります。

(1)の事業の目的ですが、昭和30年の運用

開始から60年を経過し、主要機器及び基礎部に老朽化が見られるため、最新の機器を導入するものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は2億8,500万円余とし、事業期間は平成27年度から平成33年度までを予定しており、29年度につきましては、28年度に引き続き、取りつけ道路工事と発電設備一括更新工事を進めるものであります。

(3)の事業効果ですが、最新機器の導入及び基礎部の改良によりまして、発電所の総合的な運転信頼性が向上し、発電電力量が増加するとともに、固定価格買い取り制度の活用による収入の増加も見込まれるものであります。

10ページをごらんください。

「企業局地域貢献事業」であります。

(1)の事業の目的ですが、地域貢献の取り組みを推進するため、公営企業会計における地域振興積立金を活用し、県営電気事業みやざき創生基金の原資として一般会計に繰り出すものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は10億円とし、平成28年度から平成30年度までの3年間で30億円を支出する予定であります。

(3)の事業効果ですが、企業局設置の理念である産業経済の振興と県民福祉の増進が図られるとともに、地方創生の推進や地域の活性化に資するものであります。

11ページをお開きください。

「緑のダム造成事業」であります。

(1)の事業の目的ですが、企業局の発電に関係するダム上流域の未植栽地等を取得し、水源涵養機能の高い山林として整備することにより、安定的な電力の供給に資するものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は1億1,600

万円余、平成18年度から平成78年度までの間に未植栽地の取得や植林・下刈り等を実施するものであります。

(3)の事業効果ですが、山林の水源涵養機能の向上により、発生電力量の増加はもとより、山林崩壊の防止や濁水軽減等が期待されるどころであります。

また、地元小学生等に対する植樹体験は、自然環境保護意識の啓発にもつながっているものであります。

12ページをごらんください。

その他、主要事業といたしまして、(1)「小水力発電推進事業」7,199万1,000円、(2)「綾第一発電所発電機自動制御装置更新工事」1億5,566万1,000円、(3)「工業用水道施設計装装置取替工事」5,594万3,000円、(4)「庁舎改修工事実施設計業務」3,331万8,000円、(5)「企業局施設活用促進・PR事業」1,375万2,000円を計上しております。

参考といたしまして、知事部局等への経費支出予定額を記載しておりますが、先ほど御説明いたしました繰出金の10億円のほか、多目的ダム管理費用等によりまして、支出予定額の合計は23億2,700万円余としております。

また、最後に、13ページから15ページには、平成28年3月31日時点の企業局における資産及び負債等の状況をお示しするため、各事業の平成27年度決算貸借対照表をつけております。

平成29年度当初予算についての説明は以上でございます。

**○渡辺委員長** ありがとうございます。議案に関する説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。

**○濱砂委員** ちょっと教えてください。この電力料は、1キロワット当たり幾らで売っている

んですか。

**○松田総務課長** 今回の電力料でございますが、キロワットアワー当たり8.57円としております。

**○濱砂委員** 九電の買い取りは幾らですか。

**○松田総務課長** 九電の買い取り額が、1キロワットアワー当たり8.57円ということでございます。

**○濱砂委員** 一般の家庭は22円か23円ぐらいで九電から買い取っているんですよね。この金額は相場ですか。

**○森本経営企画監** 済みません。まず、この電気料金でございますけれども、単価というのは計算をした結果、その単価が出てくるというわけでありまして。その単価で売っているというわけではないということでございまして。まずは原価を出しまして、目標とする電力量で割り戻すと1キロワットアワー当たり8.57円という数字になるという料金の構成になっておるところでございます。

その差があるというのは、うちで売っている電力料は、単価ベースで見たときには安いんですけれども、九州電力は、それにいろいろな経費、人件費なり、送電設備等の経費等がのってくるんで、それをそのまま売るというわけにはいかないということで、それだけ高い金額で民間とかそういうところには売っていると。そういう仕組みになっているところでございます。

**○濱砂委員** そちら辺、ちょっと教えてください。まず、一般の家庭の電力料は、1キロワットアワー当たり22円から23円で九電から買い取っているんです。一般の太陽光とかいうやつ、売り出しの時点では42円で九電が買い取っているわけです。8.75円というのは非常に安いものですから、何でこうなるのかなという素朴な疑問なんです。

○森本経営企画監 その四十何円という数字と  
いますのは、多分、FITの数字ではないで  
しょうか。

国が施策的にそういう太陽光などのエネルギ  
ーを高く買うようにして、実際には賦課金とい  
いますか、返戻金といますか、その差額を補  
填するという仕組みになっております。

高くで買うんですけれども、その高く買った  
分については賦課金という部分で一般国民が全  
て負担して、それをまた、補填といますか国  
のほうに戻していくという仕組みでございま  
す。FIT固定価格買い取り制度と言われている部  
分は、そういう仕組みがあって、太陽光なり風  
力なりは、そういう高い金額で買われていると  
いうこととございます。

我々の水力発電というのは、一部を除きまし  
てそういうFITの仕組みをとっておりません  
ので、安い、本来の生の電力料の金額で販売を  
やっているということとございます。

○濱砂委員 いわゆる適正な価格ということ  
ですか。

○森本経営企画監 一応、そういうことと  
ございます。

○濱砂委員 ほかの地域、ほかの都道府県も、  
電力事業をやっているところはこんなものなん  
でしょうか。

○森本経営企画監 大体、前後ありますけれど  
も、皆、基本的に水力発電を県でやっている  
ところというのは、うちが大体真ん中辺ぐら  
いになるのかなということとございます。

○渡辺委員長 ほか、いかがでしょうか。

○緒嶋委員 小水力の電気料というのは、割と、  
前年から言えば伸びておるわけですが、29年  
度以降はこのような電力料の収入は、これぐ  
らいで継続されるわけですか。将来的にはど  
うなる

んですか。

○松田総務課長 小水力につきましては、酒谷  
発電所が、今年度は半年間の運用でしたけれ  
ども、来年度は1年間ということで、収入がふ  
えております。

○緒嶋委員 これは、酒谷発電所の分がこれ  
だけふえたというふうに理解すればいいわけ  
かな。

○松田総務課長 約4,800万円程度、収入  
がふえると見込んでおります。

○緒嶋委員 それと、職員給与費。企業局も  
施設がいろいろと改善されて、かつての職員  
が一番多いときから見れば、今、どれくらい  
減になっておるわけかな。

○松田総務課長 現在、この予算では111名  
でございます。平成4年当時で290名が在籍  
をしていたところとございます。

○緒嶋委員 この中でプロパーの職員という  
のはどれくらい。県の出向とか、いろいろあ  
るでしょう。

○松田総務課長 現在、プロパーは1名で  
ございまして、残りは知事部局との交流とい  
うこととございます。

○緒嶋委員 プロパーは1名だけですか。そ  
れは、どういう立場の人ですか。

○松田総務課長 \*管理職で業務をしてい  
るところとございます。

○緒嶋委員 将来は、県庁職員だけで企業  
局を運営しようという考えになるわけですか。

○松田総務課長 その職員が退職いたします  
と、知事部局との交流職員だけということに  
なります。

○緒嶋委員 ほかの県はどうなっているの。  
ほかの県も大体同じような形かな。

○松田総務課長 他県も大体同じような体  
制で

※31ページに訂正発言あり

ございます。

それから、先ほど、管理職員と申しましたけれども、正確に申し上げますと課長補佐でございます。

○緒嶋委員 県庁職員の人で、身分は県庁職員で、定年まで企業局にずっと永年勤続というか、そういうような形の人もおるわけですか。3年か4年で、その立場というか、身分は皆、変わるわけ。

○松田総務課長 委員がおっしゃいましたとおり、大体、何年か周期で異動をするわけですが、知事部局に行く職員もおれば、企業局の中で異動する職員もおります。現在、そのプロパー職員を除くと、大体そういった知事部局との交流という形で異動していくという形になります。

○緒嶋委員 そうなると、今は機械の時代って言っちゃそれまでだけれど、技術とかそういうものの継承は、別に支障はないということですね。

○松田総務課長 委員がおっしゃいましたとおり、技術の継承といえますか、そういったものは大変重要だと思っております。

局内でもそういった技術向上のための、いろいろな研修に取り組んでおりますし、若いうちはやはりいろんな部局を——知事部局との交流とかいう形でございますが、ある程度いきますと、やはりその職員のキャリアデザインとか、あるいは局の運営上、局内でいろいろ異動するとか、いろんな局運営に際しての配慮をしていくというところでございます。

○緒嶋委員 技術の継承というのは、もう絶対必要なわけありますので、そのあたり、いろいろあるだろうと思いますが、できるだけ。いずれにしても、企業局のそれぞれ3つの事

業が、順調に推移することを期待しておきたいと思えます。

それから、知事部局に貸付ておるということでありますが、これで、企業局会計に返ってくる金額というのは、毎年変わってくるわけ。

○松田総務課長 例えば、先ほど御説明いたしました電気事業会計で申し上げますと、4ページでございますけれども。4ページの上のほうの(3)の資本的収入及び支出の欄の資本的収入欄に貸付金返還金というのがございますけれども、6億6,900万円余というのがございますが、この中に、6億円の一般会計からの返還金というのが含まれておるということでございます。

○緒嶋委員 毎年6億円という枠があるわけ。

○松田総務課長 これにつきましては、未来創造貸付金というのを一般会計に貸し付けておまして、29年度で最終年度ということでございます。

○緒嶋委員 これは、金利までつけて返してもらえるわけ。

○松田総務課長 金利もつけた上で返還をしていただいております。

○緒嶋委員 平成30年度以降は、どうなるかわからないというのは、まだ方針が決まっていないということ。その理由は何。

○松田総務課長 現在、局の中で、今後10年間の設備改良とか、きょうも御提案申し上げます大規模改良とか、こういった設備の更新等に要する経費でありますとか、あるいは新規の開発等を積み上げてまいりますと、現在、損益勘定留保資金とか建設改良積立金、こういったものを充てて対応していくというようなことでございまして。今後の地域貢献ということについては、基金の残高が30年でほとんどゼロになりますので、今後また、経営の中で積みながら、

利益の中からそういったものを積めるよう、努力していくというようなことをございます。

○緒嶋委員 3年間で30億円出すから、それ以上、もう出さないでいいんじゃないかという感じをしておられるということですか。

○松田総務課長 やはり、電力システムの買いかえとか、不透明な環境でございますので。局の健全経営ということも考えながら、利益等についてはできる限り地域振興積立金等に積み立てて今後の財源としていくということを考えているところでございます。

○緒嶋委員 今、内部留保財源は、全体でどれだけあるわけですか。

○松田総務課長 現在、先ほども出ました損益勘定留保資金、その減価償却費等を積み立てたものが28年3月末で101億円ということでございます。

○緒嶋委員 その留保資金は、何年かの中で見れば、推移はどういうふうになっておるわけ。

○松田総務課長 この留保資金を財源にして、先ほど申しました設備改良方針とか建設改良、大規模なものに取り組んでまいります。こういったものを財源としながら、年々進めてまいりますので、今後は、やはりそういったものを消費していくという形になっていこうかと思えます。

○緒嶋委員 金額の推移はどうなっているかということ。

○松田総務課長 現在、27年度決算で101億円でございます。これが10年前の平成18年度でいきますと84億円程度ということで、額的には、そういう推移をしているところでございます。

○緒嶋委員 今のところは、割と安定というか、企業努力で頑張っておられるということではないですか。

それから、緑のダム事業。今、未植栽地がふ

えるとか、宮崎県の県土のいろいろな課題が山にも多いわけでありまして。これは、最終的には平成78年度までということでありまして、実際は、今後ともずっと継続してやらざるを得ないような事業かな。もう、これで終わるといような事業ですか。

○松田総務課長 この事業計画に基づきまして、平成78年度ということでございます。

その間、18年から20年かけまして、山林の取得、それから20年かけまして植林、また、19年から24年かけまして下刈りというようなことで、取り組んでまいりました。またその後、平成29年度からは50年間をかけて除間伐というようなことを予定しているところでございます。

○緒嶋委員 これは、最終的には、この山の除間伐はするが、ずっと漸伐ということも考えておるわけですか。天然林的にずっとそのまま置くという考え方よね。

○松田総務課長 委員のおっしゃるとおりで、これは、事業が終わってまた伐採するというところでございます。そのまま残すということでございます。

○緒嶋委員 それで、植種なんかいろいろ考えておられるようではありますが。地域性もありますし、どういう植生がいいのかということもあるわけだけれど、できるだけ、その地域に適地適木というような考えが一番であるし。やはり、自然やら動物生態系とかも含めて、その地域に、自然に優しいという発想は十分考えておられると思うんですけども。今のところ、これをやる上で、何か課題になっておることがあるかどうか。

○松田総務課長 委員のおっしゃるとおり、地元の方々と、どういう樹種が適当なのかということをお話を御相談しながら、対応しているわけでご

ざいます。

やはり、この広葉樹、どうしても最近ですと食害とか、そういったものに遭ったり、あと、その対策もとりながら、守りながら育てていくというようなことを、今、進めているところでございまして。そういうことをきちっとやっていかななくてはいけないのかなと思っております。

○緒嶋委員 特に、山の木の中では、イノシシというよりも鹿の害が多いです。だから、これをやらないと、植栽したもののそのものが、枯れてしまうというのが、かなり奥のほうではあるので。そういうあたりの監視体制は、森林組合に委託してやっておられると思うんですが、それでいいんですか。

○松田総務課長 森林組合に委託をして、そういった食害対策という形で、またいろいろ行っていただいております。

○中野委員 まず1ページ。ちょっと意地が悪い質問だけれども。この電気事業、太陽光発電が出てきた、原子力発電の話もある、火力発電、水力発電。今後、九電というのは、イコール企業局は、どんな見方をしておるのかな。

そこで1ページの1番上、将来的な売電のあり方を見据えた上で検討しておるわけでしょう。この将来的な売電のあり方というのは、何か具体的に。

○松田総務課長 今、電力システム改革が進んでおります。基本契約というのが平成37年度まで九電とありますので、それまでは、ことしを踏まえて二部料金制というのに準じて進められております。いずれは、一般競争と、従量料金ということで、いわゆる渇水とか、そういったものにも備えなくちゃいけないというようなことで、取り組みを、今、いろいろと検討しているところでございます。

○森本経営企画監 今現在、二部料金制をとっておるわけでございまして、9割ほどは、どんなに渇水がありましても料金確保ができていくというような状況でございまして。

基本契約というのを、一応、平成37年まで九州電力と取り交わしておりまして、それを継続している間は、とりあえずその辺が担保できるのかなというように思っておるところでございまして。それ以降になりますと、入札に移行をしていくことが可能性としては非常に高くなると。

入札に移行すると、従量制になる可能性が非常に高くなると。従量制になると、もろに単価でやりとりをしますので、渇水の影響を非常に受けてくるということが懸念されてくると。

現在、今までの事例で考えますと、渇水で60%台というような発電の状況もございまして、例えば50億円契約をしておりましても、60%しかなければ20億円ぐらいは収入がないというようなことだって、可能性としてあるということでございます。そういうことがあったときに、どのような対応をしていかななくてはいけないのかを、今のうちからじっくり検討して、それに対応するためにはどのような契約の形態をしていかないといけないのか。それを、今、検討していかなくちゃいけないというようなことでございます。

○中野委員 まさしく売電のあり方だな。将来予測というのは、今は、なかなか難しい。

それで、さっき緒嶋委員が言われた積立金の残り、この13ページの貸借対照表。まず、この短期投資の212億円というのは、何を投資しておるわけ。

○松田総務課長 現在の運用資金でございまして、これが大体255億円程度でございます。その中から、上のほうの基金というのがございまして

が、43億円程度。これを除いた約212億円ということになってございます。

○中野委員 だから、運営当事者かなんか、運用の相手先は。

○松田総務課長 失礼しました。その運用ですが、定期預金で大体46億円、それから債券で209億円程度を運用しているというところでございます。

○中野委員 債券というのは何ね。

○松田総務課長 大体、国債が84億円程度、それから地方債で84億円程度でございます。

○中野委員 そうしたら、右、資産の一番下の資産合計が451億円、それでここの資本金、剰余金、評価等、その資本合計が451億円ですよ。それと、左の資産合計から固定資産を引いた残り、この固定資産を引いた残りが、今、流動資産を含めて企業局のいわゆる現金預金、定期預金、運用資産ということでもいいのかな。

○松田総務課長 28年度3月末の運用している資金ということで申し上げますと……。

○中野委員 いやいや、この時点の今の考え方。

○松田総務課長 先ほど申し上げました基金です。42億円と短期投資の合計額212億円、これから右側の貸方のほうにございます短期投資を除きました額、評価換算額、その他有価証券差額にございます短期投資を除いた額ということで、約234億円程度でございます。

○中野委員 234億円、わかりました。

○高橋委員 基本的なことをお尋ねして申しわけないんですけども。3ページの年間の供給電力量の設定は30年平均だということで、私の記憶だと、いわゆる上振れ、下振れというのがあるわけじゃないですか。結果的には降水量によるところがありますよね。

もちろん収支の差というのは、結果的に前後

するわけで。降水量が少なかったという年は、あまり記憶にないもんですから。だから30年平均でいくと、この年間供給電力量というのは、徐々に上がっていつているのかなって、そういう確認を、まずはしたいと思います。

○森本経営企画監 ここ3年間は、結構、豊水年が続いております。ただ、それ以前の状況と違いますのは、渇水の年も結構ございます。10年平均で平均的な目標からの実績を見ますと、意外と93%ぐらいの数字としてあらわれております。ここ最近だけが豊水に見えるというような状況でございますので、今後、どうなるかというのは自然の現象でございますので、ちょっと何とも言えないところはあるかなというところでございます。

○高橋委員 わかりました。雨は適当に降ってくれたほうがいいんでしょうけれど。多いほうがいいのかなと思います。次に、5ページの工業用水のやつをちょっと確認します。これは、13社が、29年度にどれだけうちは使いますからという申告かなんかを多分するんでしょう。それに基づいて、こういう年間給水量というのは決まってくると思う。

ただ、会社の操業の仕方によって、水をもう少し欲しいという、そういうこともありえますよね。だから、これも上振れすることもあるだろうし、ひょっとしたら下振れもあるということでもいいですね。

○森本経営企画監 まさしくそのとおりでございまして、予算の年は、その次の年度の計画、ユーザーさんの使用量の計画をとります。その計画をもとにしまして、今、予算を決めているというような状況でございまして、今回の場合は、若干、計画量が少な目に出てきているということがございましたので、目標もちょっと少

なくなったというような状況でございます。

○高橋委員 わかりました。

あと1点、細かなことを聞いて申しわけないけれど、3ページの電気事業の関係で、小水力の収益については、酒谷ダム発電所が年間フル稼働の収入を見込んでいるということですが、あそこでいろんな事業がございましたよね、子どもたちに、いろんな仕組みを説明する。そういった予算というのは、事業費の中の、この附帯事業費用の中に含まれているわけでしょうか。

○松田総務課長 これは、事業費の中のその他、営業費用の中にその他というのがございますが、その中に施設見学ツアーとか、そういった経費を含めているところがございます。

○高橋委員 その関連で、またお尋ねするわけですが。私の記憶によると、日南市内の地域に限定した説明会をやられたんですけれど、それ以外の事業はあまり耳にしなかったんですが、それ以外にあそこをあけた実績があるんでしょうか。

○新穂工務課長 今、おっしゃいました見学以外に、ことしは、産業青年開発隊だとか、日南地区の土木設備研修会とか、そういったことでお見えになっています。

それから、3月31日にも、福祉推進会という方がお見えになるというふうに向っております、大体、ことし半年で130名ぐらいは来られるということになるかと思います。

○高橋委員 わかりました。子どもたちを対象にした事業が、たしかありましたよね。それは、来年度の事業で計画があるんですか。

○新穂工務課長 今、日南市の教育委員会と話をさせていただきまして、来年度、酒谷発電所を使って、小学生を対象にした見学会を実施す

るという予定にしております。

○高橋委員 小水力発電所がある場所が日南の酒谷なもんだから、どうしても、やはり日南市内だけの対象になるんでしょうか。市外の子どもたちにも、例えば串間とか都城も遠くないからですね、来てくださるといいかなと思います。

○新穂工務課長 今、来年度に考えていますのは、あくまでも日南市内の小学校をということで考えておるところです。

○高橋委員 そうですか。

○中野委員 13ページに貸借対照表がでてますよね、これがあるということは、複式簿記の損益計算書もあるということでしょう。

○松田総務課長 今回は資産の状況ということで貸借対照表を載せておりますが、損益計算書も添付はできるかと思います。

○中野委員 この資産勘定って、なかなかわからないので。せっかくだから、これだったら損益計算書をつけてください。そうするとわかりやすいから。

○有岡委員 工業用水道事業について、もう一度お尋ねしたいと思います。設置から18年たつということで、老朽化が進む中で、今、13社が供給事業者ということで、これが、今後ふえていく見込みというのは、ないんでしょうか。13社の変更とか変動、そういったのも含めて見通しはいかがでしょうか。

○森本経営企画監 今のところは、土地が若干あることはあるんですけども、そういう話は、私どものほうには来ていないというところがございます。

新しい企業が来るというときには、知事部局の企業立地課のほうで、まず窓口となってきますので、そちらのほうから話がくれば、またそ

れに対応していくというようなことが基本的な仕組みとなっておるわけでございます。

○有岡委員 参考にお尋ねしますが、実際に給水する分と利用する分、有収率というんでしょうか、そういったのは、実際、今どれくらいの状況なんでしょうか。

○森本経営企画監 今たしか、契約が1日当たり大体9万8,000立米ぐらいでございます。この中で、常時使用水量というもの、それが5万5,000立米ぐらいでございますので、半分ちょっとぐらいが実使用水量という形になるかと思えます。

○有岡委員 ぜひ、工業用水道事業会計の経営上、こういった湧水の有効な出口というのを、また協力してやっていただければありがたいと思っています。ありがとうございます。

○日高副委員長 9ページ、1つだけちょっとお伺いしたいんですけども。今、渡川発電所、昭和30年から60年経過ということなんですけれども、ほかの発電所で、これ以上経過している部分というのはあるんでしょうか。

○喜田電気課長 企業局で最も古い発電所は、石河内第一発電所でございます。渡川発電所の5年前、昭和25年に運転を開始いたしております。こちらは、もう70年が近づいてきておりますが、こちらのほうは、\*平成13年——13、14、15でしょうか——に大規模改良が済んでおりまして、こういう大規模改良をいたしますのは、渡川発電所が2番目でございます。順次、今度は綾の発電所とかが60年を迎えて、だんだん大規模改良が必要になってまいります。

○日高副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○渡辺委員長 ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次にその他報告事項

に関する説明を求めます。

○上石開発企画監 私のほうから、日之影町にあります下小原発電所の発電設備の譲与について御報告いたします。

資料の16ページをお開きください。

1の下小原発電所建設及び譲与の経緯についてであります。下小原発電所は、小水力発電導入を検討している市町村等の支援に活用するため、小規模な発電設備の各種データを取得する目的で、平成25年度に日之影町と共同で建設したものであります。

建設後は、発電状況等について3年間のデータ収集を行った後、企業局の持ち分である発電設備を町へ譲与することとしており、平成29年3月1日付で譲与しております。

なお、3月9日には、日之影町役場町長室において、地元、下小原の方にもお集まりいただき、譲与式を行ったところであります。

2の発電所概要についてであります。発電所名は下小原発電所で、建屋部分が日之影町、発電設備が企業局の持ち分となっております。

実証試験期間は平成26年3月から29年2月まででございます。総事業費は1,850万円で、負担額については、日之影町が887万3,000円、企業局が962万7,000円でございます。

出力は5キロワット、使用水量は毎秒40リットル、発電単価は、固定価格買い取り制度により、キロワットアワー当たり、税込みで36.72円でございます。

中段の左側の写真が発電所の建屋と、日ごろ、取水口のごみ除去などを行っていただいております下小原地区の皆さんで、右側の写真が発電設備となります。

3の実証試験結果であります。〔1〕の発電

※41ページに訂正発言あり

実績といたしまして、運用開始後1年目は発電量が2万4,029キロワットアワーで、売電収入が約90万円、2年目は発電量が3万2,091キロワットアワーで、売電収入が約120万円、3年目は発電量が3万1,861キロワットアワーで、売電収入が約120万円となり、平均で年間100万円を超える収入となっております。

(2)の成果についてであります。企業局としては、マイクロ水力発電の計画から建設、その後の運用管理までのノウハウを取得することができたほか、安定した水量が確保できる地点などは十分に採算が見込めることがわかりました。

日之影町においては、マイクロ水力発電の維持管理のノウハウが得られたほか、日常の維持管理を地元住民に委託することで、住民同士のコミュニケーションの促進や活性化を図ることができたと伺っております。

局といたしましては、このような成果を踏まえ、引き続き小水力発電導入を検討している市町村の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

**○新穂工務課長** 私からは、企業局施設見学ツアー（工業用水道事業）について御報告いたします。

資料の17ページをお開きください。

1の目的であります。企業局では、細島工業団地の企業へ給水を行っております工業用水道の役割について理解を深めることを目的として、毎年、地元の小学生を対象とした見学会を実施しております。

2の実施概要であります。去る12月12、13、15の3日間に分けて、日向市立財光寺南小学校の4年生82名を対象に、社会科授業

の一環として実施したところです。

今回は、東郷町にあります工業用水道の浄水場施設を見学したほか、ユーザー企業の一つであります日向リサイクルセンターの見学をさせていただきました。

下の写真は、当日の見学の様子であります。

3の効果であります。工業用水道の役割について理解してもらうとともに、地元企業のことや、そこで働く人の話を聞くことで、子どもたちの社会への関心を深めることができました。

また、水がきれいになるところを見たり、ごみの量の多さやリサイクルの現場を実際に見ることで、環境保護の意識啓発につながったものと考えております。

なお、企業局では、このような小学生を対象とした見学ツアー以外にも、発電所や工業用水道施設につきまして、一般県民の方の見学を受け入れており、これからも一層の局事業のPRに努めてまいりたいと考えております。

その他報告事項の説明につきましては、以上であります。

**○渡辺委員長** ありがとうございます。その他報告事項に関する説明が終わりました。

質疑はございませんでしょうか。

**○高橋委員** 16ページの下小原発電所の譲与ですけれど。説明にありましたように、今後も市町村の支援に取り組んでいくということでしたが、何か計画とかがあるのでしょうか。

**○上石開発企画監** 局としては、市町村支援は今後も続けてまいります。

ただ、この事業につきましては、これは25年度に3年間のデータをとるという計画で実施しましたので、今回で終わりでございますが、引き続き、市町村からの御相談とかは、来年度も局のほうで予算計上しまして、御相談には支援

をしていきたいとは思っております。

○高橋委員 これは、市町村からの手挙げ方式ですね。申し出があったときに、それが企業局として適切な事業かどうか、もちろん判断されるんでしょうけれど、市町村から申し出があったときに立ち上がるということですね。

○上石開発企画監 基本的にはその形になります。

ただ、私どもは、農政水産部とも連携しまして、いろんな市町村のワーキングがありますが、そちらに出かけていきまして、市町村の方とか土地改良区の方とかがお集まりいただいたところに行きまして、企業局ではこういった事業をやっていますので、どこかいいところはありませんかという話をPRさせていただいております。

○高橋委員 日之影町のほうにも譲与されたわけで、いわゆる売電収入は町のほうに入るんでしょうが、この企業局が出している900万円も全く返さなくていいんですよ。

○上石開発企画監 企業局は950万ほど出資しております。3年間で実証試験の期間でしたが、この間につきましては、日之影町と売電収入を折半しておりますので、3年間で約150万程度は企業局も回収しておりますが、残りの分につきましては、町へ譲渡ということになります。

○高橋委員 問題は、今後こういった事業を導入したときの売電価格です。この36.72円が売電価格になっていますけれど、これは将来、変わる可能性がありますよね。その辺の見通しを教えてください。

○上石開発企画監 この36.72円は、御存じのように固定価格の買い取り制度で、発電開始から20年という国の施策でやられているものです。これは、再生可能エネルギーを普及させようとやっ

ていますので、20年後は、正直、どういう方向に流れるかというのは、まだわからないところで。普通の一般的な競争入札になって10円ぐらいになるのか、それとも、もう少し継続的な施策が国のほうで行われるのかというのは、まだ全然つかめないところでもあります。

○高橋委員 ちょっと確認なんですけれども、36.72円は、いつかの時点で、この単価が変えられるということはないんですね。今の説明を聞くと、いつ始めても、始めてから20年間は36.72円で行くんだということの説明だったんですけれど。その辺、ちょっと確認します。

○上石開発企画監 FIT、固定価格買い取り制度というのは、その認定をとった年で単価が決まります。ですから、太陽光などは年々買い取り価格が下がっていると思いますけれども、そのとった時点で太陽光は固定されて、そこから20年間は保証されております。

水力については、今、このクラスですと税別で34円ですが、これは多分、数年は動かないのかなという感じです。これも将来的には下がる可能性もありますが、まだ未知数というところになります。

○高橋委員 要するに、数年は36.72円だろうということだから、将来のことはわかりませんが、ひょっとしたら5年後に30円になるかもしれない、10年後に20円になる。それはどうなんですか。

○上石開発企画監 ちょっと説明していなかったです。36.72円で認定をとりますと、その単価は20年間保証されます。認定をとった年の単価が20年間保証されるということになります。

○高橋委員 私がわかっていないと思うんです。やはり、新規でとったときに36.72円で契約する、それが20年行くというのはわかるんです。た

だ、36.72円という単価の設定が、いつ変わるかわからないじゃないんですかという疑問があるんです。

○上石開発企画監 そうですね。その認定単価というのは、\*今年度は36.72円ですが、来年度は35円かもしれません。それは、そういうことです。

○高橋委員 この事業成果にもありますように、地域コミュニティー、こういったところを促す、活性化も促す、図るということだから、ぜひ、手を挙げたところはしっかりとした支援をやっていただきたいと思います。

○上石開発企画監 申しわけありません。ちょっと訂正させていただきます。

今の価格ですが、一応、国の方針で、調達価格は31年度まではこのままでいくというようになっております。

○高橋委員 31年度まで。

○上石開発企画監 はい。

○高橋委員 でも、あと2年じゃ。

○図師企業局長 開発企画監が申しあげましたけれども、念のためにちょっと申し上げたいと思います。

今回の下小原発電所でございますけれども、これは小さな規模の発電所の、いわゆる維持管理だったり、採算性だったり、こういったもののデータを取得するために3年間の実証実験ということで実施をいたしました。

これを実証実験事業と言っておりますけれど、これは、この下小原発電所と、それから西米良の道の駅百菜屋に小さなものを設置しております、この2つの箇所だけでございます。

ですから、今回、企業局が事業費を半分程度拠出してございますけれども、企業局がこのように拠出する事業としては、これで終了するとい

うことで考えております。

ただ、今回はこういう小さな規模のデータ取得というのが目的ではございましたが、もう一つはこういう小水力発電等を通じて、地域の活性化とか再生可能エネルギーの拡大とか、こういうことも目的の一つとして行ってきております。

データ取得としての目的は、一応、達成はできましたけれども、地域貢献あるいは再生可能エネルギーの拡大、こういったことは今後ともしっかりやっていきたいと思っておりますので、こういう実証実験事業でやるのか、あるいは、県の一般会計への繰り出し、こういった幅広い地域貢献でいくのか、その辺の地域貢献のあり方については、今後ともしっかり考えていきたいと思っております。

○高橋委員 先ほどの市町村支援は、少し幅があったんですね。この日之影の場合には事業費の半分ちょっとを負担していただきましたけれど、この事業はこれで一応終わりだと。

ただ、何らかの支援、ノウハウの支援なのか、または別な形で、先ほど局長がおっしゃったように2分の1は出せなくても何らかの事業費の応援ができる。そういった支援になるのかわかりませんが、市町村支援については、幅広い意味で取り組んでいくよということに理解してよろしいのでしょうか。

○図師企業局長 例えば、この下小原発電所のような小規模の発電所を、市町村なり地域の方がやりたいという場合に、通常、県のほうで農政のほうが持っています県単の補助がございます。順番なのか、くじ引きなのかわかりませんが、これを活用するという事は可能だと思います。

※このページ左段に訂正発言あり

ただ、企業局といたしましては、今回、取得しましたノウハウ、これを活用しての技術的な支援等は、今後とも行っていくということでございまして、地域貢献のあり方としては、一応、このような下小原発電所のような形での地域貢献というのは、今のところ、もうこれで終わりということでございますが、県電基金のような幅広い地域貢献なのか、あるいは新たな地域貢献策を考えていくのか、その辺については今後とも検討してまいりたいということでございます。

○高橋委員 よろしくお願ひします。

○緒嶋委員 下小原には、委員の皆さんは行ってないわけだな。もちろん私たちは行ったし、私は地元だからわかるんですが。町が引き受けて、写真にある下小原の写真にある皆さん方が一番困っておるのは、用水路から取水口を持ってきて発電するわけで、木の葉っぱが取水口の上にとまると、送水管に入らないのでオーバーして流れるわけです。そうすると、発電の量が減ると。その木の葉が流れてきたのを、朝晩、除去しなければ、もうだめになる。

そこが急傾斜で、その家族の人が高齢化すると上っていくのもちょっと大変だというようなことで。それとやはり、いずれこういう機械というのは、老朽化してくると修理とか補修やらに金が要るようになるときもあるので。町が引き受けて、その管理のための労務的なものを、その集落の人にさせていただいて、集落の活性化というか、その集落のためにお互い使うというようなことで。この120万円ぐらいの収入のうち、どれだけ集落がもらうのか知らないけれども、集落もかなりもらわないと、これはもう、なかなか大変だろうというふうに思うので。集じんの、何かいい方法はないのかな。葉っぱをどけ

る、何か知恵はないかどうか、それだけは教えてください。地元の人に言うわ。

○上石開発企画監 今回、この事業を行いました。小さい発電所はそういう集じん、ごみというのは多分問題になるだろうなというのは、もうつくる前からわかっております。

大きな発電所、企業局でやっているような発電所は、木の葉とか小枝が来ても、ほとんど水車が全部のみこむんですが、御存じように、写真でわかるように、ほとんど小さな機械ですから、全部詰まってしまうんです。

これが、運転する中で、どれぐらいランニングコストといいますか経費として見えないところで出るかというのを、一つ知りたかったというのもありまして、今回このような事業をやっています。

正直言ひまして、ごみをとる方法というのは、もうないと思います。初年度、これ、80万円ぐらいしか運転していません。次年度から120万円ぐらいに上がっています。

1年目は、わからなかったんですが、かなりごみが詰まって発電機がとまったんです。そして、その中で改良しまして、そのスクリーン、網目の目を変えたりとかして、そんなことをして、大分水が通るようになったということで、2年目からよくなっています。

現在は、先ほど緒嶋委員がおっしゃったように、地元の方が行ってごみをとられるということで、こういう5キロとか10キロクラスの発電機というのは、どうしても、そういうことは避けられないのかなと。ですから、今回の下小原のようなモデルケースですが、地元の方が、その地元のコミュニティーとしてそういうふうにならざるを得ないからこそ採算が合うのかなと。これを企業局が、この掃除のために日之影

まで行くといったら日当だけでばかになりませんし、その地元の方に委託しても委託金が発生しますんで。そこら辺で、こういう小さな発電所というのは、やはり地元の方がそういうごみの面倒を見ながらやっていくというのが、生き残りというか採算性が合う道ではないのかなというふうに思っております。

○喜田電気課長 済みません、先ほどの私の説明を、1点訂正させていただきたいと思います。

石河内第一発電所の大規模改良は、平成13年度から15年度と申しましたが、正しくは12年度から14年度でございました。訂正をお願いいたします。

○渡辺委員長 了解いたしました。

報告事項に関してはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時16分休憩

---

午後 2 時18分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

あすの委員会は、午前10時に再開し、教育委員会の審査を行うことといたします。

以上で本日の委員会を終了いたします。

午後 2 時18分散会

平成29年 3 月 14 日 (火曜日)

総合博物館長 長友重俊  
西都原考古博物館長 田方浩二  
埋蔵文化財センター所長 谷口武範

午前 9 時 57 分再開

出席委員 (7 人)

委員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	日 高 陽 一
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	中 野 廣 明
委 員	高 橋 透
委 員	有 岡 浩 一
委 員	濱 砂 守

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	四 本 孝
教 育 次 長 ( 総 括 )	片 寄 元 道
教 育 次 長 (教育政策担当)	川 越 良 一
教 育 次 長 (教育振興担当)	坂 元 巖
総 務 課 長	亀 澤 保 彦
財 務 福 利 課 長	大 西 敏 夫
学 校 政 策 課 長	飯 干 賢
学 校 支 援 監	金 子 文 雄
特別支援教育室長	川 越 浩 司
教 職 員 課 長	西 田 幸 一 郎
生 涯 学 習 課 長	恵 利 修 二
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	古 木 克 浩
文 化 財 課 長	向 井 大 蔵
人 権 同 和 教 育 室 長	米 村 公 俊
図 書 館 長	福 田 裕 幸
美 術 館 副 館 長	四 位 久 光

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹 木 下 節 子  
政 策 調 査 課 主 幹 西 久 保 耕 史

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に 5 名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

傍聴される方をお願いをいたします。傍聴人は、受け付けの際にお渡しをした傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には、速やかに従っていただくようお願いをいたします。

それでは、当委員会に付託をされました議案等について、教育長の説明を求めます。

○四本教育長 教育委員会でございます。よろしく願いいたします。

平成29年度当初予算案等につきまして御説明させていただきます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。

表紙をお開きいただいて、目次をごらんください。

今回御審議いただく議案は、議案第 1 号「平成29年度宮崎県一般会計予算」など 4 件であります。

また、その他の報告事項といたしましては、「平成29年度宮崎県教育委員会事務局組織改正について」など 5 件を報告させていただきます。

それでは、資料右側にあります1ページをごらんください。

教育委員会に係る「平成29年度宮崎県一般会計予算」「平成29年度宮崎県学校実習事業特別会計予算」並びに「平成29年度宮崎県育英資金特別会計予算」について、各課室別に一覧にしております。

平成29年度の当初予算額についてであります。表の下から5段目の太線で囲んであります合計の欄でございます。一般会計の合計は1,085億3,647万2,000円であります。

また、下から2段目の太線で囲んであります合計の欄をごらんください。特別会計の合計は13億8,227万3,000円であり、よって、総計は一番下の欄に記載しておりますが、1,099億1,874万5,000円であります。

2つ右の欄になりますが、これは、平成28年度当初予算額に対しまして11億4,956万7,000円の増、率にしまして対前年比101.1%となっております。

次に、2ページ、3ページをお開きいただきください。

「第二次宮崎県教育振興基本計画」の施策の体系に沿いまして、平成29年度の県教育委員会の主な事業をお示したものであります。

資料の上のほうでございますが、第二次宮崎県教育振興基本計画は、宮崎県総合計画未来みやざき創造プランの分野別施策「人づくり」の部門別計画として位置づけております。

この計画は、5つの施策の目標で構成しております。

簡単に御説明いたします。資料の第二次宮崎県教育振興基本計画と書いてあります四角枠の下でございます。

まず、施策の目標Ⅰ「県民総ぐるみによる教

育の推進」につきましては、改善事業「『日本一の読書県』を目指した総合推進事業」などをお願いしております。

次に、施策の目標Ⅱ「社会を生き抜く基盤を育む教育の推進」につきましては、改善事業「学校の教育相談体制充実のための外部専門家活用事業」などをお願いしております。

次に、施策の目標Ⅲ「宮崎や日本、世界の将来を担う人財を育む教育の推進」につきましては、新規事業「高校生の県内企業理解・職場定着推進事業」などをお願いしております。

次に、施策の目標Ⅳ「魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実」につきましては、改善事業「学び続ける教職員のキャリア形成推進事業」などをお願いしております。

次に、施策の目標Ⅴ「生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ社会づくりの推進」につきましては、新規事業「ひなた文化資源創出事業」などをお願いしております。

私からの説明は以上であります。平成29年度当初予算における新規・改善重点事業等の詳細につきましては、担当課室長から説明させていただきます。御審議のほどよろしく御願いいたします。

**○渡辺委員長** 教育長の概要説明が終了いたしました。

引き続き説明をお願いしますが、3班に分けてそれぞれ議案の説明と質疑を行い、その後、総括質疑の時間を設けたいというふうに思っております。

最後に、その他報告事項の説明と質疑を行うことといたしますので、御協力をよろしく御願いたします。

また、歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて、

決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

それでは、まず初めに、総務課、財務福利課、学校政策課の議案に関する説明を求めます。

○亀澤総務課長 総務課関係の当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料でございます。総務課のインデックスのところ、431ページをお願いいたします。

総務課の当初予算額は、一般会計31億3,563万1,000円を計上しております。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

433ページをお願いいたします。

まず、上から6段目、(事項)委員報酬の939万円でございます。これは、教育委員の報酬に要する経費でございます。

次に、中ほどの(目)事務局費の(事項)職員費の16億1,153万3,000円でございます。これは、教育委員会事務局職員の人件費でございます。

次に、下から2段目、(事項)一般運営費の5,561万5,000円でございます。これは、本庁及び教育事務所の運営に要する経費でございます。

434ページでございます。下から4段目、(事項)教育広報費の2,534万9,000円でございます。これは、テレビによる教育広報番組などの委託に要する経費でございます。

次に、次ページをお願いします。

上から2段目、(事項)教育研修センター費の9,215万7,000円でございます。これは、教育研修センターの管理運営等に要する経費でございます。

次に、中ほどの(目)社会教育総務費の(事項)職員費10億8,753万2,000円でございます。これは、事務局職員のうち、生涯学習課などの社

会教育関係職員の人件費であります。

次に、その下の(目)保健体育総務費の(事項)職員費2億4,645万4,000円でございます。これは、事務局職員のうち、スポーツ振興課などの保健体育関係職員の人件費でございます。

予算の関係は以上でございますが、続きまして、総務課関係で、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

「決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況」と書かれている資料でございます。

2ページのところに、四角囲みの①としまして、施策の進捗状況を示す指標について、県民が施策の成果をより具体的にイメージしやすいように、次のアクションプランの策定に向けて見直しを検討するというところで、当分科会、そして委員会のほうで御指摘をいただいたものでございまして。その対応状況でございますが、(文教警察企業分科会/教育委員会)をごらんください。

委員会のほうで御指摘をいただきまして、総合政策課、財政課等の関係課と協議しまして、今現在も協議しておるところですが、主要成果に関する報告書については、アクションプランの重点指標や数値などをそのまま記載するのではなく、施策の成果等の中で達成状況等を具体的に文章などでわかりやすく表記するなど、成果がイメージしやすいものに改善したいと考えております。

また、その下の段落にございますとおり、引用元となっておりますアクションプランの重点指標の設定につきましては、特にうちのほうでは、学力に関する指標など現状の取り組みを踏まえつつ、次のアクションプランの策定に向けて、より県民にわかりやすい視点から検討してまいりたいと考えております。

総務課関係については、以上でございます。

○大西財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。

資料は戻りまして、歳出予算説明資料をお願いいたします。歳出予算説明資料、財務福利課のインデックスのところ、437ページをお願いいたします。

平成29年度の当初予算といたしまして、総額88億1,096万9,000円をお願いしております。

その内訳につきましては、1段下にあります一般会計が74億2,869万6,000円、ページの中ほどでございます特別会計が13億8,227万3,000円でございます。

以下、その主なものにつきまして御説明をいたします。

439ページをお開きください。

ページの中ほどの(事項)維持管理費につきまして、12億7,163万6,000円を計上しております。これは、県立学校施設の改修や修繕、また防災対策等に要する経費でございます。

維持管理費のうち、一番下になりますが、説明欄6の県立学校老朽化対策事業に8億1,698万6,000円を計上しております。これは、県立学校施設の約6割が築30年以上経過している状況で、老朽化対策が喫緊の課題となっておりますので、外壁や屋根防水等の改修工事を計画的に進めているところでございます。

次に、440ページをお開きください。

下から4段目にあります(事項)教職員住宅費につきまして、1億8,150万6,000円を計上しております。これは、教職員住宅の維持修繕に要する経費及び建設費用の償還等に要する経費でございます。

次に、下から2段目、(事項)高等学校就学支援事業費につきまして、28億5,721万4,000円を

計上しております。これは、高校生等の教育費負担軽減のため、授業料相当額の就学支援金等を支給する経費であります。

説明欄の1、就学支援金につきましては、23億8,133万1,000円を計上しております。これは、保護者等の市町村民税所得割額が30万4,200円、年収にいたしますと約910万円程度になりますが、それ未満の生徒に対し授業料相当額を支給するものであります。

次のページが一番上になりますが、説明欄の3、奨学のための給付金につきまして、4億4,815万3,000円を計上しております。これは、授業料以外の教育費の負担を軽減するために、低所得世帯の生徒に対し給付金を支給するものであります。

次に、その4段下の(事項)教職員福利厚生費につきまして、6,795万8,000円を計上しております。これは、今年度から始まりましたストレスチェックや教職員の健康診断、各種研修、相談事業などを実施するものであります。

次の(事項)学力向上推進費につきましては、2億5,297万9,000円を計上しております。これは、県立学校の生徒用コンピューター4,994台を含む、合計5,354台のパソコンのリース費用等でございます。

次に、442ページをお開きください。

上から5段目、(事項)一般運営費(高等学校)につきまして、14億6,082万7,000円を計上しております。これは、高等学校など39校における光熱水費、警備等各種業務委託及び教材教具の整備などの運営等の経費でございます。

次の(事項)海洋高校実習船費につきましては、2億1,988万5,000円を計上しております。これは、宮崎海洋高校の実習船進洋丸の実習航海や船体の検査等に要する経費であります。

次に、443ページをお願いいたします。

上から6段目、(事項)一般運営費(特別支援学校)につきまして、3億3,436万4,000円を計上しております。これは、特別支援学校13校における光熱水費、警備等各種業務委託及び教材教具の整備などの運営等に要する経費でございます。

次の(事項)就学奨励費(特別支援学校)につきまして、1億7,730万4,000円を計上しております。これは、特別支援学校に在籍する児童生徒の学用品や給食費などの経費を、保護者の経済状況に応じて支援するものであります。

444ページをお開きください。

上から3段目、(事項)学校給食運営管理費につきまして、1億5,950万7,000円を計上しております。これは、特別支援学校など14校分の給食調理業務委託に要する経費や給食調理施設の整備に要する経費であります。

次に、下から2段目、(事項)文教施設災害復旧費につきまして、9,270万円を計上しております。これは、県立学校施設等の災害復旧に備えるための経費であります。

一般会計の主な事項につきましては、以上であります。

続きまして、特別会計についてでございます。

446ページをお開きください。

県立学校実習事業特別会計であります。

(事項)高等学校実習費につきまして、2億5,924万4,000円を計上しております。これは、農業系の学科を有する高校7校における農業実習に要する経費でありまして、生産実習に必要な備品や材料の購入等に要する経費であります。

次に、447ページをお願いいたします。

育英資金特別会計であります。

(事項)育英事業費につきまして、11億2,302

万9,000円を計上しております。これは、高校生及び大学生等への奨学金の貸し付けや返還金の収納等の業務を行うものであります。

特別会計予算につきましては、以上でございます。

続きまして、平成29年度2月定例県議会提出議案(平成29年度当初分)をお願いいたします。

207ページをお願いいたします。

議案第39号「宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、育英資金の滞納に係る延滞利息の利率の改正等をお願いするものであります。

初めに、改正の理由についてであります。育英資金の延滞利息は、育英資金を期限までに返還するように促すとともに、期限までに返還している者との公平性を確保するために賦課しているものでございます。

しかしながら、育英資金返還者が滞納した元金を返還後、さらに延滞利息を返還することについて負担があるため、日本学生支援機構等の利率の状況を踏まえ、延滞利息を引き下げ、返還者の負担を減少させるために改正を行うものであります。

次に、改正の概要についてであります。延滞利息の利率を年7.6%から年5%に引き下げるほか、あわせて文章の表現を改めるため、字句の修正を行うものであります。

最後に、施行期日についてであります。平成29年4月1日から施行することとしております。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

上のほうの四角囲みの⑭番「育英資金特別会計について、償還促進に向けてより一層の努力

を続けるとともに、延滞金の利率についても見直しを検討すること。」との指摘要望事項に係る対応状況につきまして御説明申し上げます。

育英資金貸与事業につきましては、旧日本育英会が実施しておりました高等学校等奨学金事業が、平成17年度入学者分から県に移管され、その返還が始まりました平成20年度以降、返還者が毎年増加しており、それに伴い、滞納者も増加している状況でございます。

このため、滞納の未然防止策としまして、貸与申請の段階から、貸与者本人や保護者等への返還の必要性についての周知を図りますとともに、口座振替制度やコンビニエンスストアでの収納などを導入し、返還者の利便性向上を図っております。

また、滞納者に対しましては、債権管理員による訪問等による催告に加え、長期滞納者に対する法的措置の実施などにより、滞納金の縮減に取り組んでいるところでございます。

今後とも、今まで以上に返還促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、延滞金の利率についてでございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、日本学生支援機構等の利率の状況等を検討しました結果、延滞利息の利率を引き下げる見直しを行うことといたしまして、本議会において条例の改正をお願いしております。

説明は以上であります。

**○飯干学校政策課長** 学校政策課関係の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料にお戻りください。学校政策課のインデックスのところ、449ページをお開きください。

学校政策課の当初予算額は、5億9,068万7,000円を計上しております。

それでは、主な内容について御説明します。451ページをお開きください。

中ほどの(事項) 県立高等学校再編整備費4,165万3,000円であります。

説明欄の1の西都地区県立高等学校設置事業であります。平成30年度の妻高校と西都商業高校の再編に伴い、妻高校内に設置する新高校の開設準備及び商業棟などを設置するための設計等を行うものであります。

その下の(事項) 学力向上推進費8,594万9,000円であります。

このうち、4の改善事業「宮崎県キャリア教育推進事業」565万3,000円ですが、本年度設置した県キャリア教育支援センターの取り組みをさらに充実させ、市町村教育委員会との連携により、働く大人たちが子どもたちに語りかける「よのなか教室」を普及させるなど、キャリア教育を推進するものであります。

5の改善事業「みやざきサイエンティスト育成事業」1,099万4,000円ですが、理数好きの子ども裾野を拡大する事業として、今回、大学との連携を強化するものであります。

452ページをお開きください。

中ほどより下の(事項) 生徒健全育成費にあります5の改善事業「学校の教育相談体制充実のための外部専門家活用事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

その下の(事項) 研究奨励費420万8,000円あります。

453ページをごらんください。

改善事業「地域に貢献できる環境教育推進事業」ですが、地域の資源や人材を活用した環境学習を行い、その学習を活かした地域貢献活動に取り組むものであります。

同じページ、中ほどより上の(事項) 就職支

援活動促進費にあります1の新規事業「高校生の県内企業理解・職場定着推進事業」につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

次に、454ページをお開きください。

一番上の(事項)産業教育振興費にあります3の改善事業「みやざき産業人財育成事業」、その下の(事項)定時制・通信制教育振興費にあります1の改善事業「定時制・通信制ひろがる夢支援事業」、さらに、一番下の(事項)芸術文化活動費にあります1の新規事業「県立学校を拠点とした芸術文化体験プログラム事業」につきましても、常任委員会資料で御説明いたします。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

次に、常任委員会資料により、新規・改善事業の主な事業を御説明いたします。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

改善事業「学校の教育相談体制充実のための外部専門家活用事業」でございます。

事業の目的・背景であります。教育相談体制を支援するため、臨床心理士等の心の専門家であるスクールカウンセラーを公立学校に配置・派遣する体制を充実させることで、いじめや不登校等の問題の解決を図るとともに、学校だけでは解決困難な事案への迅速な対応を行うものであります。

事業の概要をごらんください。

予算額は5,024万円であり、財源として事業費の3分の1が国庫支出金となっております。

事業期間は、平成29年度から平成31年度の3カ年です。

事業内容ですが、①の「スクールカウンセラーの体制拡大」であります。これまでスクールカウンセラーは県立学校には配置されてお

りませんでした。今回初めて県立学校に4名配置します。

配置方法は、県立学校を4つのエリアに分け、それぞれに設けた拠点校に1名配置し、担当エリアを巡回しながら問題に対応します。

また、イにありますとおり、中学校の配置校を79校から83校の4校にふやします。

次に、②の「スクールカウンセラーの資質向上」であります。情報交換や講義などの連絡協議会を実施します。

③の「いじめ問題の解決に向けた支援チームの設置・派遣」であります。これは、学校だけでは解決困難ないじめ問題が発生した際、緊急支援チームを学校に派遣し、調査・検証、支援を行うものであります。

事業効果であります。スクールカウンセラーの県立学校への配置や中学校の配置校の増によりまして、生徒指導上のさまざまな問題に的確に対応でき、早期解決に導くことが期待できるとともに、国が推進するチーム学校の一つとして役割分担することで、教職員の負担軽減につながるものであります。

次に、6ページをお開きください。

新規事業「高校生の県内企業理解・職場定着推進事業」でございます。

事業の目的・背景であります。本県高校生の県内就職率は、2年連続全国最下位であり、若い世代をいかに地元に残すかが急務の課題であります。

そこで、商工観光労働部と一体となって、県内就職率の向上と職場定着を図るため、高校と産業関係団体等とのネットワークを強化し、県内企業の魅力を理解してもらう取り組み等を実施するものであります。

事業の概要をごらんください。

予算額は\*2,529万4,000円で、財源にありますとおり、地方創生推進交付金を活用するものがあります。

事業期間は、平成29年度の単年度であります。

事業内容ですが、①の「企業と高校のネットワーク強化」では、就職支援エリアコーディネーターを配置し、エリアネットワーク会議を開催するなど、高校と産業関係団体等とのつながりを一層強化してまいります。

次の②の「生徒と企業の出会いの場の提供」であります。新たな取り組みとして、工業科の高校1、2年生を対象とした企業見学会を実施します。これは、工業科の県内就職率が低いことから、県内企業の魅力を早い段階で伝えるためであります。

次に、③の「キャリア教育の支援」ですが、生徒の進路や専門性を生かすことができるインターンシップ等の取り組みを実施してまいります。

④の「保護者に対する情報提供」ですが、新たな取り組みとして、保護者を対象とした企業見学会を実施するとともに、参加者以外の保護者にも体感した企業の魅力を伝えてまいります。

事業効果ですが、ネットワークを強化することにより、将来、就職支援エリアコーディネーターによるサポートがなくなっても、各地域で継続した企業理解に向けた取り組みが期待できること、また、効果の高い生徒向け企業見学会や生徒の進路希望に沿ったインターンシップを実施し、生徒に卒業後の就業先として県内企業を意識させることで、県内就職率の向上が期待できること、さらに、県内企業の魅力を保護者に伝えることで、就職先を決定する際、保護者による後押しが期待できるものであります。

次に、7ページをごらんください。

改善事業「みやぎ産業人財育成事業」でございます。

事業の目的・背景ですが、本県の産業を発展させるためには、みやぎの産業を担う人財を育成し、地元で活躍してもらうことが重要となります。

本事業では、県立高校の職業学科等の生徒が、将来、宮崎で自分の力を発揮したいという志を高めるため、他学科や他校、地域産業界と連携・協働して地域資源を活用した新たな商品開発などに取り組み、また、生徒の技術・技能、知識といった専門力を強化することで、産業人財を育成するものであります。

事業の概要ですが、予算額は410万8,000円であり、財源は全額一般財源であります。

事業期間は、平成29年度から平成31年度の3カ年です。

事業内容ですが、①の「専門分野の横断的研究により地域課題の解決等に挑戦する取組」では、農業、工業、商業など他の分野の視点も取り入れて研究できるよう、新たに地域別の合同研修会等を実施します。

その後、成果をまとめた報告会を実施するとともに、イにありますとおり、その研究成果を踏まえ、新たな価値を見出したものづくりへと発展させるものであります。

次に、②の「地域資源の活用を目指す取組」ですが、これまでも取り組んでおります地元の産業界と連携した商品開発や地域人材の活用を引き続き行ってまいります。

次に、③の「高い専門力を備えた産業人財の育成」ですが、学校が設備などを持っていないため、学校で指導することができないよ

※51ページに訂正発言あり

うな最新設備等を生徒に見せたり体験させることは、将来、職場で従事することになった場合に、知識として十分役立つものと考えております。

また、イにありますとおり、高齢者福祉施設における長期実習など、福祉科生徒の介護技術向上に向けた研究を行います。

④の「先端技術等を身に付けた指導者の育成」ではありますが、教職員を畜産技術や測量技術の講習会などに参加させ、技術向上に努めてまいります。

事業効果ではありますが、これらの取り組みにより、生徒が改めて宮崎の魅力や価値に気づくことで、県内企業への就職に向けた気運の醸成を図ることができ、また、生徒が通常の授業のみでは学ぶことが困難な技術や知識を習得することができるものであります。

次に、8ページをお開きください。

改善事業「定時制・通信制ひろがる夢支援事業」でございます。

事業の目的・背景ではありますが、現在、不登校や登校しても教室に入れない経験をした生徒が増加傾向にあり、学習機会を提供する定時制・通信制高校の重要性がますます高まっております。

本事業は、このようなさまざまな学習歴を持つ生徒に対し、自己肯定感を持たせ、基礎的な学力とコミュニケーション能力を育成し、社会的な自立を支援するものであります。

事業の概要ではありますが、予算額は697万3,000円であります。

財源は、全額一般財源であります。

事業期間は、平成29年度から平成31年度の3カ年です。

事業内容ですが、①の「生徒生活体験発表大

会及び文化・スポーツ交流支援」では、定時制・通信制で学ぶ生徒が一堂に会する生活体験発表大会等を実施し、生徒のコミュニケーション能力を高めるとともに、同じ環境で学ぶ生徒間の連帯感を深めます。

次に、②の「生徒支援相談員の配置」ではありますが、生徒の心のケアや悩みの相談に当たる生徒支援相談員を、定時制5校、通信制2校に1名ずつ、合計7名配置いたします。

次に、③の「通信制学習支援センターの運営」ではありますが、通信制高校の設置されていない県西地区において、通信教材で自学自習の滞りがちな生徒に対し、学習指導員が学習支援を行う取り組みであります。

今回、新たな取り組みとしまして、④の「職業観を広げる取り組み」ではありますが、生徒の進路実現に向けて、定時制・通信制を卒業した経営者等による講演会等を実施します。

事業効果ではありますが、定時制・通信制に通う生徒間の連帯感の深まりやコミュニケーション能力の育成、生徒の心のケアや学習支援等へのきめ細やかな支援を通じて、生徒や学びのニーズの多様化に応えることができ、また、卒業生の講演等を通じて、生徒の職業観の醸成や進路実現への意欲向上につなげることができるものであります。

次に、9ページをごらんください。

新規事業「県立学校を拠点とした芸術文化体験プログラム事業」でございます。

事業の目的・背景ではありますが、教育委員会では、昭和42年から「青少年芸術劇場」という、児童生徒に優れた文化芸術を体験させる芸術鑑賞事業を実施してまいりました。

近年は、東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れた文化庁の芸術鑑賞事業が拡大傾

向にあり、また、県立芸術劇場の取り組みなども含めて、小中学生を対象とした鑑賞授業が大変充実してきております。その反面、高校生等を対象とした取り組みが少ないことから、小中学校において行われてきた文化芸術の体験をつなぐものとして、そこに上げております県立学校を拠点として実施するハイレベルな芸術文化体験プログラムを計画いたしました。

事業の概要であります。予算額は418万円であり、財源は全額一般財源であります。

事業期間は、平成29年度から平成31年度の3カ年であります。

事業内容ですが、この事業には、「プロフェッショナル・コンサート」と「日本のこころに親しむ」の2つを計画しております。それぞれ1つの出演団体を選定して、1週間の公演期間で4公演ずつを実施していくものであります。

①の「プロフェッショナル・コンサート」であります。日本音楽を含む各種音楽や舞台芸術で、我が国を代表する出演者による少人数編成の音楽公演及び舞台公演を実施します。

②の「日本のこころに親しむ」であります。狂言などの古典芸能で、人間国宝などの出演者による舞台公演を実施します。

事業効果であります。生徒が本物の芸術文化に触れることで、社会を生き抜く基盤となる豊かな心を育むことができ、また(3)にありますとおり、実施対象の県立学校が、近隣の中学校への合同鑑賞の呼びかけや、地域の方々を招いてアウトリーチ活動へと展開する取り組みなどを通じて、県立学校と地域社会との一体感が醸成され、相互理解や協働に向けたさまざまな取り組みにつなげることができるものであります。

学校政策課からは、以上であります。

○**渡辺委員長** ありがとうございます。議案に関する執行部の説明が終了いたしました。

○**飯干学校政策課長** 先ほどの資料の6ページなんですけれども、読み間違いがあったので、訂正させていただきたいと思います。高校生の県内企業理解・職場定着推進事業、先ほどの説明で予算額を読み間違えました。申しわけありません。記載のとおり、2,592万4,000円でございます。訂正させていただきます。

○**渡辺委員長** ありがとうございます。

それでは、3課の分について質疑はございませんでしょうか。

○**中野委員** 私は、やはり学力向上にこだわっているんですよ。社会に出て、基礎知識はやはり義務教育。そういう中で、教育長もかなり本会議で頑張る姿勢を見せてくれた。今度の新規事業で、学力向上については、私はずっと見ている、何も変わっていないと思うんだけど、説明の中で何が変わっておるんですかね。

○**金子学校支援監** 昨年度、新規事業として、子どもの学びを高める“ひむか”の授業づくり推進事業をスタートさせていただきました。来年度は、それを継続して実施するというところで考えております。

○**中野委員** それほどこ辺ですかね。

○**金子学校支援監** ページで451ページです。

○**中野委員** 何か金の問題でもないなと思ったから。要は、校長先生や職員のやる気の問題だね。そのやる気をどうやって引っ張り出すかという話だと私は思っているんですよ。これは、宿題回数なんかも町村によって違うのかな。宿題は、今はプリントをされているんですよ。あれもかなり金額がかかれば、回数も違うだろうなと思ったりね。“ひむか”の授業づくりなんて漠としとるじゃないですか、もうちょっと具体

的に。パソコンのところには学力向上という言葉が出とったけれど、もうちょっとやはり学力向上というのは、そういう文字をつかって入れないと、ひむかの授業づくりとは何かとか、そんな感じですよ。これしか載っていないということでもいいですけど、これでとにかく成果を上げてくださいよ。

**○四本教育長** 学力向上対策につきましては、やはり一番頑張らなければいけないということで考えておりました、この委員会でも御示唆をいただきましたので、私は、各市町村、主だったところといいますか、大きな市の市長さんですとか、それからその教育長さんですとか、いろいろお話をさせていただきました。もちろんこれは、委員もおっしゃったように、必ずしも予算をかければいいのかということでもない部分でございますけれども。例えば、市町村のほうで予算措置をしていただいて、いろんな人を人的なことについて予算を入れていただく、いろんな対策を打っていただく。また何よりも各市町村が、やはり自分のところの子どもたちの学校の先生が学力を上げなければいけないと思ってもらわないといけないものですから、これについて、今いろいろとお話をしております。これは今年度についてもやってまいりましたが、来年度もまた、さらにそういうことを深めたいと思っております。

**○中野委員** やはり、競争させることですよ。だから、今、各市町村ごとまで出て、学校までわかるわけで。だから、上位5校とか10校ぐらい、よく頑張りましたねとか。ここで、全部は出さないでもいいですよ。それぐらいはやはり出さない、そういう町村ごとに順番がきますとか、今度はみんなに配ることで、少しはPTAも変わってくるかなと思って、ぜひそこ辺を

よろしく。教育長の頭の部分は考え方が一緒かなと思うんで、問題は結果がどう出るかという話でね。

それと、もう一つ。あわせて成果、政策評価、ここら辺も、もう文章は要らないので、やはり具体的な目標とかを入れて。そういう数字だけでもいいから、目標を掲げて出してください。

**○緒嶋委員** 439ページ、県立学校の老朽化対策8億1,698万6,000円。これは具体的にどの程度、事業としてどれぐらいできるわけかな。まあ30年以上経過しとるところが多いと言われたけれど、これでどの程度老朽化対策が進捗するのか。

**○大西財務福利課長** 来年度予定しておりますのは、38校51棟を工事する計画でございます。それから、27校32棟の設計を行う予定になっております。これがいつまでに終わるかという、いわゆる目標なんですけれども、一応今10カ年計画を立ててやっている途中なんですけれども、現状ではまだ古くなくても、5年先、10年先には結局古くなって老朽化が進むという施設があるものですから、いつまでということがなかなか言えなくて、正直エンドレスじゃないかというふうには思っているところです。

**○緒嶋委員** また、宮崎県の海岸線は、南海トラフ絡みがあるわけですね。夜なら生徒はいないわけだけれど、万が一、昼に南海トラフが起きた場合には、学校施設としては、そういう対策というのは考えられるのかどうか。

**○大西財務福利課長** 委員も御承知だと存じますが、耐震につきましては、事業は終了しております。要は、耐震の場合、今の耐震基準というのは、いわゆる中程度の地震には耐えますよと。それから大規模地震、いわゆる震度6強とかそういう大きな地震が、おそらく施設が建っている間に1回は来るでしょうということで、

そのときにその構造体は維持できる、いわゆる倒れないということですね。今その程度の耐震基準は、一応クリアしているところがございます。だから、南海トラフに関して、現状では、いわゆる崩れ落ちるとか、そういうことはないだろうというふうに耐震補強をしておる状況でございます。

**○緒嶋委員** そうだろうと思って。問題は、地震が来たら、逃げるのが先ですよ。防災タワーをつくるって言っても、学校では容易ではないわけで。これは学校政策課かな。そういうことも含めた、小中学校もあるわけですけども、一応県立の場合の、生徒に対するそういう防災教育というか、そういうことはかなり徹底しておるわけですかね。これはどこがやると。

**○大西財務福利課長** 施設面でいきますと、いわゆる津波地区というか、そういう津波が想定されるところにも県立学校があるわけですけども、日向工業を除いて、校内での施設ができております。例えば、校舎の3階に避難するとか、そういうふうな措置はされているところです。日向工業だけが隣地の高台に避難するようなことで、一応津波想定区域内における県立学校につきましては、避難場所なりを確保しているところです。例えば、日南くろしお支援学校があるんですけど、これは海のすぐそばです。今年度、屋上に上れる階段を設置しまして、それまでは隣の高台だったんですけど、どうしても特別支援学校なものですから、子どもさんが時間がかかるということで、屋上に上られる階段を、1,500万円ぐらいだったと思うんですけど、そのくらい措置をして改築をしたところです。そこ辺のことで、施設に関しては、当面措置はしているところがございます。

**○飯干学校政策課長** 事業の中で、子どもの未

来を守る学校安全教育推進事業というのをやっているんですが。とにかく生徒のほうには率先して逃げなさいという中で、高校生の防災リーダーの養成ということで、各学校から毎年、三、四名の生徒を選んで、防災リーダーとなる研修を行っておりまして、これがもう5年目になります。

それと、今度は、教員にも防災教育指導者養成ということで、学校における防災教育の中心的役割を担う人材として、防災士の資格を各学校に最低1人はいるように取らせているんですが——今はもう、たしか3年目になったんですかね。転勤とかでいなくなる。そこには必ずまた最低1人はいるように、受講料、登録料等の予算をつけて資格を取らせるようにしております。

あと、また学校を中心とした安全教育の実践ということで、防災の教育アドバイザーを派遣して、実践的な訓練、実施等を行っております。

あと、推進校を選びまして、先ほど言いました実践的な安全教育の研究、それをまた普及する取り組みとかを行っております。

**○緒嶋委員** どの県だったかな。防災主任というのまで置いてある県があるということも聞いたんですね。宮崎県は、南海トラフで、最悪の場合は3万5,000人以上亡くなるんじゃないかという。これは余りいい数字じゃないわけですが、そういうことが言われておるわけで、高校は割りと子どもが逃げるだけの体力があると思うんですけど、やはり義務化された小中学校では、これは各市町村を含めて、やはり防災教育、命を守ることができないで教育はあり得ないわけですので。そういうことは今後とも教育委員会が、やはり指導的な行動をとる必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、

さらに努力していただきたいということを要望しておきます。

それと、就学支援金が、所得が910万円以下の人たち、910万円というのは、かなり金額が高いんですが、これは今100時間未満とかいう言葉もありますけれど、910万円というのは私の聞き違いかなと思って、これは何だったんですかね。

**○大西財務福利課長** これは、高校の授業料の支援でございます。もともとが高校の授業料は一度無償化になったんですけれど、それがまた今、支援という形に変わって。そのときの基準が、市町村民税の所得割額が30万4,200円、大体年収に直すと910万円程度になります。だから、今年度でいえば、大体高校生の本県の90%の子どもさん方は、この支援を受けているような状況でございます。

**○緒嶋委員** 家庭の負担から見れば、90%の人は、その支援金が出るから、学費は負担しなくていいということですかね。

**○大西財務福利課長** 県の授業料については、御負担はされなくていいということでございます。

**○緒嶋委員** わかりました。我々のときとは大分違う。

それと、ちょっと幾つか。446ページの高等学校実習費の財産収入。きのうも警察のほうでも、財産収入というのがあったんですが。1億9,164万3,000円、この財産収入というのは何ですか。

**○大西財務福利課長** この県立学校実習事業特別会計といいますのは、もともとが農業高校でできた生産物売り払ったその収益で歳出を組むというような特別会計でございます。ここの財産収入につきましては、この1億9,100万円余のうち、1億8,400万程度が生産物売り払い代金、いわゆる農生産物の売り払い代金でございます。

残りの400万程度が不用品を売り払うということで、予算を組ませていただいております。

**○緒嶋委員** 学校で生産したもので、また実習とかには、ある程度それで充てなさいということですね。わかりやすく言えばそういうことですね。

それと、育英資金ですけれども、この指摘事項を努力されておるといことでありますけれども。実際この前の補正でも、60%ぐらいしか償還していただけないといことでありますけれども。これを指摘したことで、50%が60%になったということは、返還が10%向上したといことで、成果が上がったというようなことになるわけですが、現実はどういうことですか。

**○大西財務福利課長** 昨年度の返還率が67%強でございました。現在、今の段階で、昨年度よりも3ポイントぐらい正直ポイントが悪いです。今、今年度返還ですが53.55%で、昨年度がこの時期で56.59%ですから、正直昨年度よりも3ポイントぐらいはポイントが悪くて、頑張らなきゃいけないという、努力したいところでございます。

**○緒嶋委員** これは、また努力していただいて成果が悪いということは、我々はどう理解すればいいんですかね。

**○大西財務福利課長** 昨年度から法的措置を実施しております。この法的措置で、大体813人ほどに、いわゆる予告と申しまして、支払督促申立の予告をいたしました。これでもし払わなければ裁判をしますよと。その方たちの滞納金が1億9,700万円ほどあったんですけれども、これというのは、非常になかなか返還が難しいコアな部分だったんですが、この督促、法的措置をすることによって、現在9,500万円ほど返ってきています。半分弱ですね。もちろんまだあと1

億円程度入ってきていないから頑張らなきゃいけないんですけども、こういう法的措置を地道にすることで、意識が変わってくるのかと思っていますところでは。

それから、本年度、今ちょうどやっている最中なんですけれども、ことしから弁護士法人に債権回収の委託を始めています。要は、成功報酬型で、19%程度なんですけれども、回収ができたなら、その法人の収入になるということで、そういう新たな取り組みを始めている最中で、こういう取り組みを複合的にやることで、今後また一層の返還金の解消に努めたいと思っています。

**○緒嶋委員** これは、いずれにしても、育英資金は給付型が一番いいわけですよ。回収する方法が要らないわけですので。しかし、育英資金に返還してもらおうという制度がある以上は、それにのっかって。返還をしないでそのまま放置した場合、不納欠損というような形にはならないわけですか。

**○大西財務福利課長** 現状では、不納欠損にまでいかなくて、しっかり回収しようということで頑張っております。

**○緒嶋委員** いずれにしても、このことは今後の課題でありますので。やはり指摘された以上は、指摘されたものが忠実に実行されて、成果が上がらなければ、指摘に答えていないというふうにもとられるわけですので。今いろいろな方法を考えておられるということですので、今後においては、そういう外部の人たちの知恵も借りながら、できるだけやはり公平公正というか、滞納があるということ自体がおかしなことでありますので、さらに努力していただきたいということを要望しておきます。

それと、先ほどの学力向上だけれど、これは451

ページ。前年度の予算から見れば、約1,500万円ぐらい少なくなっておるわけですね。8,500万円でしょう。そうすると、去年は1億1,000万円ぐらいですね。学力向上というのは一番重要で、だから、その辺を見た場合には、これは内容がどうかと、去年とどこが違うのか私はわかりません。しかし、単純に見る限りでは、予算が減っておるということでもありますので、去年に比べて予算的には何が減ったのか。

**○飯干学校政策課長** 学力向上に関する事業はたくさんございますが、一番には、高校生グローバルリーダー育成事業というものがございまして、これがマイナスの1,200万円余ということになっております。これは、スーパーグローバルハイスクール、SGHという事業が2校あるんですけれども、昨年度、1,600万円と言っていたものが1,000万円程度と予告されましたので。今回、3,200万円から2,000万円ということで、一番大きいところだと思います。

**○緒嶋委員** それ以外を見れば、前年対比では余り変わらないということですかね。

**○飯干学校政策課長** 細かく言いますと、確かな学力に関してマイナス40万円余、教育の情報化に関しまして、タブレットの制作費・維持費がふえましたので、プラス280万円余、キャリア教育推進でマイナス200万円余、サイエンティスト事業でプラス57万円余、先ほど言いましたグローバルリーダーでマイナス1,200万円余、小中高等学校の英語力支援事業でマイナス150万円余、教職員等派遣・研修事業費等でマイナス113万円余、初任者研修事業費でプラス66万円余等であります。

**○緒嶋委員** いずれにしても、予算が余計につけば学力が上がるということは、そうも言えないわけでありまして。これは小中学校、市町

村の取り組みとの連動もあるわけですので、予算は多いほどいいことはいいわけですね。今後とも学力がつくためには、予算をかけなくて、いかに学力を上げるかというのが一番効率がいいわけですので。そういうつもりでぜひ努力していただきたいというふうに思います。

**○有岡委員** 予算的なことからお尋ねしていききたいと思います。まず、439ページにございます県立学校のPCB廃棄物処理等の事業というのが300万円という形で組んでありますが、これはどういった取り組みになるのかお尋ねいたします。

**○大西財務福利課長** PCBは、御存じのように、汚染ということで廃棄をしっかりとしなきゃいけないんですけれども、現状では、今は県立学校にはありません。ただ、いろんな工事とか、そういう施設の改修をする中で出る可能性があるものですから、一応出たときのための処理費用として計上させていただいているところでございます。

**○有岡委員** 了解しました。

続きまして、441ページ、財務福利課です。ストレスチェックをされたということを伺っておりますが、このストレスチェックをやったことによつて、どのような健康管理に結びつくような事業を29年度は取り組まれるのか、お尋ねいたします。

**○大西財務福利課長** ストレスチェックは、今年度から実施を義務づけられたものでございます。50人以上の職場で行っております。県立学校につきましては、全ての学校で、今年度2回実施したところでございます。

そのストレスチェックをまず職員が受けて、自分がどういう状況かというのがわかるというのが一つと。それから、もう一つ。これは共済

組合のシステムを使ったんですけれども、それを本部、共済組合の九州中央病院の専門の先生のほうで見ていただいて、いわゆる職場環境の改善につなげるということで。この職場はこういう状況ですねとかいう、職場ごとの傾向をいただいております。今後これをもって、一つは、職場の環境改善に取り組むということ。それと、もう一つは、受けた方のいわゆる直接的なフォローをするという、この2つをやらなきゃいけないと思っています。職場の環境改善の報告については、まだこちらに届いたばかりなものですから、今後これを学校にフィードバックして、改善に努めたいというふうに来年度は考えているところでございます。

**○有岡委員** ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、その下にあります学力向上推進費の中のパソコン等5,354台のリース費用が計上されているということですが、この中でタブレットというのは、今どれぐらい導入されているのかお尋ねいたします。

**○大西財務福利課長** タブレットが779台でございます。

**○有岡委員** これは、具体的にどういった学校が利用できるような状況なんでしょうか。それとも、平準化した配布ということで理解してよろしいのでしょうか。

**○大西財務福利課長** 学校数は延べ19校に779台を配置して、授業等で活用をさせていただいているところでございます。

**○有岡委員** 続いて、また学校政策課にお尋ねいたしますが。先ほど海洋高校の進洋丸で2億円ほどの予算を計上しながら実施されていますが。このたびいただいた海洋教育のあり方についての答申の中で、卒業生の約2割が県内に残

る、8割が県外というような就職状況だということ。やはりこれは県内にこの技術を残すためにも、県内の就職を努力すべきだと思うんですね。そういった意味で、宮崎産業人財育成事業というのが学校政策課で行われますが、そういう技術を研修したものを残すというような仕掛け、そういったものを考えていらっしゃるのか。例えば、マグロの缶詰とか大変人気があります、こういったものを地元でつくれるといいなというのは以前から申し上げていたんですが、そういった海洋高校の生徒が県内に残るような仕掛けというのは、29年度で何か考えていらっしゃるでしょうかお尋ねしたいと思います。

**○飯干学校政策課長** 人財育成という視点でよろしいでしょうか。この人財育成の事業の中には、専門分野の横断的な研究というものが入っています。具体的に言いますと、例えば、農工商水産家政の生徒たちが一緒になって合同研修をします。そうすると、水産高校のデータの中にどんな魚がたくさんとれると。それを見て、家政科の子どもたちが、じゃあ、それに関してどういう食品開発をすればいいとか、そういった連携もしながらやるわけです。

もう一つは、先ほど言われました高い専門力を備えた産業人財の育成ということで、今回答申もいただきましたけれども。その答申の中でも、先生たちがいろんな技術を学びながら生徒に教えていくということで受けたりしております。海洋高校におきましては、実習、製品及び新商品の開発に現在もそれぞれ取り組んでおまして、具体的には、先ほど申しました缶詰とかですね。そういった商品開発に取り組んでおります。

**○有岡委員** ぜひカツオとかシイラとかそういったことが出ていますし。9ページにはデュ

アルシステムということで、そういった民間の力を借りながら取り組むというようなことも、また今後の課題として取り組んでいただければありがたいと思っております。

最後にもう一点。育英資金の関係でお尋ねいたします。私は高岡ですが、共立電機さんが、職員を大切にしたいという思いでしようが、こういう育英資金の支援をするというようなことに取り組んでおまして。こういったことも一つの県内企業に呼びかけていく、まあ就職あっせんを含めてですが、可能性のある分野だと思っています。こういう取り組みをしていらっしゃる企業というのは、県内にまだ幾つもあるものでしょうか。情報としてお持ちでしたら教えていただきたいと思っております。

**○大西財務福利課長** 申しわけございません。情報をつかんでおりません。

**○有岡委員** 共立電機さんは、毎月1万円程度償還をするための支援をしているということの記事がありましたので。こういったことも一つ、社会全体で、学生を、または若者を育てる仕組みとして、また支援していただけるといいなということで紹介させていただきます。ありがとうございました。

**○高橋委員** 緒嶋委員が質疑された、439ページの県立学校の老朽化対策で、10カ年計画で事業をやっているということをおっしゃいましたが、10カ年計画の期間と、おそらくおおむねの予算を立てられたと思うんですよ。その額を教えてください。

**○大西財務福利課長** 平成25年度に10カ年計画を立てさせていただきます、これはまた議会で御承認とかあるんですけれども、一応そのときには、おおむね80億円程度かなということを立てさせていただきます。

○高橋委員 これには、建てかえは含まれていませんよね。

○大西財務福利課長 改修でございます。

○高橋委員 私はつぶさに全ては掌握してないからわかりませんが。今後、将来的に建てかえが必要な学校というのか、校舎というのはあるんでしょうか。

○大西財務福利課長 個別個別の検証が必要かと思えますけれども、将来的には、当然建てかえが必要になる校舎も出てくるというふうには考えております。

○高橋委員 宮崎国体が平成38年で、施設整備が目前に迫っている関係で、非常に悩ましい問題を本県は抱えているなど思っているんですね。ただ、この老朽化対策事業については、もうこれは必然に迫っている部分でやらないといけないわけで、厳しい予算の中で大変でしょうけれど、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

○大西財務福利課長 鉄筋コンクリートの校舎につきましては、おおむね法定での耐久年数は\*65年となっておりますが、長寿命化ということで、こまめなメンテナンスをすることにより80年、90年というふうに、できれば使える期間を延ばさせていただいて対応していきたいなど思っております。

○高橋委員 ちなみに、65年が基本的に耐用年数だということですが、その学校は現存するんですね。

○大西財務福利課長 今、手元にある資料で、50年以上という建物の資料はあるんですけれども、50年以上は、今212棟の14%を占めております。

○高橋委員 細かなところをちょっとお聞きできませんけれど。将来的には、年数がたってい

くんですから、いつかその時点が来るわけで。ただ、おっしゃったように、80年から90年という長寿命化ですか、そういったところが期待できるわけですから、当面は安心していいのかなと思います。わかりました。

次に行きます。

440ページの教職員住宅でちょっとお聞きしますけれど。以前、私は入居率を聞いたことがあると思うんですよ。ただ、県南が一番悪くて3割台だったと思うんですけれど、この入居率というのは、多分下がっているんだろうなと思っておりますが、ここ何年かの推移を、ざっくりでいいですので教えてください。

○大西財務福利課長 一般教職員住宅、校長公舎をあわせまして、今年度が61.87%、昨年度27年度が67.04%、それから26年度が67.26%、それから25年度が70.72%。

○高橋委員 先ほど言いましたように、地域でかなり濃淡があって、たしか県南が一番悪かったような数字を記憶しております。3割台くらいだったかな。それで、中にはもう空っぽの教職員住宅とかあったりして、そういったところをどうするのかという英断も必要じゃないかなと思ったりするんですよ。厳しい予算の中で思いきって判断すべきときも来るんでしょうけれども、そういった見直しとか検討というか、そういったところは、まだなされていないものですか。

○大西財務福利課長 教職員住宅の整備方針というのを出示しております。具体的には、建築後30年を経過した木造住宅、あと鉄筋コンクリートについては40年のものについては、職員宿舎としての用途廃止を検討するというふうに一応しております。ただし、あくまでも地理的条

※64ページに訂正発言あり

件だとか、その利活用の状況とかは当然踏まえた上で。もし古くなってほとんど入居者もないという状況になって——近隣の学校にも当然意見は聴取いたしますけれども、そういう形で、もし使わないということであれば、廃止ということも十分考えておるところでございます。

**○高橋委員** 全てをなくすということじゃありませんで、必要最低限の改修なり、もし古ければ建てかえることも将来的には出てくるでしょうから、効率的な活用運用をお願いしたいと思っています。

次に行きます。

442ページの先ほど有岡委員が指摘しました進洋丸ですね。私もきのう資料をいただいて、たまたま有岡委員が来ていたから確認したら、進洋丸はことして12年目じゃないですか。おそらくもう目の前に来ているじゃないかと思っています。いわゆる新船への転換ですよ。今、検討をされているのでしょうか。

**○飯干学校政策課長** 進洋丸がことして、おっしゃったとおり12年目になるんですが、先ほどの水産関係の答申でも、やはり設備が若干古くなっているので、新しい設備の整ったものが必要ではないかとの答申をいただいています。今現在、予算の3分の1が国から出たりするので、その順番等も待つような状況で、そういったことで検討をしております。

**○高橋委員** 順番を待って、こないと大変。いわゆる安心安全が保たれる船であればいい。先ほどから出ている長寿命化ができれば、それは私たちからすれば、15年でも20年でも使ってほしいわけで。そういったところの対策はもちろんとっていらっしゃると思うんですが、もし新船になったときに、お幾らになるんでしょう。多分億単位でかかると思うんですが。

**○大西財務福利課長** 今の船の建造費が11億3,000万円余りでございました。

**○高橋委員** 11億3,000万円で、農政水産部所管の船もありますよね。あのときも、やはりもうちょっと長く乗れんのかということで議論になったことがあるんですよ。12年目ですけど、資料を見ますと、18年使用したときもある。第3代、昭和51年12月竣工の船は18年乗ったみたいなんですよ。だから、こういったところまで将来を見越して乗れるんでしょうか。そこを確認したいと思います。

**○大西財務福利課長** 進洋丸の定期検査とか予算を上げさせていただいているんですけども、大体年間1億円ぐらい定期検査とか中間検査とかでお金を使っております。来年度も中間検査で1億1,000万円ほど。それから、乾ドックと申しまして、船体を上げて、船艇のフジツボとかつきますよね。あれを落として、塗装をし直すんですけども、それに1,600万円程度を、来年度も予算を組ませていただいております。

前の船のときが、丁寧に、年に2回ほどそういう点検をやっているものですから、非常に状態がよくて。廃船したときも4,000万円近くで売却できたというふう聞いております。ことしては下関で整備していただいたんですけども、私も実際にそこに行ってまいりました。造船会社の方が言われるには、非常に手入れがいいと、状態がいいですよということは言われています。子どもたちが73日間乗る船でございますので、そういうふうなまめな点検をして、安全性は確保しなきゃいけませんので。そのあたりはしっかり点検して、またそれが結果的には長く使えるのかなというふうに思っているところでございます。

**○高橋委員** 前回、下取りが4,000万円だったら

しいということで、だったら、もっと乗れよと言いたい部分もあるけれど。ただ、おっしゃったように、高校生の実習船であって、しっかりと安全が保証されていないといけないわけです。ただ、前は13年目で乗りかえているんですね。こんなことを言うと、そのときどきの船の状態なんでしょうけれど、しっかりと安全が高校生にしっかりと提供できるような対策でお願いしたいと思います。

**○飯干学校政策課長** 先ほどの船のことなんですけれども、予算が国の予算内での対応ということで、ただ、補助の対象になっているので、今、財源の協議を行っているところでございます。

**○高橋委員** わかりました。次に行きます。

育英資金でお尋ねしますけれども、不納欠損はないということで答弁がありました。一番古い滞納で何年ごろのやつですか。

**○大西財務福利課長** 最も古い返還者の方が、  
\*平成3年の4月から滞納された方が一番古い状況でございます。

**○高橋委員** 不納欠損はないということですからそうなるでしょう。例えば、本人をひっくるめて、何というんでしょうか、債務者がもう能力がないという方はいらっしゃらないんですね。

**○大西財務福利課長** 基本的に、本人なり保証人の方が経済力があるとか、働いていらっしゃるということであれば、これは最後まで御返済を願わなきゃいけないというふうに思っています。ただ、現実には、猶予とか免除の制度もございます。免除というのは、もう亡くなられないと難しいんですけれども、例えば、今、育児とか失業をして払える経済状況にないという方とかは、猶予という形で経済状況が好転するま

でとかいうふうに待って。収入が余らない人からはとれませんので。そういう払いたくても払えない方からは無理やりとれませんから、そのあたりの配慮というか、そういう猶予とかの制度で対応しているところでございます。

**○高橋委員** 不納欠損をする判断ではないということなんでしょう。ただ、もう27年前、26年前のものですよね。いわゆる公平性を保たないといけないということが大事ですよ。だから、ある意味では、いわゆる徴収を追求されているという姿勢は、物すごく評価します。

ただ、納められない人というのが、ひょっとしたら残っているんじゃないかなという疑問が湧くんですよ。そうとう古い、その平成3年も徴収した年月であって、借りたのはずっと前じゃないんですかね。貸し出しが平成3年でしたかね。失礼しました。そういう方々が、年齢的にはもうかなりいらっしゃるって、それで納付ができないということなんですよ。しっかりと徴収をされていると思うんで。税金でいくと、不納欠損をしているケースは、結構承知している分があるもんですから。それなりの判断をするべきときがあれば、ぜひされてもいいんじゃないかなと思って申し上げました。

**○大西財務福利課長** 済みません。先ほどの一番古い方は、訂正させてください。申しわけございません。昭和55年に貸与された方が一番古うございました。返還が59年から始まっています。今からもう32年ぐらい前になります。

**○高橋委員** それなりの判断をして、今後いろいろと十分な慎重な検討をしていただきたいと思います。

委員会資料の中で教えていただきたいんですが、みやざき産業人財育成事業の事業の目的・

※このページ右段に訂正発言あり

背景のところ、対象は県立高校生ですね。2行目に、県産食材などの地域資源を活用した新たな商品開発等に取り組む。この説明を聞きながら、高校生が商品開発に取り組むんだなど、すごいなと思いながら、ノウハウを学ぶのかなと思ったりしたんですけれど、高校生が商品開発をしてくれるんですね。そういう事業になるのかな。

**○飯干学校政策課長** この事業の中で、先ほど申しましたように、例えば、宮崎県でよくとれる魚、例えば、シイラとかですね。そういったものを、今度は家庭科の生徒が持ち帰って、新しい調理方法とか、それこそ海洋高校であれば缶詰にするとかですね。やはりそういった意味では、ある程度開発というふうなことにも取り組むということになります。

**○高橋委員** 言葉の捉え方なんでしょうけれど、「新たな」というのがつくと、何か発明したのかなというふうに受けるものですから。ニュアンスがちょっと違うんですよね。

**○飯干学校政策課長** この事業の中で企業と連携してやりますので、企業の方のアドバイスももらいながら、やはり開発もしていくということになります。

**○高橋委員** だったら、その新たな開発する商品というのは、当然付加価値を産んでいくことになりますよね。そういう理解をしていいわけですね。

**○飯干学校政策課長** 県産食材などの地域資源を利用した新たな商品開発ですが。もう一つ、例えば、その地域にある県産食材を、今度は商業科の生徒が、いろんな食材をまとめてネットに出してマーケティングするとか、そういったことも含まれていまして。

**○濱砂委員** まず、440ページ。先ほどちょっと

質問も出たんですが、教職員住宅は何棟残っているんですか。

**○大西財務福利課長** 一般の教職員住宅が27カ所で405室ございます。それから、校長住宅のほうは33棟ございます。

**○濱砂委員** それから、もう一つ上にあります高等学校生徒寮運営費。この説明1の高等学校区生徒寮運営費なんですけど、この寮は何棟あるんですか。

**○大西財務福利課長** 6施設ございます。

**○濱砂委員** 入居率はどんなもんでしょう。

**○大西財務福利課長** \*83.9%となっております。

**○濱砂委員** 箇所は、どこ辺が一番多いですか。入居率の高い寮。

**○大西財務福利課長** 高千穂、延岡、延岡第2が90%を超えております。特に延岡第1、第2につきましては、98%を超える状況でございます。

**○濱砂委員** 次に、441ページ。先ほど(事項)高等学校就学支援事業の上限の、いわゆる所得910万円以下の方に、教育負担軽減政策に関する経費を支援していると。その次、3番、奨学のための給付金が4億4,815万3,000円出ているんですが、低所得者に対するものということでしたけれど、これは、金額はどのくらいからということなんですか。

**○大西財務福利課長** これは、補助額は年額になります。生活保護世帯で、子どもが高校に通っていて生活保護世帯だと3万2,300円。それから、非課税世帯で通信制に通っていらっしゃる子どもさんが3万6,500円。それから、非課税世帯で全日制とか定時制に通っていらっしゃるその子どもさんが第1子の場合、最初の子どもさ

※64ページに訂正発言あり

んの場合には7万5,800円——これは来年度から7万5,800円に値上がりするんですけど。それから、同じ非課税世帯で全日制・定時制に通う第2子のお子さんがいらっしゃる場合が12万9,700円というふうに支給されるところでございます。

○濱砂委員 つまり、生保の家庭、非課税家庭と、もう一つは非課税家庭の1子、2子ということで支給額が変わってくるということですか。

○大西財務福利課長 そのとおりでございます。

○濱砂委員 もう一点。4番の学び直しへの支援というのは、どういう内容なんですか。

○大西財務福利課長 学び直しは、この1番の就学支援金とリンクしてくるんですけども。例えば、高校に行って授業料を今支援してもらっていると。その子どもさんがもし中退したとき、ほかの学校に入り直したときには、最初の就学支援金は36月、いわゆる3年間しか支給されないの、もし、例えば、2年生の10月ぐらいに退学されて、どこかの学校のまた2年生から入り直されたときには、いわゆる6カ月間もらえなくなるんですね。そのために、もう一度学び直し人には、その分も支援しますよということで、ここに上げさせていただいているところで。

○濱砂委員 次の443ページ。就学奨励費の特別支援学校なんですけど、説明1の1億7,730万4,000円。これは保護者の経済状況に応じて支給しているということなんですけど、内容について。

○大西財務福利課長 内容は、保護者のいわゆる経済状況に応じまして、例えば、教科用図書購入費とか学校給食とか、交通費とか修学旅行代とかの支援を行っているところで。

この支給基準につきまして、ちょっと複雑なんですけれども、支弁区分といいまして、区分

を3つに分けます。例えば、生活保護基準の例により測定した需要額の1.5倍未満の世帯、ちょっと難しいんですけども、そこを第1区分としています。

○濱砂委員 ざっくりでいいですから。生活保護、非課税世帯とか、そういった関係で結構ですから。

○大西財務福利課長 生活保護基準をベースとして、その1.5倍とか、2.5倍以上とかで分けています。その基準のカテゴリーによって、援助を受ける内容が変わってくるということでございます。

○濱砂委員 451ページ、先ほど西都市の県立高等学校の話がちょっとあったんですけども。学校名はまだ決まっておられませんけれども、妻高校と西都商業高校が平成30年度から統合されるということで説明をいただいたんですが。280名の学校になるようなんですけど、西都商と妻高あわせて現在の在校生は何人いらっしゃるんですか。

○飯干学校政策課長 ちょっとお待ちください。大まかでよろしいでしょうか。

○濱砂委員 はい。

○飯干学校政策課長 妻高校が160人の定員、3学年で、ことしちょっと定員割れをして465名。

○濱砂委員 1学年の話です。

○飯干学校政策課長 何年生でしょうか。今の1年生。

○濱砂委員 いや、ばらばらですから、直近のなら1年生。

○飯干学校政策課長 今の1年生が148名で、今の2年生が156名、今の3年、まあ卒業生ですけども161名。定員は160です。西都商業高校は定員が120名ですが、1年生が63名、2年生が95名、3年生が75名となっております。

○濱砂委員 30年度以降280名ということなんですが、やはり入学生の定員を十分に満たすということで計画をされているんですかね。

○飯干学校政策課長 少子化の影響でだんだん厳しい状況にはなっていますが。今回発表しました新しい学校の学科コース等を、例えば、今まで地元の子たちにしても、近隣の子たちにしても、選択できなかった学科コース等も新しくつくることによって新たに選択できる。また、少し大きな学校になるということによって、部活動等や、また学びの点でも魅力ある学校にできますので。そういった意味で、生徒の募集に努めてまいりたいというふうに考えております。

○濱砂委員 現在の1年生で148名と63名ということですから、211名ですか。それを280名の定員にすると。非常にありがたいことなんです。いいことなんです。ただ、学校を撤廃していますから、今までと同じ状況で280名という数字が果たして可能なかというところなんですよね。皆さんは地元なものですから、よくそういう話になるんですけれども、やはり今後の学校運営にも検討していただいて、十分な説得力を持って前に進めていくということをしなないと。ちょっとこの前の都農高校の話じゃありませんけれども、現状の中では、なかなか将来が見込めないという部分も出てくるものですから。

それから、この文系学科コースの特色というところに、いわゆる文理科学コースには難関学部等の進学を視野に入れて、将来社会のリーダー的存在として活躍できる人材を育成すると。ところが、普通科は、社会のリーダー的存在じゃなくて、日本や地域などで活躍できる人材の育成と。次のフロンティア科は、商業系大学等への進学を視野に入れるとともに、グローバルビ

ジネス及び地域ビジネスを支え、未来を切り開く人材の育成を目指す。これをどうこうということじゃないんですけれども。ただ、どこの科目に行っても、どこの学科で学んでも、将来はそれぞれの道で活躍をしていくというのが一般的な考え方でありまして。いわゆる社会のリーダーというのなら全部リーダーのほうがいいだろうし、実際におもてに出すときは、もうちょっとみんなが希望が持てるような文言を出していただくといいなと思いますので、一応要望しておきます。

今おそらく学校に来ているのは、児湯周辺の町村、それから宮崎の佐土原あたりまで。280名の定員ということについては、もうちょっと広げないと、これだけの人材は集まらないと思うんです。これだけの高校生はですね。ですから、それに対して、宮崎の北高あたりの校区からもこっちに入ってくるぐらいのものがないと、なかなか生徒を集めていくというのが厳しいんじゃないかと。校区制を戻せばいいんですけれどもね。ぜひ一つ、その辺の検討も含めて前向きに進めてください。詳細については、またいろいろお願いすることがあると思いますけれど。

○飯干学校政策課長 今言われた県内、佐土原まで含めると、市内からも在校生が、約半分の生徒が入ってきております。先ほど申しましたように、今まで選択できなかったような学科等もある程度つくって、そして、地元で頑張ろうという子たちを育てたいというふうに考えております。

○濱砂委員 そのとおりです。ところが、市外に出ていっている北高なり大宮の文情なり西高理数、それに周辺の私立高校に行っている子は、優秀な子たちで全部抜けていくんですよ。自分も子どもがおりましてし、周辺もよく見ていま

すんで、この人たちをここに残さないといけな  
いと。ぜひ魅力ある学科にさせていただいて、地  
域で高等教育ができるように、ぜひ頑張ってい  
ただきたいと思います。

○大西財務福利課長 先ほど瀧砂委員の生徒寮  
の入寮率で、私は83.9%と申しましたけれ  
ど、83.6%の誤りでございます。訂正させてく  
ださい。

○大西財務福利課長 それから、高橋委員のと  
きに、建物の法定耐久年数が65年と申しまし  
たけれど、60年の誤りです。申しわけござい  
ません。

○渡辺委員長 修正をお願いします。

○中野委員 この資料の6ページ、高校生の県  
内企業理解・職場定着推進事業。高校生の県内  
就職、ワースト1が2年目ですよね。今やはり  
人口減少の中で、いかに定着させるかというこ  
と、これは大事なことであって、ましてやワー  
スト1というのが新聞に出て、これは頑張らな  
いといけない話かなと思う中で。この実態とい  
うのは、教育委員会の役割は、八二の2割ぐら  
いかなと実は思っているわけですよ。だけれど、  
教育委員会でこういう事業に二千四、五百万円  
を出してやるということは、それなりに教育委  
員会も認めているわけ。ただ、ここに書いてあ  
ること、これが何で新規事業なのと。本当はキャ  
リア事業なんて、20年、30年前からやっている  
よ。それと、今、何かあると、コーディネータ  
ー、コーディネーター、第三者委員会。もうう  
んざりすると。何かあると、そんなのに責任転  
嫁するような話で。さっきも、いじめコーデ  
ィネーターがまたできたのかな。何か説明がなかつ  
たかな。まあそれはいいです。それから、イン  
ターンシップね。これなんかもそうです。それ  
から、保護者に対する情報提供。教育委員会と

しては、やはり実態をしっかりと、まず分析す  
ることですよ。その実態調査は教育委員会しかで  
きないわけだ。この間から私は言っておるけれ  
ど、実態調査はどこまでしていますか。

○飯干学校政策課長 全部ではないんですが、  
過去……。

○中野委員 過去じゃない。去年のこと。

○四本教育長 一番県外に出ていく子どもが多  
いのは、工業系高校でございませう。外に出て  
いく率も高いし、人数も大きいので、これが下  
になっている原因と言ってもいいです。去年の終  
わりのほうですけど、工業科のほうで、ここ  
の生徒、それから保護者に対してアンケートを  
とって。実際に就職先を決めるのに誰の意見を  
一番聞くかとか、そういうふうには何項目もや  
ったアンケートをとっております。そういう中で、  
やはり実は、保護者というものの割合が非常に  
高いと。その中でも、母親という話もございま  
す。今まではそういう視点が抜けていたんで、  
やはりそうしたところをしっかりとしていかな  
きゃいけない。

それから、インターンシップでいうと、今ま  
でもインターンシップというのは、ずっとやっ  
てきたわけですが、なかなか受け入れ  
先が限られていて。例えば、本当は工業系でも  
のづくりを勉強している学生に対して、事務的  
な仕事のインターンシップをさせるしかなか  
つたとかということがあって。じゃあ、受け入れ  
先をもっとどんどんふやそうと。そうしない  
といけないということでございます。

基本的に、根本的に私が思いますのは、去年、  
赴任して、その時点では全国最下位になったと。  
そのときに、教育のほうは、それは企業のほう  
の問題だなと。給料を上げて、もっと子どもが  
行くようにしないとといけないという、そういう

空気がありました。また、産業界、経済界のほうは、それは学校の先生がもっとしっかり教育してもらわないといけないということでございます。もうそんなことを言っていたらだめで、お互いにもうこれは自分の問題だと思ってやらなきゃいけない。そのために、やはり一つは、コーディネーター。というのがなぜかという、経済界と教育界を結ぶその連携が全然今までうまくいっていなかったのが一つの原因ですから、コーディネーターというのが、そこをうまく密着させて、そして、地域の学校と企業が相互に密になってくれば、コーディネーターというのは、逆に役割がもう終わるかもしれませんが。そういうことが大事だということが、この事業になっていると御理解いただきたいと思います。

○中野委員 まず第一に、工業系は就職が悪い。だけれど、本庄高校は普通科系で工業系じゃないけれど、かなり就職者が多いし。やはり実態が、自分は最初から一回都会に出てみたいという人が、そのうち何割おるか。そして、県内で勤めたいけれども、自分の働く業種がなかったとか。やはり、そういうのをしっかり出すべきですよ。それを出してこういうのをやりましょというね。このインターンシップなんて、今までやってきたのは何なの。やり方が悪かったんじゃないのと。だったら、どうするかという話ね。

それから、コーディネーターなんて、今まで学校の就職担当の人が、大体企業といろいろあっちこっちやっていたんですよ。だから、やはり産業支援財団とか工業クラブ、ああいうところともうちょっとしっかり話し合いをして、情報をとってね。学校政策課長は、今、県内企業をどのぐらい知っていますか。まずそこからです

よ。それで、担当の人が新規事業を組み立てる。じゃあ、担当の人がどのぐらい実態を知っているの。これはそういう話になると思うんで、まず実態を、工業クラブ、今、名前が変わったけれど、ああいうところに行ったら。それと、今はこっちから出ていったりすると大変、やはり人数も多い、工場も狭いところがあるし。今から売り手市場やから、学校でそういう企業説明会を放課後するとか。そんな1時間も2時間もかかってするもんじゃないし。そういうものをどんどんやってもらおうとかね。だから、父兄は父兄でもいいけれど。まあ父兄にしてみれば、県内におってもらいたいと思うのが多いと思うから。もうちょっと実態に合わせて。コーディネーターなんて、本当はこんなのは否決したいと思うけれど。今までの実態とどう変えてやるのという話。

○飯干学校政策課長 おっしゃるとおりで、一つ実態という観点で、どうして企業を決めるのかというのは、調査したものがあまして、「大企業だから」「希望する職種があるから」「給料等が高いから」「休みが充実しているから」「先生が勧めたから」「実際に企業を訪問をしてよかったから」「卒業生が勤めているから」「保護者が勧めたから」、こういった理由がございまして。これで県教育委員会としてできるもの、保護者に企業を見てもらうとかですね。後押ししてもらえますので。それとか、企業を知ることによって、先ほどもおっしゃられました就職支援のエリアコーディネーターなんですけれども、これは民間企業で総務や人事、人材育成等にかかわってきた経験のある人をお願いして。今までも学校の先生が企業を開拓しているんですが、さらに企業を開拓できるような取り組みということでやっております。

○中野委員 ただ、民間企業におった人でも、その人が現職のときには、実態は、ほかの企業の人たちとのつき合いは余りないわけ。本当はないよ、競争の世界で。だから、そこ辺も考えて。それよりか、この中でも逆に来てもらうとか、もうちょっと直接的ないろんな方法を。やはりキャリア教育をどう変えるかを具体的に出さない。これはいつまでたってもワースト1は消えないと思う。

○高橋委員 県内就職率が2年連続で最下位だったですよ。私は、あまりその順番に一喜一憂する必要はないという考え方なんですけれど、ただ、54%なら率が一緒でしたよね。これは、やはり私たちを含めて反省だと思うんです。だから、平成32年には目標を立てていますから65%になっていっちゃるけれど、次は6割だよとか、やはり率を上げていくことをしないと。そのときはそれでもたまたま最下位かもしれない。私は、率を上げたことは、これは努力した結果だと思うから、やはりそういう捉え方をしてほしいこと。

本会議でどなたか質問をされて、ちょっと記憶があやふやなもんだから、ちょっと確認の意味で。この新規事業のやつ、いわゆる保護者に情報提供をするということが、これが新しい取り組みなんですよ。新規事業の特色だと思うんですよ。たしか、この時期を7月から9月というふうに教育長が答弁されたような気がするんですが、それは間違いないですよ。

それで、先ほど中野委員が工業会との意見交換とか言われましたが、私も去年行きました。そこは大卒とか専門学校だったもんだから、そこは連休明けにはもう決まっているよと。だから、早くトライをするべきだということで。そういう意味で、7月から9月というのはちょっと

と幅広いもんだから、できるだけ保護者への情報提供を前にすることにしてほしいなということなんですけれど。

○飯干学校政策課長 7月から9月という理由が、高校生の場合、求人票が出るのが7月からになります。その求人票を見ながら企業見学等、説明会等を受けたほうがいいと、保護者にも見てもらったほうがいいということで、就職は、今度は9月の10日過ぎ、16日から実際に試験を受けに行くとなっておりますので、そういうふうに考えたところでございます。

○高橋委員 結局7月に求人票が来るということで、そこはわかりました。だから、7月からちょっとスピード感を持って、できるだけ早いときに保護者には触れ合いをさせたほうが、いい企業を知ってもらうという意味ではですよ。それを9月という幅でおっしゃったもんだから、できるだけ早く、そういう意味での要望です。

○中野委員 それと関連なんだけれど。就職募集が出る前に、例えば、企業が年間を通じて、企業の説明会を就職する学校とかで行うということは、これはインターンシップと一緒に、違反じゃないでしょう。

○飯干学校政策課長 今現在、高校3年生に対して企業説明会等を6月等に行っていて、ことし、また商工観光労働部と連携しまして、1年生を昨年12月、2年生をことしの2月に、大規模な企業説明会等に参加するように、できるだけ早い間に県内企業に触れさせるように取り組んでおります。

○中野委員 企業説明会というのは、企業が出てきてやるわけですか。

○飯干学校政策課長 はい。企業が広い会場にブースをつくりまして、そこに高校1年、2年、3年生を呼んで、1回につき約100社の企業が一

堂に会して、高校生が回ると。

○中野委員 それも、100社全てを集めるってのは大変だから、高校ごとに来てくれる人はどんどん場所を与えますよという話で、もうちょっと楽にしたらいいと思うんだよ。そこら辺は商工もあるけれどね。学校に呼ぶというのは教育委員会の範疇でやればいいわけで。あっちのほうは商工労働の範疇でやればいいわけだしね。やはり、もうちょっといろいろ考えてやってください。

○渡辺委員長 12時をちょっと過ぎそうですが、このまま1班に関しては進めさせていただきたいと思います。

○中野委員 ちょっと聞き違いなのかもしれないが、さっき、いじめのコーディネーターの話があったと思うんですけど、これは、また新しく地域ごとにつくるという話ですか。

○金子学校支援監 学校の教育相談体制充実のための外部専門家活用事業というのがありまして、その緊急支援チームのことではないかなと思うんですが。

○中野委員 そうそう。この緊急支援というのは、どこの時点で緊急と言うのかね。今、子どもの中で、いじめと意地悪の境がどこかなと思うわけですよ。意地悪があっついじめになると。やはりそれを見て、まず担任の先生がどこまで把握するかという現実ですよ。そして、自分の手に負えない場合に校長に相談するとか、何でそこに担任が入っていかない。いや、ようやらないのかと。緊急事態になったら、教育委員会に上げるようになっているでしょう。他人を入れて、責任転嫁しているような気がしてならない

○金子学校支援監 委員がおっしゃいますように、本来であれば学級担任あるいは学校全体で

そういう問題に対応しまして、学校で解決をするものなんですけど、現在、非常に問題が複雑化、多様化しております、そういう場合には、やはり専門家の力を借りることで解決が早くできたり、適切に対応ができたということ、こういうものを設けたところであります。

○中野委員 多様化して複雑になっているのはわかっている。それをどこまで学校が実態として中身でやっているかという話。やっているかもしれない。でも、今度みたいに自殺者が出たときも、その経緯は全然出てこないわけ。教育委員会としてしっかりやっているというんだしたら、経緯もしっかり出すべきよ。それが無いのに第三者委員会に、はい、第三者委員会を開きます、結果で悪うございました、再発防止に努めてまいります、もうこれの繰り返し。もうちょっと組織的に学校内の校長の話でこれ考えないと。いつまでたっても何かウサギのかけっこじゃなしに。そういう同じことをやって。じゃあ、この専門家というのは、どこまで専門家なのか。学校の先生上がりなのか。すると、ほかに地域には、何か相談員とか、警察のOBもおるじゃないですか。何かあったときは、外の人を雇って、何かそっちのほうにやっていくというような気がするわけ。その前に、やはり学校としてもうちょっと責任を持って、校長の責任を追及するという、罰を与えるというわけじゃないけれど、学校の責任を明確にしないと。あんないじめ要綱なんかじゃ何にもなっていない。何かあったらこういう人を雇うという話で、問題の解決にならないって。

○金子学校支援監 本当に委員がおっしゃるとおりだと思うんですけど。やはり、学校を任されている校長の責任において何とか解決するのが一番だと思います。そのために、学校では、

いじめ・不登校対策委員会というのを、組織的に対応するために設けておりますので、それによって解決を図りたいところなんです。どうしてもそれで不十分なところを、こういう外部の人材を活用して、より適切に対応したいということでの事業であります。

○中野委員 だから、その前に学校でそこを何かトータル的に対応して、その部分をしっかりもうちょっと外に出すべきよ。そこが我々は何をやっているか全然見えない。逃げているかもわからないし。まずそういうのを頼むんだったら、学校でこれだけ対応していますよというのを出さない限りはよ、こんなのは認めたくない。

○金子学校支援監 まさしくやはり学校内での組織なものですから、なかなか目につかないんですけれど。学校としては、やはりそういういじめに対しては、徹底的に対応していくぞというような情報を、保護者なり、あるいは地域に発信していくことは大事ななと思います。

○中野委員 いや、それは、やはり学校ごとに頑張らないと。教育長が頑張っても、なかなか浸透せんわけや。

○金子学校支援監 本県の認知件数のことなんですけど、7,000件を超えるようないじめについての認知件数があるんですけれど。そういうものにつきましても、積極的に認知を進めていくべきだということで、本県なりのメッセージを出しまして、各学校が取り組んでおるところです。そういうような形で、本県では、いじめを見逃さない、そのままにしないということで対応していくというところでは、説明はしているところですよ。

○四本教育長 委員がおっしゃるように、いじめとか、意地悪ともおっしゃいましたが、常日

ごろからあるんですね。だから、これの大部分というのは、もちろん学校の担任の先生とか、かかわった先生とか、あるいは校長という中で解消が図られて、解決といいますか、だめだよということで終わるものがほとんどであります。ただ、中には、いろんな複雑な家庭の事情を抱えた子どもの問題であるとか、あるいは、障がいとか発達障がいとかいろんなことを抱えた、そのかわりのいじめ問題というのものもある部分はあって。それは、なかなか学校の中だけで対応ができないというときに、こういうものが機能をしていくということです。

いじめ問題というのは、今は全国的になっていますけれども。やはりややもすると、例えば、学校が外に出さずに中でもう解決してしまおうと、できないのに何かもう無理やり外には出さない、もみ消してしまおうというところが過去にありましたから。そういう反省を踏まえて、そういうちょっと大きなものについては、第三者委員会ができたり、あるいは、こういう緊急支援チームで外から入って行って、そういうことにならないようにしようと。そういうこともあるわけでございます。御理解をいただきたいと思います。

○中野委員 要は、学校で実態をようつかまなない人が、こういう常時いない人がそこに入り込んで、じゃあ、どこまで権限があって把握できるかということ。まず校長を中心にしてやって、そこでできないことをやるというんだったら、まだわかるよ。だけれど、じゃあ、どこで教育委員会に通報するのという話も出てくるでしょう。

○四本教育長 全ての問題については、担任なり学校がまず一生懸命やればいいんです。そこで手に負えないところで、こういうところが出

てくるということでございます。もう全ての問題は、もちろん学校の担任なり先生が一生懸命対応いたしております。御理解をいただきたい。

○渡辺委員長 ほかはよろしいでしょうか。第1班に関するところの質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上で総務課、財務福利課、学校政策課の審査を終了いたします。

暫時休憩をいたしますが、午後の再開時間は1時10分とさせていただきます、2班の説明から始めたいと思います。

暫時休憩します。

午後0時5分休憩

---

午後1時8分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

特別支援教育室、教職員課、生涯学習課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○川越特別支援教育室長 特別支援教育室でございます。特別支援教育室の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の特別支援教育室のインデックスのところ、457ページをお開きください。

予算額は、一般会計1億3,253万4,000円を計上しております。

それでは、主なものを御説明いたします。

459ページをお開きください。

まず、上から5段目の(事項)県立特別支援学校整備費に3,420万9,000円を計上しておりますが、これは、説明欄1の特別支援学校教育環境整備事業と、説明欄2の特別支援学校スクールバス整備事業の経費であります。

特別支援学校では、近年、児童生徒数の増加

による教室等の不足や長時間通学の問題が喫緊の課題となっているため、教室不足等の状況が特に顕著な学校におきまして、整備を行うための経費であります。

詳細につきましては、後ほど委員会資料のほうで説明させていただきます。

次に、その2段下であります、(事項)特別支援教育振興費に9,832万5,000円を計上しております。

このうち、説明欄5の「特別支援学校医療的ケア実施事業」に5,560万2,000円を計上しておりますが、これは、特別支援学校において、常時医療的ケアを必要とする児童生徒が安全で安心な学校生活を送るために、看護師を配置するものであります。

次に、説明欄9の「県立高等学校生活支援充実事業」に2,254万円を計上しておりますが、これは、県立高等学校に在籍します身体に障がいのある生徒が、教育課程を円滑に履修できるように、教室移動等の介助を行う生活支援員を配置するものであります。

次に、説明欄11の「スポーツを通じた心のバリアフリー推進事業」に446万6,000円を計上しておりますが、これは国の委託事業でありまして、障がいのある生徒と障がいのない生徒が障がい者スポーツを通じた交流等を実施し、互いを認め合える共生社会の形成に向けた人づくりを行うものであります。

次に、説明欄14の「通級による指導担当教員等専門性充実事業」に431万3,000円を計上しておりますが、これも国の委託事業でありまして、発達障がい等による集団での学習や生活が困難な児童生徒の指導を行う担当教員等の専門性向上を図るとともに、通級について系統的に研修できる仕組みづくりを構築するものであります。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

それでは、続きまして、委員会資料によりまして御説明をいたします。

委員会資料の10ページをお開きください。

「県立特別支援学校整備事業」であります。

まず、事業の目的・背景をごらんください。

特別支援学校におきましては、児童生徒の増加や障がいの程度の重度・重複化、多様化による教室不足や、スクールバスの長時間通学が喫緊の課題となっております。それに対応するため、新たに教室やスクールバスの整備を行うことにより、児童生徒への負担軽減を図ることを目的としております。

次に、事業の概要ですが、まず、予算額は3,420万9,000円を計上しております。

財源につきましては、全額一般財源であります。

事業期間につきましては、平成29年度となっております。

事業内容につきましては、まず教室整備としまして、教室不足が特に顕著な都城きりしま支援学校と日向ひまわり支援学校に、新たに軽量鉄骨構造の教室を整備します。平成29年度に調査・設計委託を行い、本格的な工事につきましては、30年度に行う予定としております。

また、スクールバスの増便につきましては、長時間通学が課題となっております日南くろしお支援学校に中型バスを1台増便し、現在の1台体制から、串間市からの直行便と日南市内便の2台体制にしまして、通学時間の短縮を図ります。そして、児童生徒の急増によりバスが不足しているみなみのかぜ支援学校には、登校用の大型バスを増便し、児童生徒の増加への対応を図ります。

最後になりますが、事業効果につきましては、教室整備の面では、教室がふえることにより、現在、間仕切り等で対応している現状を改善することができ、ゆとりある環境で安心して学習に取り組めるようになると考えられます。

スクールバスの増便における効果としましては、日南くろしお支援学校では、串間市からの直行便の運行により、長時間通学が解消されると考えられます。

そして、みなみのかぜ支援学校におきましては、乗車を希望する児童生徒の増加への対応が可能となり、通学の負担軽減が図れると考えられます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○西田教職員課長 教職員課関係について御説明いたします。

歳出予算説明資料の教職員課のインデックスのところ、461ページをお開きください。

一般会計950億9,194万円をお願いしております。

以下、主なものについて御説明いたします。

463ページをお開きください。

まず、上から5番目の(事項)教職員人件費であります。11億2,291万9,000円を計上しております。

説明欄をごらんください。

1の教職員人事管理に要する経費として、5,723万1,000円を計上しております。これは、教職員の採用試験や職員表彰、資質向上等に必要な経費であります。

内訳の改善事業「学び続ける教職員のキャリア形成推進事業」は、教職員みずからがキャリアデザインを描きながら、主体的に資質向上を図るための取り組みなどを推進することにより、

学び続ける教職員の育成を目指す事業であります。

次に、2の学校非常勤職員・賃金職員・学校医等の配置に要する経費に、10億6,568万8,000円を計上しております。これは、非常勤職員及び講師、賃金職員、学校医等の配置に必要な報酬や賃金等の経費であります。

464ページをお開きください。

一番上の(事項)退職手当費についてであります。

退職手当に要する経費といたしまして、93億7,549万9,000円を計上しております。

次に、学校種ごとの教職員の職員費及び旅費についてであります。

まず、中ほどの(項)小学校費であります、(事項)職員費に345億4,663万5,000円を計上しております。これは、教職員の給料や職員手当等及び共済費であります。

また、その下の段の(事項)旅費に1億4,668万円を計上しております。

465ページをお開きください。

一番上の(項)中学校費であります、上から3段目の(事項)職員費に229億928万2,000円を、(事項)旅費に1億4,934万4,000円を。中ほどの(項)高等学校費であります、(事項)職員費に182億5,195万2,000円を、(事項)旅費に1億8,485万6,000円を。一番下の(項)特別支援学校費につきましては、466ページをお開きください。上から2番目の(事項)職員費に83億4,053万7,000円を、(事項)旅費に5,389万6,000円を計上しております。

教職員課は、以上であります。

○**恵利生涯学習課長** 生涯学習課関係の当初予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の生涯学習課インデックス

のところ、467ページをお開きください。

一般会計予算で5億4,484万3,000円を計上しております。

それでは、主なものについて御説明をいたします。

469ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)成人青少年教育費に8,567万7,000円を計上しております。

その下の説明の欄にあります5「みんなで育てるみやぎきっ子」推進事業」に5,441万8,000円を計上しております。これは、学校・地域・家庭が相互に連携し、学校支援地域本部や放課後子ども教室等を実施することで、地域全体で学びを支援する体制を整備するものであります。

また、その支援を行うための人財を育成するため、コーディネーター等研修会や県民総ぐるみ教育推進研修会、実践研究交流会等を実施するものであります。

説明欄の6、改善事業「日本一の読書県」を目指した総合推進事業」につきましては、後ほど委員会資料にて御説明をいたします。

次に、470ページをお開きください。

上から4段目、(事項)図書館費に7,858万3,000円を計上しております。これは、県立図書館の光熱水費や施設設備の保守管理委託費、老朽化対策費など、維持管理に要する経費であります。

続きまして、2つ下の段、(事項)奉仕活動推進費に1億572万4,000円を計上しております。

主なものとしましては、その下の説明欄の1、県民の読書を支える図書館づくり事業に4,154万4,000円を計上しております。これは、県立図書館の利便性向上や、知の拠点としての蔵書を充実させることで、全県的な読書環境の向上を図るものであります。

また、説明欄の2、奉仕活動費に5,832万3,000

円を計上しております。これは、主に図書の貸し出し、返却、整理など、管内サービス等に要するコンピュータシステムの保守・リース代や図書館カウンタースタッフの person 費などであり

ます。

次に、471ページをごらんください。  
上から4段目、(事項)美術館費に1億7,291万5,000円を計上しております。これは、県立美術館の光熱水費や施設設備の保守管理委託費、老朽化対策費など、維持管理に要する経費であります。

続きまして、2つ下の段、(事項)美術館普及活動事業費に7,412万8,000円を計上しております。

主なものとしまして、その下の説明欄の3、特別展費に3,178万円を計上しております。これは、県民の皆様には質の高い多様な芸術作品に親しんでいただくことを目的とし、特別展を開催するものでありまして、平成29年度は4回の開催を計画しております。

次に、説明欄の9、改善事業「ワクワクアートアーティストがやってきた！事業」につきま

しては、後ほど委員会資料にて御説明いたします。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

次に、委員会資料によりまして、改善事業を御説明いたします。  
常任委員会資料の11ページをお開きください。  
改善事業「「日本一の読書県」を目指した総合推進事業」であります。

本事業は、本年度から実施しておりますが、より充実した取り組みとなるように再構築いたしました。

まず、事業の目的・背景であります。県立

図書館や学校、家庭、地域等との連携により、子どもから大人まで生涯にわたって読書に親しむ環境づくりを推進し、日本一の読書県を目指すものであります。

事業の概要をごらんください。

予算額は2,240万4,000円であり、財源は全額一般財源であります。

事業期間は、平成29年度から平成31年度までの3カ年です。

事業内容ですが、「啓発に関する事業」では、新たな取り組みとして、県民からアイデアを募り、県民が主体となる提案型モデル事業を実施いたします。「高校生ビブリオバトル」などのこれまでの取り組みと合わせ、県民の読書活動に対する機運の醸成を図ってまいります。

「人財育成に関する事業」では、新たな取り組みとして、障がい者や高齢者、妊婦の方など多様な県民のニーズに応じるため、図書館職員等を対象にしたサービス向上研修を実施いたします。

「環境整備に関する事業」では、これからの学校図書館には、探究型学習への支援など高い専門性を持つ学校司書が求められますことから、新たな取り組みとして、県立学校に学校司書エリアコーディネーターを6名配置し、読書環境の整備・充実を図ってまいります。

具体的には、県北・県央・県西南の3エリアに2名ずつ配置し、エリア内の学校図書館運営等に対する指導助言や、県立図書館との連携のあり方について研究を行います。

事業効果であります。県民の読書に対する気運の醸成が図られることや、より多くの県民が読書に親しむことのできる環境が整備されることで、人生を心豊かに生きる宮崎県民を育成することにつながるものと考えております。

次に、12ページをお開きください。

改善事業「ワクワクアート アーティストがやってきた！事業」であります。

事業の目的・背景であります。県民が文化芸術に親しむ機会のより一層の充実や、アートを通じた地域活性化を図るため、注目度が高く、幅広い年代の方々に共感を得る表現やワークショップ的な活動にも取り組める気鋭の美術作家をお招きし、学校・公共施設・商店街等を拠点として、児童生徒や保護者を含む地域内外の人とともに創作活動を行うものであります。

事業の概要であります。予算額は451万円であり、財源は全額一般財源であります。

事業期間は、平成29年度から平成31年度までの3カ年であります。

事業内容であります。学校など児童生徒が参加しやすい場所を会場とし、子どもから大人まで地域内外の人を巻き込みながら、作家と創作活動を行います。

完成作品は、文化的資源として地域に長く残しまして、地域の活性化につながる文化的資源として活用をします。

また、作家の講演会等を県立美術館で実施するなど、地域と県立美術館とが相互に行き交う人の流れをつくってまいります。

事業効果であります。本事業を実施することで、地域住民が文化芸術をより身近なものとして実感できるとともに、地域の文化活動の拡充を図ることができます。また、活動内容や地域の魅力を広く情報発信することで、新たな文化資源を活用した地域振興につなげることができます。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明をいたします。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状

況の冊子の12ページをお開きください。

⑬の「文化の振興について、旅する美術館事業など、広く県民が美術や文化に親しむ機会を創出する館外展開事業等に継続して取り組むこと。」との指摘要望事項に係る対応状況についてであります。

文化の振興について、これまで県立美術館では、広く県民に美術や文化に親しんでいただくため、「旅する美術館」通称「タビビ」事業や「わがまち」いきいきアートプロジェクト事業などの館外展開事業等を実施しております。

このタビビ事業では、県内各地域において、県立美術館収蔵作品の展示や学芸員の解説などを実施し、県民が本物の美術作品により身近に触れる機会の拡充を図ってまいりました。また、わがまちいきいきアートプロジェクト事業では、地域住民等が、中山間地域に滞在する県内作家と創作活動を行うことで、文化に親しむ機会のより一層の充実を図ってまいりました。

平成29年度当初予算案におきましては、タビビ事業を継続して実施するとともに、わがまちいきいきアートプロジェクト事業の改善事業として、ワクワクアート アーティストがやってきた！事業を実施することとしています。

この事業は、先ほど常任委員会資料でも御説明をいたしましたとおり、注目度の高い気鋭の作家を招聘し、学校・公共施設・商店街等を拠点として創作活動に取り組むことで、アートを通じた地域活性化を図りたいと考えております。

今後とも広く県民に美術や文化に親しんでいただくため、館外展開事業等に継続して取り組んでまいります。

生涯学習課関係の説明は、以上でございます。

○渡辺委員長 議案に関する説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 「日本一の読書県」を目指す。何をもって尺度があるかなど。なかなかないわけで。今、小学校なんか読書して感想文を出したりしている。あれはいいことだけど。読書県を目指しておるのは、本を読むということは、国語が強くなるわけ。その割には、宮崎県は弱いという、全然連動していないと。だから、これはもうちょっと小学生に絞るとかね。大人に読書しなさいということ自体がどうか。みんな大人になれば、自分の世界、趣味を持っていて。皆さん、どうですか。奥さんやら考えても、県がそうしているからと、自分が本を読むか。もうちょっと的を小学生・中学生にしぼって。例えば、日本一の蔵書で、1人何冊にするとかね。本を読むというのは、小学校・中学校、子どもにとってもそこら辺で大体決まるわな。もう今は一生懸命ゲームばかり。ゲームの本なんかを読んだりしてるしね。だから、図書館が本を買う経費、そういうのをわかるようにしとってもらいたいわけね。日本一の読書県って言ったって、大体それぞれの価値観の中で大人になれば生きていくわけで。どこに向かって今から読書しなさいという話、私の周りを見ても言われて本を読むのかと思うけれど。ぜひこれをもうちょっと整理してくださいよ。ぜひもうちょっと小学生・中学生に読ませる工夫を。

○恵利生涯学習課長 貴重な御意見をありがとうございます。やはり小・中学生、もっと言えば、生まれて幼児のころからの読書活動も含めて。特に学校教育の中で読書活動を推進していきけるようなモデルを出していただくとか、それを広めていくとか、いろんな手をとりながら推進していきたいと考えております。

もう一つよろしいでしょうか。わかりにくい

この事業費に関することですが。図書館資料整備費というのが、この県民の読書を支える図書館づくり事業という中に盛り込まれておりまして、県立図書館につきましては、今までどおりの資料費を確保して、県民に読書の拡充というんでしょうか、それを図れるようにしております。

○中野委員 それと、470ページ、下の段の説明、奉仕活動推進費。この奉仕活動費。これは何かなと思っていたら、いわゆる図書館の貸し出しとか、コンピュータとか人件費じゃないですか。何でこれが奉仕活動費として項目が上がるのか。やはりこういうのは、見てわかるような表記をするべきですよ。

○福田図書館長 奉仕活動推進費は、委員がおっしゃるように、カウンター業務とかコンピュータシステムネットワークの経費なんですけれども。これは、図書館法というのが図書館の憲法としてあるんですけど、ライブラリーサービスという言葉その中に引用して使うときに、「図書館奉仕」という言葉を使って法律の中に書いてあるものですから、それをそのまま引用して、奉仕活動費という形で使っております。

○中野委員 それは、絶対法律でこういうやつもこの言い方をしなさいと書いてあるわけ。

○福田図書館長 義務的にそういうふうには書いておりませんが、一般的に全国の図書館でそのような使われ方をこれまでできておりましたので、県立図書館も引き続きそれを使っているという状況です。

○中野委員 よその県はどうでもいいから、要は、見る人が何かとわかるのが問題であってよ、そんな法律なんか使わないでいいがね。来年は、これを直してくださいよ。

○福田図書館長 予算の事項については、また

財政当局等と話がありますので、その辺の話をして、また研究してまいりたいと思います。

○中野委員 財政課はそこまでは見ないやろう。財政課は法律なんか知らないだろうが。

○福田図書館長 そこは、詳細にはわかりません。いろいろとお話をしてみたいと思います。

○緒嶋委員 退職手当がかなりな金額になっておるんですが、退職予定者の数はどのくらいですか。

○西田教職員課長 定年退職者数が298名です。トータルで正職員が424名で計算しております。

○緒嶋委員 そうなったときに、やはり教師の指導力というか、こういうベテランの先生が退職するわけですよね。これは、再任という制度は、先生の場合はないんですかね。

○西田教職員課長 65歳まで再任用という形をとっております。

○緒嶋委員 これには再任の方も入っているわけじゃないんですかね。

○西田教職員課長 退職手当については入っておりません。

○緒嶋委員 そうすると、再任される方がどのくらいまた再就職というか、教師としてまた教鞭をとられるような数は大体わからないわけですか。

○西田教職員課長 明確な数字ではありませんが、県立学校で、特に高校は5割ぐらいです。そして、義務制でいうと大体3割ぐらい。だんだんこれがふえている傾向にあります。

○緒嶋委員 当然団塊の世代がということと。教育力というか指導力が低下するということは、ある意味では、やはりこれは子どもにとっては大変なことだから、定年でやめられるのは仕方がないけれど、やはり学力もですが、教育力そのものも低下しないような、再任をうまく利用

する、そういう希望の方をいかに活用するかというか、そういう視点も重要ではないかなと思うので。新採を入れて活力を見出す、また、将来に向かっての備えをするということも当然だけれど、このバランスがやはり必要じゃないかなと思うんですけども、課長はどう思われます。

○西田教職員課長 おっしゃるとおり、ベテランの遺産を残しながら後輩につないでいくということが大切であると思います。そういう意味で、我々の事業としても、初任者研修をうまく使いながら、ベテラン教員が指導をしていくような形を今後進めていきたいと考えております。

○緒嶋委員 次に、特別支援教育室。今、児童生徒は減少しているわけですよね。

○川越特別支援教育室長 児童生徒数につきましては、年々増加をしているという傾向がございます。

○緒嶋委員 いや、私が言うのは、全体では減っているわけでしょう。その中で、この支援学校の生徒がふえるというのは、どういうふうに理解したらいい。生徒全体は減りながら、支援学校の生徒はふえるという、その乖離というか、それは何。

○川越特別支援教育室長 特別支援学校全体を見ますと、例えば、視覚障がいがありますとか、聴覚障がい者でありますとか病弱、そういった方々は横ばいの状況でございます。特にふえているのが、知的な障がいのある子どもさんが年々増加をしているという状況がございます。これは全国的な傾向がございまして、諸説あるんですけども。私どもが一番考えられることといたしましては、平成19年に特別支援教育に法律が変わりまして、それまでなかなか障がいのある方々の教育に御理解を示していただけなかった保護者の方々が、特別支援学校の教育に

も理解を示すようになり、そういうことから、通常の小中学校から特別支援学校へ入られる方がふえているのではないかなということが考えられます。

**○緒嶋委員** 全ての人々がまだこの支援学校に入っているわけじゃない。普通の学校で特別教室とかいろいろあるんですね。そういうところにおる子どもの数というのは、わかっておるわけですか。

**○川越特別支援教育室長** 小中学校にも特別支援学級というものがございまして、これも知的障がいのある方と、いわゆる発達障がい、自閉症、情緒障がいの方々の教室があるんですけども、現在、小中学校の中におきましても、特に発達障がいのある、いわゆる自閉症、情緒障がいの学級の子どもさんの数が年々増加をしているという傾向がございます。

**○緒嶋委員** やはり今まではこういう支援学校の充実もなかったので、普通の学校にそういう潜在的には、障がいのある子がずっと今まではいたというふうに理解するのが正しいわけですか。どうですか。

**○川越特別支援教育室長** おっしゃるとおりでございまして、これまでは友達の中で、地域の中で育ってきた子どもさん、それが特別支援教育という言葉、あるいは発達障がいという言葉が十分に浸透した結果、いわゆるつまづきのある子どもさんで終わっていたところが、発達障がいであるといった正しい診断が出て、そういった適切な教育を受けるための学級に在籍をするということ。いわゆる認知度が高まってきていることから、在籍人数もふえてきているのではないかなというふうに考えております。

**○緒嶋委員** この特別支援学校は生徒数がふえるから、学校を整備しないといけないというこ

とは、今後もかなり続くというふうに思ったほうがいいんですかね。

**○川越特別支援教育室長** こればかりは、なかなか全国的にも解明されていない部分でございまして。ただ、明らかに大きな少子化の流れの中にありまして、このまま障がいのある子どもがふえ続けていくということは、おそらくないであろうと。いつかはどこかの時点で頭打ちの状態、あるいは減少していくことが見られるのではないかなというふうには考えているんですけども、それがいつの時点だということは、なかなかちょっと今の時点では申し上げられないところでございます。

**○緒嶋委員** 障がいが余り重くない子どもは、普通の学校でほかの人と一緒に学ぶことによって、また逆に、お互いが理解し合うというか。また、通級学級とかで勉強することによって、おくれていたものが、前に進んで、もう同じ学級で教育を受けても別に支障がないとかいうような面もあるので。やはりそこには保護者というか家庭の問題もあるけれど、そこへの見極め、障がいのある子を全て支援学校に入れるということもどうかなという気もするんですけど、そのあたりは、教育委員会としてはどういうふうに仕分けしておられるのか。

**○川越特別支援教育室長** まず、特別支援学校へ就学すべき方というのは、学校教育法施行令の22条の3に規定されております。一応特別支援学校へ入学される場合には、その22条の3の規定に合致されている方かどうかというのが、まず一つの大きな判断基準になります。また、小中学校の特別支援学級あるいは通級の対象かどうかという部分につきましては、市町村教育委員会の就学判断というところになりますけれども。その部分につきましても、それぞれ特

別支援教育の担当者を市町村のほうに集めまして、毎年2回研修会等も実施しております。また、通級の部分につきましては、今年度も昨年度に引き続きまして事業を起こさせていただいておまして、通級の指導、あるいは、そこに在籍する子どもさんの見極め方、そういったことも継続して研究をしているところでございます。

**○緒嶋委員** いずれにしても、この支援学校も、施設の充実とともに教育内容の充実が重要で。そういう障がいのある子が成人になっても、最終的に今はなかなか就職が難しいというようなこともあらわれておるわけですので、やはり自立できるような形にもっていくのが、親としても地域としても大切なことですので、この充実は今後とも十分配慮してほしいということ要望しておきます。

次に、日本一の読書県。この事業内容の(4)の3で、図書館未設置自治体等への図書セット貸し出し。日本一の読書県を目指しながら、まだ図書館のない自治体があるというのも、ちょっと寂しいような気もするわけですが、このあたりはどうなっておるわけですかね。

**○福田図書館長** 図書館というのが、いわゆる図書館法に規定をされて、それに基づいて、各自治体で条例に基づいたものを図書館というふうに呼んでおります。それがいないところは、例えば、公民館とかいうところに図書室という形で置いてありますので、この図書館未設置自治体という意味合いは、そういった公民館図書室等しかない自治体のことをここで呼んでおります。

**○緒嶋委員** これも表現の仕方だけれど、そういう設置であれば、いわゆる図書館がなければならんと逆に言われるかもしれないのですが。

問題は、蔵書がどれだけあるとか、内容がいかに充実しているかということが問題なわけですが、現在のところは、市町村によっては図書館がなくてもなんら支障はないと、そう理解していいわけですか。

**○福田図書館長** 委員がおっしゃるように、やはり公民館図書室になりますと、蔵書の関係とか職員体制とかいうところで、確かに図書館というものからすると、見劣りをする部分があるのは間違いありませんので、まさに蔵書が少ないとかいった部分を、事業にあるこの③の3つ目の点で、県立図書館の本を貸し出すことによって、幾分なりか蔵書の弱さを補強してあげるとか、あるいは、4の事業内容の②にありますけれども、その2つ目のポツに、運営助言のための講師を派遣すると書いてありますけれども、これもやはり体制的に、運営がなかなかスムーズにいかないところに県立図書館の職員を派遣して、いろいろ指導・助言をして体制を強化しよう。そういった形で読書環境が弱小な自治体の部分を、県立図書館として支えていこうというふうな意味合いも込めております。

**○緒嶋委員** いずれにしても、やはり図書館未設置という、これに書くようなことがないほうがいいわけですね。やはり図書館は、もう全部の自治体にあるように、これは教育委員会全体でも、そういうところに対しては、やはり図書館を充実させたらどうですかというような、ある意味では指導とかアドバイスというようなものをして。日本一の読書県を標語しながらこういうのはどうか。こういうことはないほうがいいし、言われたとおり蔵書も少ないということであれば、そこに住んでおる人から見れば、ほかの図書を借りたくても、そういう蔵書がないということにもつながるわけですので。

これは、どこがないとか大体わからないでもないけれど。ぜひ頑張って、教育委員会としてもそういうところに対する指導というよりも話をして、できるだけ図書館を充実させたらどうですか。場合によっては、今は、図書館を地域活性化の拠点にしておる地域もあるわけですよ。教育から地方創生という気持ちの中では、図書館なんかを充実することは、地域活性化の原点であると。人づくりが地域活性化・創生であるので、そういう意味では、図書館も遠慮しないで、住民のため、県民のために努力するのは、図書館としても大変重要なことだから、もっと一歩前を出て、やはり叱咤激励するというぐらいの気持ちで日本一の読書県をつくらないと。もう標語だけでは日本一にはならないし、実際、日本一の読書県のイメージとして、図書館がどういう形になったら日本一の読書県と我々は理解すればいいわけですか。

**○恵利生涯学習課長** 日本一の読書県、先ほど子どもたちのという話をいただきましたけれども、子どもから大人までが広く読書に親しむ県民、それを私たちはイメージしております。どこでも本を読んでいる人たちがいるというようなイメージをしているところでございます。

**○緒嶋委員** 1人が何冊以上読めば、日本一の読書県とかいうイメージではないわけですね。

**○恵利生涯学習課長** 数を先に述べるという目標を立てるというものでなく、本当に街角から、先ほどもおっしゃった地域の小さな公民館または小さな図書館でも、市民・村民みんなが読書に親しむ県民の動きが見えるという機運の醸成を図ってまいりたいと思います。

**○緒嶋委員** これは、誰も反対する人はいないわけですよ。日本一になることは誰もおかしいという人はいないけれど。日本一の読書県だな

と我々県民が実感するというか、政策的にそういうふうにもっていかにかい。目標はすばらしいけれど、まだそこまでは、手法というか、その努力がまだ足りないのじゃないかと。

それから、日本一の読書県というのは、10年後も20年後もずっと続けていいわけですよ。日本一、これは当然だから。そのための図書館としての、生涯学習課としての努力をどう進めていくかということ、手法、それが問題だと思う。そのあたりの、具体的な手法というのは考えておられるわけですか。

**○恵利生涯学習課長** 啓発、人財育成、そして環境整備、この3つの事業内容を設けまして、10年間にわたって長いスパンで、しかも教育委員会内、学校政策課、特別支援室、そしていろんな他課と他の部との連携も図りながら、組織を一つつくって、続けて、そして県民に周知できるように努力してまいりたいと思います。

**○緒嶋委員** ぜひ努力してください。

それと、県立学校の司書、エリアコーディネーターの配置というけれど、県立学校には、まだ司書は全部いないということですか。これはどういうふうに理解すればいいですか。

**○恵利生涯学習課長** 現在、図書司書という、事務職員の方々がその任を担っていただいて、責任を持ってやっていただいております。県立学校にはそういう方々が配置されておりますが、学校司書という専門的な資格を持った方がまだいらっしゃらないということで、その方を県内3つの地域に2人ずつ配置しまして、その方々がその地域の県立学校に、学校図書のあり方とか、学校図書と学習をつなげた探求的な学習のあり方だとか、そういうことを伝達するというのをやろうとしております。

**○飯干学校政策課長** 補足ですけれども、学校

司書は、改正図書館法で12学級以上の高校にはつけなければならないと。あとは努力義務となっているんですが、本県の場合、12学級以上には、定数配置で29校、11学級以下の高校には非常勤講師等で12校、全てにおいてつけているんですけども、その方々が事務職員の方とか非常勤の方で、先ほど申しましたように、\*司書教諭の資格を持っていらっしゃるなくて、専門性がやはりちょっと足りない。それを補うという意味で配置するものであります。

○緒嶋委員 それは非常勤じゃなく、常勤の司書にすることとはできんわけですか。日本一の読書県にするためには、専門の人を置くほうがいいと思うんだけど。

○西田教職員課長 県費で可能ではありますが、現在のところ、今の予算の範囲内でやるというところで、11学級以下を非常勤対応という形で配置をしております。

○緒嶋委員 今後の課題として、やはり日本一の読書県を標榜するなら、それぐらいの充実がないと、言うこととすることが違うんじゃないかと言われても、仕方がないわけであるので、そこ辺は今後の課題として検討していただきたいと思います。

○中野委員 進学校の高校を含めて、県立高校で県立の図書の平均1人当たりの貸し出し冊数はどれぐらいですか。

○飯干学校政策課長 昨年5月の1カ月間の調査があるんですが、その中で、5月1カ月間の1人当たりの平均読書数が、宮崎県は2冊、全国では1.4冊。貸し出し数ですが、これは全国はないんですけども、高校生1人当たりの1年間の平均貸し出し数が、27年度の調査ですが、6.3冊というふうになっております。

○緒嶋委員 ワクワクアート アーティスト

やってきた！事業。これは、予算は451万円ですが、これは場所的には、地方というか宮崎以外の地域でというようなイメージが湧くんですが、もうちょっと具体的に説明してください。

○四位美術館副館長 地域性で申しますと、基本的には、アートの活動を通して地域活性化を図ってまいりたい、それにもつなげたいといったような内容ですので、イメージするところというと、例えば、宮崎市の中心街とかはイメージしにくいというのはございますんで、やはり地域振興という観点から選んでまいりたいと考えています。

○緒嶋委員 改善事業というのは、今までもやっておったということですかね。

○四位美術館副館長 改善事業ということでございますけれども、県立美術館のほうは、平成20年度からこういった館の外のほうで作家さんと呼んで、美術を展開していただくといったような活動をずっと続けておりまして、今回これを、前回の「わがまちいきいきアートプロジェクト」といって3年間やったんですけども、この事業の改善事業としてさせていただくという形になっています。

○緒嶋委員 これはできるだけ継続して。31年度までということになっておりますので、それまでは継続されると思いますが。今後もやはり地域の活性化とかということから言えば、できるだけ多くの地域、場所で継続されるというのは大変いいことじゃないかと、そういう思いもしますので、ぜひそういった方向で努力していただきたいと思います。

それから、美術館では、29年度は、美術品の購入の予定はないわけですか。

※80ページに訂正発言あり

○四位美術館副館長 この前、彫刻作品2点を購入させていただける形になりまして、本当にありがたかったと思うんですけども、私どもとしても、作業を進めながら、次はどうするということは、やはり一番の命題になっておりました。調査のほうを今一生懸命やっているところです。今回、実は、条例が改正になりまして、宮崎県立美術館として予算の限りはあるけれども、作品をもう一度購入するために、いろいろ調査をさせていただいたり、お願いをしたりして情報収集に当たっている中で、全国的にも私どものほうを注目していただいております。今回いよいよ作品が動いたということで、確かに買ったということが全国的に知れ渡ったということで。それを契機に、また本格的に情報が入ってくる可能性もありますので、そういったことをしっかり捉まえて、ぜひいい作品にめぐり会いたいと思っております。

○緒嶋委員 じゃあ、気持ちとしては、買う意欲が湧いてきたということですかね。

○四位美術館副館長 買う気は十分ございまして、買う気満々で頑張らさせていただきたいと思っております。

○緒嶋委員 ただ、買い損なわないようにだけはしてください。

○飯干学校政策課長 済みません。1点訂正させていただきます。先ほど、学校司書を県立学校39校に配置していますが、それが事務職員であったり臨時職員であったりすると言いました。その方々は私が学校司書教諭の資格を持っていないと申し上げましたが、間違いで、その39名の方々が司書の資格を持っていない、専門性が少し足りないということでございます。

○高橋委員 特別支援教育について10ページでお尋ねしていきますが、私も議会で質問をして

まいりましたので、こういった予算がついたことを大変ありがたく思っています。ありがとうございます。

みなみのかぜについては、児童がふえたということでバスをふやします。これは問題解決ですね。あと、くろしお支援学校は、串間からの直行便運行で長時間通学が解消されるということで、今1便ですが、それが2便になるということですが、ちなみに何分短縮になるんでしょう。

○川越特別支援教育室長 一応学校のほうで試算をしているところでございますが、50分前後ではないかと。

○高橋委員 50分前後で着くんですよ。ですので、比較を。

○川越特別支援教育室長 現行では、80分以上をかけて通学しております。それが、直行便が走ることによりまして、50分前後で学校に着くのではないかと現在試算をしているところでございます。

○高橋委員 時間短縮ですね。多分、道路交通法を守っての運行だと思うんですが、うまくスムーズにいったの50分だと今、お話を聞きながら思いました。これは50分でも、私たちからすれば、やはり長距離の通学時間ですよ。特に障がいのある子どもたちだから、50分というのは、多分最短で行けたときの時間だと思うんですよ。途中で何があるかわかりませんね。トイレ休憩があるかもしれません。そういう意味では、私はこれを経過措置だというふうに思っています。抜本的な解決にはなかなかこれでは至らないだろうという思いを持っていますので。まあいろいろと検討されているんでしょうけれど、今回予算をつけていただいて大変ありがたく思っている。これから先のことも十分検

討をされていくのかどうか、そこをまず確認をしておきたいと思います。

○川越特別支援教育室長 喫緊の課題でございます、この長時間通学という部分については、もう数年来、要望が出ておりましたので、このたび実現することができました。ありがとうございました。

その次でございますが、委員のおっしゃいますことは、おそらく串間市内のほうに日南くろしおの分校をとのお話ではないかなと思いますけれども。一応私どものほうでも、長期的な計画にはなるんですけれども、何年先になるかはわかりませんが、そういったことも視野に入れながら進めていきたいとは考えております。また、保護者の方々にもそういった御意見を伺いながら、今後研究をしてまいりたいと考えております。

○高橋委員 ぜひよろしく願いいたします。次に移ります。

私も日本一の読書県でお話をお聞きしますが、いわゆる学力向上ですよ。やはりここに間違いなくつながってくると思うんですよ。先ほどもおっしゃっていましたが、読書力は、いわゆる国語力、読解力を高めることになりまよ。読解力の低下が、これは今の宮崎県に限らず、日本の子どもたちに問われている課題だということで話題になっていると思います。

それで、先ほどから出ている学校図書司書ですよ。12学級以上は29校あって、正規の図書司書を配置されているということですが、これは確認ですけど、私の母校、日南高校は12学級以上あると思うんですが、配置されていたか、ちょっと確認します。

○飯干学校政策課長 12学級以上の高等学校には、定数配置で学校司書が配置されております

が、先ほども申しましたように、その方々が事務職員の方であったりするわけですね。

○高橋委員 事務職員の方はPTA雇用で兼務だというような気がしたんですが、それは私の勘違いですね。細かなことだからいいです。

○飯干学校政策課長 事務職員で配置しております。

○高橋委員 いろいろと先ほどから出ていますが、結局このエリアコーディネーターの配置というのは、画期的な配置、事業ではあると思うんですよ。評価をいたしますが、ここからどう展開をしていくかだと思うんです。やはりこの有資格者である司書がいるのといないのとで、子どもたちが本に魅力を感じる、そういう呼び水となるものを提供できるかどうかなんですよ。やはりそこがしっかり今後一つの課題だと思っています。あともう一点は、日本一の読書県、子どもから大人まで生涯にわたってということですから、先ほどから話題に出ていますが、未設置の自治体が五、六カ所ありましたよね。そこには、公民館で図書室があるからというけれど、ここはおそらく司書の方はいらっしやらないんじゃないかと思います。私は、こういったところまで見れるような事業に展開をすべきじゃないかなと。今回、県立学校に司書エリアコーディネーターを配置されましたけれども、これは、やはり急いだほうがいいと思うんですよ。ことしは、もうこれで事業を始めているわけですけど、本県の場合には、やはり人の配置がどうしても弱いなと思っています。ここをしっかりと事業で取り組むことで、読書力は伸びるだろうし、当然何年か先には、やはり学力も向上していくと思います。ぜひここはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

あと、最後に、12ページのワクワクアート

アーティストがやってきた！事業ですけれど。地域活性化だから、宮崎市以外を選定するという事で説明がありましたけれど、ありがたいなと思いますが、1年に何カ所ぐらい考えていらっしゃるのでしょうか。

○四位美術館副館長 1カ所になります。

○高橋委員 先ほどから気鋭の美術作家を招聘して2回ほどおっしゃったから、それなりの方でお金もかかるんだろうなと思っています。そういう意味でも450万円でもいいのかなという思いもあるわけですが。これを3カ年でとりあえずはやりませよということでしょうけれど。この予算額とは、当然来年度は、いや、これじゃ足りないよということだってあるだろうし、いろいろと要望もありますように、これをぜひ続けてほしいし。1年に1カ所だったら、3カ年で3カ所じゃないですか。そういう意味では、もうちょっと要望を出していただいて、幅広く県内で事業展開できることをお願いしたいんで、いかがでしょう。

○四位美術館副館長 この事業においては、今回、気鋭のと何度も申し上げましたのは、今年度までやっていた3カ年分の事業は、県内の作家さんを中心として選び、それから、長い時間をかけて制作していただき、それで、地元の人に協力していただきながら。そして、それをつくるのを協力する、あるいは見るのを楽しんでいただく、そういった形で対応させていただいていた事業です。

今回お願いするのは、例えば、世界を股にかけて今現在活躍していらっしゃる方で、電話をかけてもなかなかつかまらないような、そういった方を念頭に置いておまして、こういった方に来ていただくには、やはりそれなりの短い時間で結果を出していただかなくちゃいけないし、

それから、お金もかかるといったようなことで、そういうものを一度やってみたいということで、これをお願いする形になっております。なので、かなりマスコミの注目度も上がりますし、そういった意味においては、発信ということも含めまして、地域の活性化のほうにもストレートに役立つ。なので、できれば、例えば、商店街でもいいんですが、そのエリアにおいて人がよく集まるような場所、そういったことを念頭に置きながら、場所の選定とか、それから協力していただける市町村の選定をさせていただく、そういう形になっています。1回とにかくこれをやってみないと、後の展開もなかなか難しいかもしれないので、とにかく成功させたいということで、成功できると踏んで、これを出させていただいています。

○高橋委員 わかりました。昨年までの事業は、西米良でしたよね。2週間とか1カ月近い滞在期間で事業をされて、それを触れてもらうという取り組みでは、これはいい事業ですねということを行った覚えがあるんですけれど。それはそれでよかったですよ。それはそれで続けていただいて、これはこれでという思いも今持ったところですが、わかりました。またお金もかかりますけれども、ぜひこれを成功させていただいて、次につなげていただきたいと思います。ありがとうございます。

○中野委員 11ページの日本一の読書県。この事業内容で①②③がありますよね。これは、図書館で実施する事業、それとも、本課で実施する事業。ちょっとそこら辺が混ぜこぜになっていて。

○恵利生涯学習課長 お尋ねになりました①の啓発に関する事業。県民提案型モデル事業、これは、本課においてモデル事業を主催される方

を募ってやります。2つ目、県民に周知・啓発を図る講演会、これは本課または図書館と一緒に講演会をやっていこうとしているところがございます。子ども読書活性推進計画、これは本課において行います。高校生ビブリオバトル、これは学校政策課のほうでやっていただくということになります。③環境整備、図書館・学校図書司書、先ほどのコーディネーター、これは学校政策課関係の事業です。迅速な新図書流通システム、これは県立図書館でございます。未設置自治体の図書セット貸し出し、これも県立図書館でございます。

○濱砂委員 統廃合される小中高の学校の図書室は、一緒に統合される場所に持っていつているんですか。

○飯干学校政策課長 来年度、再編統合いたしますけれども、まだ在校生が残っていますので。

○濱砂委員 いやいや、過去のものも含めて、図書はどうなっているんでしょう。

○恵利生涯学習課長 その学校、旧の学校の中で特別に必要なものとか、新しい学校に持っていつても使えるようなもの、まあ新しさだとか古さだとかいうのもあると思うんですが、そういうものをまとめて統合される学校に持っていつているという事実があるそうです。

○濱砂委員 関連器具・備品も一緒ですか。

○大西財務福利課長 正直、そここのところの調査は詳細にしておりませんが、おそらく同様に使えるものは、新たな場所で使う。また、活用状況で、地元での集会施設とか、それから福祉施設とか地区の体育館とか社会教育施設で使う例も多うございますので、そこで使える部分は、またそちらのほうで利用されているんじゃないかというふうに考えております。

○濱砂委員 わかりました。また教えてください。

い。お願いします。

それから、先ほど緒嶋委員からの発言もあつたんですが、特別支援学校の内容。精神と知的と身体と、3障がいですよ。その中で、先ほどの話の中では、知的障がいがかんたんふえてきているという話をされましたが、発達障がいは知的か、それとも精神か、どっちにカウントされているんですか。

○川越特別支援教育室長 特別支援学校におきます発達障がいの方というのは、知的障がいを併せ有する自閉症の方ということでございますので、知的障がいのほうに分類されてございます。

○濱砂委員 いろんな精神科の医者等の話の中では、精神のほうに分類されたりしているんですね。福祉のほうとちょっと違うのかな。知的障がい者に発達障がいも一緒になってカウントされているということですね。

○川越特別支援教育室長 発達障がいの中の自閉症という方々については、知的障がいを併せ有しますことから、特別支援学校のほうの知的障がい特別支援学校に在籍しているということでございます。また、知的なおくれのない発達障がいの方というのは、先ほど申し上げました学校教育法施行令の22条の3に該当いたしませんので、特別支援学校の該当ではないということになります。

○濱砂委員 またそれも確認なんですけど、精神障がいと知的障がいの割合というのは、支援学校にどのくらいの割合で入っていますか。

○川越特別支援教育室長 いわゆる精神障がいというのは、精神障がいという病気でございますので、その方々の割合と、知的障がいという障がいのある方の割合というのを比較対象することはございません。逆に、精神障がいで医

療的な加療が必要な方というのは、赤江まつばら支援学校の隣にございます病院、そちらに入院された方につきましては、病弱として赤江まつばら支援学校での教育を受けることが可能であるということをございます。

○濱砂委員 もう一点。スクールバスが設置されていない支援学校について。全体の支援学校が何校であるのか。そのうちのスクールバスが設置されている学校が何校か教えてください。

○川越特別支援教育室長 本校・分校あわせて13校ございます。スクールバスが現在運行されておりませんが、ちょっと計算をさせていただきます。まず、聴覚……。

○濱砂委員 視覚・聴覚はいいです。

○川越特別支援教育室長 視覚・聴覚はよろしいですか。知的障がい、自閉症の特別支援学校になりますと、児湯るびなす支援学校と日向ひまわり支援学校、この2校にまだ未導入ということをございます。

○濱砂委員 それぞれの学校あるいは保護者からの要請というのは来ていますか。

○川越特別支援教育室長 P T Aなどの陳情等の項目には上がってございます。ただ、全県的な視野に立って考えたところ、ちょっと優先順位が低いということで、今のところ未導入ということをございます。

○濱砂委員 将来は全校に設置するという計画はないのでしょうか。

○川越特別支援教育室長 特別支援教育室といたしましては、長期的な計画になるかもしれませんが、将来、そのような方向になるといいがなと願っているところをございます。

○緒嶋委員 平成27年度かな、図書費ががたと落ちていたときがありましたね。29年度は何冊か。これはいろいろほかのCDみたいなもの

あるかもしれませんが、予定としては大体どれぐらい購入の予定なの。金額もいろいろだから、なかなか正確にはでないだろうと思うけれど。

○福田図書館長 26年度に資料費の予算が大幅に削減されて、その後、27年度からは4,100万円程度で、その金額でずっと維持させていただいております。それで買える本は、価格にもいろいろあるんですけども、去年の例でいきますと、雑誌とか図書とかA V Cとか全部入れて、1万5,000点ぐらいを購入することになります。

○高橋委員 関連でいいですか。図書費を4,100万円に復活させましたときには、財源は基金から持ってこられましたでしょうか。環境森林で、そういう記憶があるんですけど。

○福田図書館長 今、委員が環境森林でとおっしゃった、産廃税で120万円ほどの資料費はいただいております。

○高橋委員 今も。

○福田図書館長 28年度まではいただいております。29年度も予算の中に入っています。

○高橋委員 ぜひ仲良くやって、産廃税というのは、しっかり税金ですから、お金をもらってください。

○有岡委員 459ページの特別支援学校に、医療的ケアの実施事業ということで看護師を配備していただいております。関係者から大変喜ばれているわけですが、もう少しその実態というのでしょうか、内容を詳しく知りたいと思っております。お尋ねいたします。

○川越特別支援教育室長 医療的ケアの看護師の配置についてございます。ことしの3月1日現在になりますけれども、8校の特別支援学校に医療的ケアを必要とする子どもさんが在籍しておられます。その内容といたしましては、たんの吸引、そして経管栄養、そして導尿、そ

して人工呼吸器等を使用していらっしゃるとい  
う、そういう重篤な子どもさん方でございます。  
通常その医療的ケアも二通りございまして、通  
常対応の医療的ケアと私どもは言っているんで  
すけれども、先ほど申しましたたんの吸引であ  
りますとか、経管栄養でありますとか導尿につ  
きましては、通常対応でということで、22名  
の看護師が現在対応をしております。あと、個  
別の対応ということで、人工呼吸器を使ってい  
らっしゃる子どもさんというのは、非常に重篤  
な障がいのある子どもさんでございまして、な  
かなか看護師では対応できないということで、  
保護者の方が終始学校のほうに常駐していら  
っしゃるとい状況がこれまでございました。そ  
の保護者の方の御苦労といえますか、負担を軽  
減するために、看護師が研修を積みまして、週  
に3回、1日3時間ということで、保護者にか  
わって、例えば、お昼休みどきとか銀行に行か  
れるときとか、短い時間ではありますが、そう  
いう時間帯に保護者にかかわるとい、個別の対  
応をする看護師が3名ということでございまし  
て、25名の看護師が任用できるように予算をお  
願いしているところでございます。

なお、その対象となる子どもにつきましては、  
8校に52名の医療的ケアの必要な児童生徒が在  
籍しているということでございまして、約2人  
の児童生徒に対して1人の看護師を配置してい  
ただいておるといことでございます。

**○有岡委員** ショートステイとかそういった整  
備がおくれている関係で、大変助かっている  
という話を聞いておりますので、ぜひ看護師の皆  
さん方を大事にしながら、よろしくお願いた  
いと思います。ありがとうございます。

もう一点お尋ねしたいと思いますが、生涯学  
習課の関係で、実は、教育研修センターで社会

教育とか充実してきているというふうに伺っ  
ていたんですが。生涯学習の分野で、この教育研  
修センターの利活用をどのようにしてい  
らっしゃるのか、以前も聞いたかと思  
いますが、また再度、29年度に向けて  
どういう研修をされる予定なのか、  
教えていただけたらと思います。

**○恵利生涯学習課長** 生涯学習課関係で社会  
教育主事が2名配置されておりますが、本  
年度、そして来年度、社会教育に  
関する基礎講座、専門講座とい  
う——これは社会教育に携わる市役  
所だとか市町村の役場関係の方々、  
または、学校関係者の方もそこに  
加わる場合もありますが、  
そういう講座を実施いたします。

また、マイトライという生涯学習関係の一般  
向けの講座、去年は3回でしたが、今  
度は6回ですね。回数をふやして、  
年間を通してやる予定でございま  
す。

また、もう一つございます。県民総ぐるみ推  
進研修会といまして、今、事務局が  
3つございますが、その事務局の中  
で、地域が総ぐるみで学校を支援  
しよう、または、地域で子どもた  
ちを見守っていこうという関係者  
が集まった、学校の職員も含めた  
研修会、このようなものも充実し  
てやっっていこうとしているところ  
でございます。

**○有岡委員** ありがとうございます。

**○中野委員** 委員会で支援学校にいろいろと見  
学に行ったんですよね。本当に先生  
方も大変だなと思っておる中で、  
やはり先生の中でも、物すごくや  
りがいを感じている人と、中には  
全然希望していなかった先生もお  
られるかなと。1回聞いたら、大  
体希望された人が来ているとい  
う話だったけれど、本当に支援学  
校の先生とは、希望者が出される  
ものですか。

**○川越特別支援教育室長** 基本的には、御希望

をされていらっしゃるものというふうに認識しております。

○中野委員 認識じゃなくて、まあ次でいいです。将来的には、ああいう特殊な分野というのは、やはり人によって違うから、専門職で採用するようなシステム。今、専門職になっておるわけかな。

○川越特別支援教育室長 特別支援学校につきましては、現在、特別支援教育の免許状が必要ということで、専門的な職種であるということで決められておりますので。

○中野委員 じゃあ人事は、ほとんど今言っているそういう専門職という話でいいんですか。

○西田教職員課長 それで補えない部分を、義務とか県立の先生方が行く場合がありますが。ただ、その場合でも、希望をした人ではないと行かせなくて、それもやはり我々が見ても特別支援のほうに関心が高くて、それなりの力を発揮できるという人のみを、普通科系とかそういうところから特別支援学校のほうに異動をさせているというのが現状です。

○渡辺委員長 2班の3課につきましては、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上で特別支援教育室、教職員課、生涯学習課の審査を終了といたします。

暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩

---

午後2時37分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

スポーツ振興課、文化財課、人権同和教育室の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○古木スポーツ振興課長 スポーツ振興課関係について御説明いたします。

歳出予算説明資料、スポーツ振興課のインデックスのところ、473ページをお開きください。

一般会計で9億8,209万2,000円をお願いしております。

以下、主なものにつきまして、事項別に御説明いたします。

476ページをお開きください。

一番上の段にあります(事項)スポーツ施設管理費でございます。2億9,973万2,000円を計上しております。

主なものとしたしましては、説明欄の1、施設管理運営費(指定管理者)であります。これは、県総合運動公園有料施設や県体育館、県ライフル射撃競技場の管理運営を指定管理者へ委託するための経費でございます。

次に、中ほどにあります(事項)保健管理指導費でございます。4,501万8,000円を計上しております。

主なものとしたしましては、説明欄の2、県立学校児童生徒保健管理指導であります。これは、県立学校に在学する児童生徒の各種健康診断や心臓検診などに要する経費でございます。

続きまして、その下にございます(事項)学校安全推進費でございます。1億4,502万円を計上しております。

次の477ページをごらんください。

説明欄の1、日本スポーツ振興センター共済事業であります。これは、学校管理下での児童生徒の負傷や疾病などに対する医療費等の給付などに要する経費でございます。

続いて、その下にあります(事項)体育大会費であります。1億7,577万4,000円を計上しております。

主なものとしたしましては、説明欄の1、国民体育大会経費であります。これは、主に、国民体育大会及び九州ブロック大会へ県選手団を派遣するための経費でございます。

また、同じ欄の3、県有主要体育施設整備基本計画策定事業であります。これは、主要体育施設である陸上競技場、体育館、プールの整備に向けた基本構想を踏まえまして、より詳細なレイアウトや機能・構造等に関する基本計画を策定するための経費でございます。

次に、その下にあります(事項)体育振興助成費でございます。5,420万2,000円を計上しております。これは、公益財団法人宮崎県体育協会や宮崎県高等学校体育連盟などの各種団体への助成や、各種大会の開催及び選手派遣に対する助成に要する経費でございます。

次に、その下にあります(事項)競技力向上推進事業でございます。1億5,454万円を計上しております。

主なものとしたしましては、説明欄の1、選手強化であります。これは、競技力の向上を図るための強化合宿等に対する支援や指導者の養成などに要する経費でございます。

続きまして、478ページをお開きください。

中ほどにございます(事項)宮崎県スポーツ推進基金でございます。2,650万7,000円を計上しております。

主なものとしたしましては、説明欄の2、スポーツ推進事業であります。が、(1)生涯スポーツ推進のためのア、「1130」県民運動ライフスポーツ推進事業」や(2)競技力向上のためのア、「国体選手育成強化事業」などに要する経費でございます。

続きまして、主な新規・改善事業について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料をお願いいたします。資料の13ページをお開きください。

改善事業「女性アスリート強化対策事業」でございます。

事業の目的・背景でございますが、本県の喫緊の課題となっております女性アスリートの競技力向上について、ふるさと選手や有望選手に対する遠征費等の支援を初め、大会参加に当たっての課題解決のためのサポートなどを行うものであります。

次に、事業の概要でございますが、予算額は573万2,000円を計上しており、財源は全額一般財源で、事業期間は平成29年度から31年度までの3カ年としております。

事業内容ですが、女性選手強化支援の促進では、選抜チーム練習会の充実を図るためのふるさと選手への支援や、少年種目の強化を図るための県内高校有望選手への支援などを行います。

また、サポート体制の充実では、大会や遠征等に参加しやすくなるための保育士の派遣等を行います。

事業効果でございますが、ふるさと選手や県内高校有望選手への支援を強化することにより、女子の競技力向上が期待できるとともに、女性アスリートのサポート体制を充実することにより、大会や遠征等に参加しやすい環境を整えることができると考えております。

続きまして、資料の14ページをごらんください。

改善事業「めざせ全国制覇！甲子園優勝サポート強化事業」でございます。

事業の目的・背景でございますが、県民の悲願であります甲子園優勝を目指し、引き続きチームサポートを行うとともに、選手の育成・強化を充実させるものであります。

事業の概要でございますが、予算額は437万7,000円を計上しており、財源は県営電気事業みやざき創生基金で、事業期間は平成29年度から31年度までの3カ年としております。

事業内容ですが、チームサポート強化事業では、秋季大会県予選ベスト4のチームに対して、メンタルコーチ、トレーナー、栄養士等の専門スタッフを活用した総合的なチームサポートを行います。

パフォーマンスアップ支援事業では、チームの中心投手と中軸打者を育成するため、国内の最先端研究設備を活用して、科学的な身体能力測定や動作分析等を行います。

県中学生選抜チーム支援事業では、県中学生選抜チームの全国大会出場への支援を行います。

事業効果でございますが、野球技術のレベルアップに加え、チームサポートをより一層充実させることにより、全国規模の大会での競技成績の向上が期待できます。

また、次代を担う小・中・高校生に夢を抱かせるとともに、県民に感動や活力、勇気や夢を与えることができると考えております。

説明のほうは、以上でございます。

**○向井文化財課長** 文化財課関係につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料、文化財課のインデックスのところ、479ページをお開きください。

平成29年度の当初予算額といたしまして、6億2,031万円をお願いしております。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

481ページをお開きください。

上から5段目の(事項)文化財保護顕彰費に、7,311万4,000円を計上しております。

主なものにつきましては、説明欄の8、西

都原古墳群調査整備活性化事業の2,277万7,000円であります。

この事業は、西都原古墳群内の古墳の発掘調査や復元工事、また陵墓参考地周辺域の調査などを行い、西都原古墳群の利活用の一層の促進を図っていくものであります。

次に、同じ説明欄の11の「めぞう神楽の世界無形文化遺産！みやざきの民俗芸能活性化事業」と、その下の12、新規事業「ひなた文化資源創出事業(文化財を活用した地域づくり)」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

続きまして、次のページ、482ページをお願いいたします。

上から3段目の(事項)埋蔵文化財保護対策費に、1億1,496万1,000円を計上しております。

主なものでありますが、説明欄の4、埋蔵文化財発掘調査の8,643万9,000円であります。この事業は、都城道路などの国道や東九州自動車道関連の建設に伴う発掘調査や報告書の作成を、国土交通省や西日本高速道路株式会社などから委託を受けて行うものであります。

続きまして、その下の(事項)埋蔵文化財センター費に、3,222万2,000円を計上しております。

主なものとしたしましては、説明欄の1、管理運営費であります。これは、埋蔵文化財センターの光熱水費や設備の保守管理委託費など、維持管理に要する経費であります。

また、同じく4の改善事業「みやざきの古墳保護・活用事業」に、399万7,000円を計上しております。これは、これまでに確認しました未指定古墳や重要な価値を持つと思われる古墳を対象に、発掘調査や地中レーダー探査によりその価値づけを行い、情報発信のためのデータベ

ースを作成するとともに、古墳の保護啓発のため、広く一般県民を対象とした発掘調査や整理作業などの古墳の調査体験を実施するものであります。

次に、同じページの一番下の(事項)博物館費に、1億8,224万8,000円を計上しております。

主なものといたしましては、次のページ、483ページをお願いいたします。説明欄の2、管理運営費であります。これは、総合博物館の光熱水費や設備の保守管理委託費など、維持管理に要する経費及び展示解説員の報酬等でございます。

また、5の総合博物館老朽化対策事業に、5,222万6,000円を計上しております。これは、総合博物館の民家園の消火設備が老朽化したことにより、設備の更新等を行うものであります。

次に、その下の(事項)博物館教育普及費に、1,784万7,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明欄の1、特別展費であります。これは、県民の皆様は自然や歴史への理解や関心を深めていただくことを目的といたしまして開催するものであります。

なお、平成29年度は、仮称であります。「日本南極観測60周年記念南極展」など3回の特別展を計画しております。

続きまして、その下の(事項)博物館資料整備費であります。3,364万8,000円を計上しております。

主な事業といたしましては、4の「民家園文化財再生・伝世事業」であります。2,873万6,000円を計上しております。この事業は、総合博物館にあります江戸時代に建てられました民家4棟のうち、県指定文化財の2棟につきまして、平成28年度から29年度の債務負担により改修工事等を行うものであります。

事業の内容としましては、カヤぶき屋根のふきかえなどの保存修理工事や保存修理技術の伝世のための記録映像の作成、見学会を実施するものであります。

次に、その下の(事項)考古博物館費に、1億2,190万8,000円を計上しております。

主なものといたしましては、1の管理運営費であります。考古博物館の光熱水費や設備の保守管理委託費などの維持管理に要する経費であります。

また、2の西都原考古博物館老朽化対策事業であります。西都原古墳群遺構保存覆屋の屋根が老朽化により雨漏りが発生したため、修繕工事を行うものであります。

次に、資料が変わりますが、文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。

15ページをお開きください。

新規事業「ひなた文化資源創出事業(文化財を活用した地域づくり)」であります。

1の事業の目的・背景であります。まず、県内の各地域にあるさまざまな文化財と観光資源をつなぎ合わせ、地域の歴史や文化の特徴を表現した「ストーリー」をつくり、文化庁が認定する日本遺産を目指します。そして、作成したストーリーを、東京オリンピック・パラリンピックなどに向け情報を発信し、県内への観光客の誘導を図ります。

また、ストーリーを作成するときに、新たに掘り起こされた文化財の調査や評価を行い、指定措置を図るなど、さらなる文化財への保護・啓発につなげます。

この日本遺産についてであります。次の16ページをお願いいたします。中ほどの(参考)日本遺産と書いてあります枠内をごらんください。

1、主旨であります。平成27年度から始まった文化庁の事業で、文化財を従来の保存優先だけではなく、名勝や祭り、食文化などの観光資源と組み合わせ、外国人にもわかりやすい地域の歴史や文化の特徴を表現したストーリーを作成・発信して、観光や地域の振興を図るものであります。

2の概要であります。東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までに全国で100件が認定される予定で、現在まで37件が認定されております。残念ながら、まだ本県の認定はございません。

予算につきましては、資料のとおりであります。認定されれば国からかなりの金額が交付されることとなります。

また、スケジュール、申請書類につきましては、ここに記載されたものとなっております。

3の認定例には、これまでに認定になったものの中から、タイトル名、構成自治体、ストーリーの内容の概要を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。ここでは、村上海賊をテーマにしたものを例示しております。

それでは、15ページにお戻りいただきまして、2の事業の概要をごらんください。

予算額は339万6,000円、財源は県営電気事業みやざき創生基金で、事業期間は平成29年度であります。

事業内容であります。まずストーリーの検討・作成を行います。これは、県と市町村の文化財や観光、地域振興担当課と連携して行います。そして、文化庁調査官などを招聘して、ストーリーを構成する文化財の調査を行います。

また、情報発信としまして、スマートフォンに対応したホームページの改良や誘導ナビゲーションの作成を行います。

3、事業効果であります。ストーリーを通して、地域の魅力や価値に対する地元住民の理解が深まり、郷土を誇りに思う機運を醸成することができます。

また、今まで知られていなかった地域の歴史などの情報を、より効果的に発信し、観光客等の誘導を促すことにより、観光の振興や地域づくりに寄与することができます。

さらに、県内各地の新たな文化資源の掘り起こしにより、文化財の保護を推進することができます。

この事業のイメージは、次の16ページの上にあるポンチ絵をご覧くださいと思っております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

「めざそう神楽の世界無形文化遺産！みやざきの民俗芸能活性化事業」であります。

事業の目的・背景であります。神楽のユネスコ無形文化遺産の登録を目指して、調査研究や映像記録、情報発信を行うとともに、県外国指定神楽保存団体との連携を進めます。

また、県内の民俗芸能の保存・継承のため、体験事業や継承者の育成・支援を行います。

2の事業の概要をごらんください。

予算額は1,159万6,000円で、財源は、一般財源931万6,000円と芸術文化振興基金助成金228万円であります。

事業期間につきましては、32年度までであります。

事業内容であります。まず、①「めざそう世界無形文化遺産！みやざきの神楽魅力発信事業」につきましては、県内外の有識者で構成する神楽魅力発信委員会による調査研究を進め、基礎資料の蓄積を行います。

また、神楽の映像を県庁ホームページに公開

し、県内外に本県の神楽の魅力を発信いたします。

昨年11月に、九州の国指定神楽保存団体10団体と神楽ネットワーク協議会を設立いたしました。今後さらに県外の神楽団体との連携を進め、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた推進体制の構築を図ります。

また、②「文化財伝承活動支援事業」としましては、民俗芸能保存団体等が行う継承者の育成や用具整備等の支援を行いますとともに、文化財愛護少年団との交流活動や民家園を活用した民族文化体験事業を実施いたします。

3の事業効果につきましては、神楽の映像を県庁ホームページに公開することで、県内の神楽の価値が再認識され、保存・継承の促進及び神楽を支える県民意識の醸成が図られます。

また、九州管内の国指定の神楽保存団体が連携し、国内外に神楽の魅力をアピールすることで、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた推進体制の構築が図られます。

さらに、民俗芸能の学びや体験を通して、県民が郷土の民族文化に対する理解を深め、ふるさと宮崎への愛着や誇りを育むことができると考えております。

文化財課関係は以上でございます。

**○米村人権同和教育室長** 人権同和教育室の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の人権同和教育室のインデックスのところ、485ページをお開きください。

一般会計で973万9,000円をお願いしております。

以下、事項別に御説明いたします。

487ページをお開きください。

上から5段目にあります(事項)人権教育総合企画費に、736万円を計上しております。

主なものといたしまして、説明の欄1の(1)「人権啓発資料作成事業」であります。これは、児童生徒と保護者等が人権についてともに話し合うための資料「ファミリーふれあい」を作成するものであり、学校や家庭での活用を図っているところでございます。

次に、(2)の中学生の人間関係づくり「コミュニケーション能力」育成事業であります。これは、中学生にピア・サポート活動に関する知識や技能を身につけさせることでコミュニケーション能力を育成し、仲間とともに支え合う人権感覚を持った人づくりを目指すとともに、一人一人が大切にされる学校風土の醸成を図る事業でございます。

次に、(事項)人権教育連絡調整費に237万9,000円を計上しております。これは、人権教育の円滑な推進を図るために、市町村教育委員会や人権教育関係団体との連絡調整、人権教育の状況等の調査・指導に要する経費であります。

人権同和教育室からの説明は、以上でございます。

**○渡辺委員長** ありがとうございます。2課1室の説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。

**○高橋委員** 委員会資料のほうでお尋ねしていきませんが、まずは13ページ、女子アスリート強化対策事業。補正のときに説明があって記憶にあるものだから、ちょっとお尋ねするんですけど、予算額は28年度と同額だと思うんですけど、昨年28年度は、執行残があったじゃないですか。今回それなりの事業内容を改良されてのトライでしょうから、どの辺を強化されたのか、今一度説明をお願いいたします。

**○古木スポーツ振興課長** 予算につきましては、昨年度は、実は、世界に輝くアスリート支援プ

プロジェクトという、ことしも継続なんですけれど、その中のはばたけ！女性アスリート事業ということで、予算としては365万円でありまして。それで、今回はそこを取り出しまして、その部分、女性アスリートをやはり強化することが、本県の喫緊の課題であるということで、改善事業として充実をさせたということなんです。充実させた部分はどこかといいますと、この事業内容で申し上げますと、昨年度実施してましたのは、この①の女性選手強化支援の促進の国体新種目に係る強化費の支援——ここはもう昨年も実施しておりました。それと、②のサポート体制の充実ということで、女性のママさんアスリートが子どもさんを連れていく保育士の派遣等の2つを昨年はやっております、補正でちょっと余ったというのは、この②のサポートの部分でありまして、今回はここを少し削りました。その分、①のア、イ、ウの強化費の部分の予算をふやしまして、強化費を特にふるさと選手の支援、あるいは県内の高校有望選手への支援、県外遠征・強化合宿への支援という言葉になっておりますが、これは、実際は、それぞれ強化合宿等の遠征費ということで御理解いただければ。ここを充実させて、まずはやはり対外試合、練習試合を充実させることによって、女子の競技力を向上させようというところで、新しく充実させたというところがございます。

**○高橋委員** よくわかりました。ふるさと選手への支援を手厚くされたということで、遠征費が、やはりおもしろになっている部分があるものですから、そういった意味では、しっかりと事業を取り組んでいただきたいと思います。

あと、続けて、次のページのめざせ！全国制覇！甲子園優勝なんですけど、この事業は何年目になりますかね。

**○古木スポーツ振興課長** 最初に始めましたが、平成24年からですね。24、25、26で甲子園優勝プロジェクトという名前で3年間実施いたしました。そして、27年度が1年空きまして、そのときにいろいろ御意見等をいただきまして、昨年28年度に、この甲子園優勝サポート事業ということで、知事の宮崎新時代へのチャレンジ枠という、今回もそうありますが、電気事業のみやざき創生基金のほうの予算で1年事業として28年度は取り組みまして。今年度さらにちょっと充実をさせていただいて、また新たに改善ということで出させていただいておりますので、年数からいいますと、1年飛びますけれども、5年目になろうかと思えます。

**○高橋委員** 決勝は戦ったわけですからね。そういう意味では、あと一歩というところなんだろうけれど。ちなみに、どこに変化を入れたとか、力をいれているところを説明ください。

**○古木スポーツ振興課長** この14ページの事業内容でいきますと、①と②、③とございますが、①、③については、昨年度も行ったところがございます。②のパフォーマンスアップ支援事業というのがありまして、投手、中軸打者に対する科学的な身体能力測定や動作分析と書いてありますが、具体的には、鹿屋体育大学のスポーツパフォーマンス研究棟というところがありまして、今年度、スポーツ・観光対策特別委員会のほうがそこに調査視察に行かれまして、うちのスポーツ振興課の職員も行きました。そこに日本でも非常にトップレベルのそういった機器があると。ほとんどプロの選手が使っているということなんですけれど、これを使ったらどうかというような御意見等もいただきまして。ぜひこの中心となる投手、中軸打者、人数的にはベ

スト4のチームからそれぞれ4名、16名ぐらいなんですけれども、2回ぐらい行って、動作分析等をしっかりやって、いい投手、いいバッターをしっかりつくって、中軸になる選手をつくるのが、やはり強いチームをつくることじゃないかと。今ちょうどWBCがあっていますが、武田投手とか青木選手のような中心選手を育成して、ぜひ全国にというところの思いを持って、こういった取り組みを入れたところでございます。

**○高橋委員** 予算額は余り変わっていないんだろうなと思うんですけれど、いわゆる基準を設けないといけないものですから。ベスト4というのが、たしか基準としてあったと思うんですが、ただ、いいチームなんだけれど、中には何かちょっとアクシデントがあって進めなかったところもあると思うんですよ。いわゆる復活ですよね。5チーム目を何とか考えることがあってもいいんじゃないか。いわゆる21世紀枠じゃないけれど、ああいうイメージの。ローカル21世紀枠ですよ。そんなのをやらないと、このチームはピッチャーもよくて、ひよっとしたら狙えるよというところを支援できない場合もあるんじゃないかと思う。その辺はどう考えていらっしゃるでしょうか。

**○古木スポーツ振興課長** 本当は、そういったチームをたくさん支援したいというのはあるんですけれども。一応ベスト4ということで区切らせていただいているのは、実は、これは県もそうですけれど、高野連のほうも、やはりそれぞれそういった競技力向上の取り組みをされていますので、そのあたりはすみ分けをして、県としては、この秋の大会のベスト4で、このチームである程度限定して継続的にここをつくっていかうと。そのほかの学校等については、高

野連のほうもそういった取り組みをしていますので、そのあたりは役割分担をして、こういった事業を組んだところでございます。

**○高橋委員** 役割分担になるんですね。わかりました。

それと、次のページの文化財課になりますが、ひなた文化資源創出事業。これは、16ページでも説明がありましたように、過去に本県も市町村でチャレンジをした経緯があるということですが。これは新規事業ですけれど、県が支援をするというのは初めてだということで新規事業なんですかね。日本遺産を目指すために、この事業を今回新規でされているじゃないですか。今まで市町村がトライをするときに支援はなかったんですか。

**○向井文化財課長** これまでも4件、県も絡んでおります。一緒に検討会に入ったり、あるいは文化庁と一緒に行って協議しましたが。予算化したのは初めてでございます。

**○高橋委員** 今まで支援はしてきたんですけど、予算化したのは初めてだということで。

**○向井文化財課長** はい、そうでございます。

**○高橋委員** わかりました。こういうことですよ。やはりお金を伴う部分があるわけですから。宮崎は神話の里で、いろいろストーリーはありますよね。海幸、山幸などいっぱいあるわけで。県内にも結構素材はあると思うので、ぜひ世界遺産を目指した取り組みをお願いしたいと思います。

**○中野委員** スポーツの話ですけれど、世界のアスリートとか、話がでかいと思うのね。まず日本の、その前の九州のぐらいでいい。まあそれはそれとして。

私は、やはり指導者だと思っているんですよ。今、周りを見ていると、リトルリーグは結構親

が一生懸命になってやっておる。要は、中学校に行った途端に指導者がいないという話。話を聞くとところによると、野球とかそれなりの指導者を外部から招聘してもいいようになっていると聞いているけれど、その予算というのは、ここではどこに入っておるわけですか。

**○古木スポーツ振興課長** 今、外部指導者という方をかなりお願いをしております。一応中学校でいいますと、ベンチ入りをするというところで、中学校体育連盟に登録されている指導者だけで県内で390名ほどいます。それ以外、ベンチには入らないけれど、時間があるときには指導に行かれますという方を含めれば、もっと数になるんですけれども。この予算については、実は、県として特に手当をしておりますで、ほとんどそれぞれの学校で、あるいは部活動で対応されているというのが現状でございます。

**○中野委員** ということは、学校のPTA会費とかそういうところから出しているということですか。

**○古木スポーツ振興課長** これは学校によってさまざまであると思いますが、学校としてそういった方に支援をしている学校もあれば、もう部活動内でお願いをしているというところもあったり、基本的には、それぞれ学校、部活動によってさまざまではないかなというふうに思っています。

**○中野委員** 中学校の部活動で、体育の先生だけでは。体育の先生も野球の専門じゃない、全体の体育系の先生だろうし。指導者によってかなり違うな。そこ辺はもうちょっと積極的に教育委員会、町村教育委員会等を含めてですよ。リトルリーグでやった人に、途中で手を入れないうで高校になってやるということで、それは一貫性がないという話。そういう話を聞くんです

よね。もうちょっとそこ辺を何かしっかり体制をつくるべきだと私は思っているけれど。

**○古木スポーツ振興課長** 現在、部活動については、学校の職員だけではなかなか難しいということで、国のほうも部活動指導員というのを導入をということで、今、検討がなされております。聞くとところによると、この4月にはそういう法的な位置づけをするということも聞いておりますが、そのあたりも含めて、県としても国の動向を見て、部活動指導員というものを、また研究を今しているところでございます。

**○中野委員** もう学校によって部活動もできないぐらい人数が減っている。運動会は、半分は親が出て、やっとならやっている。残っているところはもう知れているわけだから、せめて。都合が悪くなると国の動向とか何とか言うけれど。やはりちゃんとそういうアスリートを育てるといふ、そこ辺からやらなきゃね。もうちょっと積極的に考えたらどうですか。やはり途中で抜けるわけ。

**○古木スポーツ振興課長** うちとしても、数は少ないんですけど、実は、今1巡目の国体のころに採用された選手の方々が、非常に素晴らしい指導者が退職を迎えている時期になっております。そういった方をぜひ学校に派遣するというので、今、スーパーアドバイザー派遣事業ということで、部活動にそういった、例えば、中学校・高校で活躍された指導者の方とか、あるいは、水泳の久世コーチですね。松田丈志選手のコーチ。そういった方を学校に年間60回ぐらい派遣して、サポートをするというような、まあ数的にはまだ今5名なんで少ないんですけども、そういった取り組みも始めさせていただいているところでございます。

**○中野委員** ぜひやはり積極的に。それと、何

かというスーパー何とかとか、名前だけがガラガラしていて、中身が全然伴わない。もうちょっと現実的にあるようなネーミングを考えてほしいな。スーパーティーチャーは今どうなったと思う。全然何も聞かないでしょう。どこに行ったのかわかんないけれど。スーパーアドバイザーとか、スーパーばかりついていて、中身はスーパーじゃないので。

**○濱砂委員** 世界に誇る文化遺産の西都原なんですが、もうそろそろ世界遺産の候補に予定されてもいいんじゃないかと思うんですけど、状況はどんなですか。

**○向井文化財課長** 今現在、世界遺産は1,052件、日本で20件となっております。この世界文化遺産登録には絶対条件というのがございまして、暫定リスト入りしなければいけないというのがあります。この暫定リストについては、平成18年度、19年度に公募して見直し、これが最後の見直しになっておりますけれども、それ以降、暫定リストについて見直しは行われておりません。そして、文化庁とも協議を重ねておりますけれども、この暫定リストについて、今のところ見直しは考えていないというところであります。ただし、昨年、国立西洋美術館が暫定リスト入りから登録になりまして、この暫定リストも9件となっております。10件を切る状況になっております。

今後、10件を切ったということで、こちらとしては、何がしかの暫定リストの見直し等が行われるのではないかと考えておりますけれども。そういった文化庁が暫定リストについて見直しをしたときに、いつでも手を挙げられるように、今、市町村と勉強会をやったり、記紀編さん推進事業室等と勉強会をやったり、そういったことで、今、構成資産の検討あるいは提案書の検

討をやっているところでございます。いつということは、まだ非常に高いハードルがございませぬ。

**○濱砂委員** 暫定リストに載っていて、もう8年も9年も登録されていない。後から載って登録されたというところがあるでしょう。

**○向井文化財課長** 記憶では、今一番古いもので、鎌倉が1995年に暫定リスト入りになっております。それ以降、幾つか出てきておりますけれども、昨年の西洋美術館は、かなり後からになったものだと考えております。

**○濱砂委員** 世界遺産に向けて頑張ってください。

それから、17ページ。めざそう！世界無形文化遺産。この中で、国指定の神楽保存団体と連携するという事なんですが、県内には何団体ぐらい。

**○向井文化財課長** 207ございます。207の神楽保存団体がございます。

**○濱砂委員** 全部が国指定ですか。

**○向井文化財課長** 国指定が4件ございますけれども、その4件の神楽団体が58ございます。

**○濱砂委員** ちょっとわかんない。

**○向井文化財課長** 例えば、高千穂神楽でございますと、各地域ごとでございます。一応高千穂の夜神楽ということで指定になっているわけですが、各地域ごとに幾つもありまして、それを全てあわせると、国指定で58ということでございます。

**○緒嶋委員** スポーツ振興課、総合型地域スポーツクラブ育成促進事業ですが。これを多く指定して、全体的なスポーツの育成を図らないといけないということだった。これは今は余り裾野が広がっていないということですかね。475ページ、総合型地域スポーツクラブ育成促進事業。

○古木スポーツ振興課長 今、総合型スポーツクラブにつきましては、県内では32のクラブとなっております。委員が御指摘のように、本年度につきましては、今の情報では、新しくできたというところはありませんけれども、28年度に2つ加わりまして、今、32のクラブということになっております。

あと、市町村ごとに最低1つはというのが目標でございますが、まだ未設置というか、未育成地域というのが7町2村ございまして、そのあたりも、この事業の中で働きかけを、市町村の訪問等をしながらやっているところでございます。

○緒嶋委員 特に2巡目の国体などがあるわけですので、こういうものから機運を盛り上げるために。子どものスポーツに対する関心、また体力の増強にもつながるわけだから、やはり少なくとも各市町村に1つは何とかつくって。これは、市町村の教育委員会の努力も足りないんじゃないかなという気がしますので、そのあたりをやはり県の教育委員会、スポーツ振興課が積極的に前に出て頑張らないといけないんじゃないかと思っているんですが、どうですかね。

○古木スポーツ振興課長 委員がおっしゃるとおりで、なかなかまだ進んでいないところを見ますと、やはりリーダーになる人が、キーマンがいないということで。人材育成として、アシスタントマネージャーの講習会等も県のほうで行っておりますし、また、市町村のほうに、我々が足を運んで御理解をいただくというところ。それと、山村部につきましては、過疎ということで、そのあたりのところで大きな課題は抱えていると思います。委員がおっしゃるとおり国体がありますが、国体のときも正式競技は約40競技なんですけれども、それ以外に公開競技で

あるとか、あるいは、デモンストレーションスポーツというものも国体にはございまして。全26市町村、何らかの形で盛り上げるということが出てきますので。そういった意味では、この総合型スポーツクラブというのは、今後やはりそういうところとの連携を図っていくのが大切であるというふうに考えております。

○緒嶋委員 それと、児童の健康が管理指導の中に入るのかわからないけれど、この前も質問で出ておりました歯のフッ素塗布ですかね。これは、ある校長に聞いたら、保健教諭というんですかね、あの人たちがなかなかそれをやる気にならないと。校長が言っても、担当の職員がその気になって進めないと全体的に動かないというようなことも。それは校長の指導力がないといえばそれまでですが。そういうことを聞いたんですけれど、やはり、歯というのは一生人間につきまとうものですわね。もう極端に言えば、歯がなくては生活できないわけですから。そういうことを考えると、これはもうちょっと積極的に。フッ素が体に影響があるとかいう人もおるから進まないのかなと思うんですが。このあたりはもうちょっと積極的に進めるべきだと思うんですけれど、今、学校の数でいったら、どの程度このフッ素を塗布しておるわけですかね。

○古木スポーツ振興課長 27年度の実施状況で申し上げますと、実施している市町村が12市町村でございます。全部の学校がやっているというところは9市町村でございます。一部実施が3市となっております。まだ実施をしていない市町村というのが14市町村ということでございますので、全体的にいうと5割弱といったところでございます。

○緒嶋委員 これは、実際それを塗布したとこ

ろの効果というか、それが出てきて、説得力があるものをもって指導をしないと。あなたのところはしていないから何とかしてくださいじゃ、なかなか前に進まないと思う。完全に実施しておるところの子どもたちの歯の健康状態と、そういうものを塗布していない地域の子どものたちの差がおそらくあると思っているんですが、そういう調査はされたことはないんですか。

**○古木スポーツ振興課長** そこにつきましては、健康増進課のほうが進めておりますけれども。そことの連携で、各学校で取り入れていただくには、今、委員がおっしゃったように、一つは安全性の問題がありますが、これは学校のほうも最近はかなり御理解をさせていただいています。もう一つは、やはりやることによってどれだけの効果があるのかということで、特に先進的にやっております、例えば、川南町であるとか宮崎市におかれましては、そういった効果の検証を。年数がたっておりますので、今、そこを始めていますので、そのあたりの客観的なデータを健康増進課のほうからいただいて、そこをまた各学校あるいは市町村のほうに示していきたいというふうに今は考えているところでございます。

**○緒嶋委員** やはりぜひ。私ももう70過ぎて、虫歯で歯がなくなってもいいんだけど、半年に1回、今でもやっておると、もうほとんど私は自分の歯で、入れ歯がほとんどないんですよ。それは、やはりフッ素のおかげだろうと自分では思っておるわけですね。ですから、絶対にこれは効果があると、私自身は自分の体験から思っている。だから、私がもう70を過ぎてるから、健康に害があるということはちょっと言えないんじゃないかと思うので。まだ将来がある子どもの健康のために。歯というのは、やはり学力

にも影響があるんじゃないかと思うんですよね。人間の生きる基礎だと思いますので、そういう意味では、これは積極的に進められれば、理解は得られるんじゃないかなというふうに思いますので、今後の皆さん方の努力に期待を申し上げます。

それから、めざそう！神楽の世界無形文化遺産。これは、この前、博物館でも高鍋神楽を屋外で、古民家のすぐそばの庭園でされたという話があるんですけれども。やはり宮崎県では、地域性から、ほかのところに比べて物すごく多いのが神楽だと思うんですね。だから、この神楽を中心に世界無形文化遺産に登録させるという努力は、やはり積極的に進めるということが必要だと思うんですけれども、博物館、この前の手応えはどうですかね。ちょっと聞かないといけないだろう。

**○長友総合博物館長** この前、博物館で高鍋神楽を2月にやらさせていただいたところでございまして。児湯地区の6社が連合して舞っていただくということなんですけれど、椎葉の民家の前で山を組みまして、33番のうち12番舞っていただくという形でやったところでございます。観客のほうは、素人の方も含めて、約500名以上の方が来ていただいて見ていただくということで。ちょっと御意見を伺ったりしますと、内容がよくわかった、踊り方がわかったとか、文化がよく伝わってきたというようなお言葉をいただいたところです。そういう形で、文化的にも中身がしっかりしているものですから、また世界遺産のほうについても進んでいくようにということで、地域の方も望んでいらっしゃいましたし、博物館としてもそういう考えでおるところでございます。

**○緒嶋委員** 神楽については、高千穂の神楽を

中心に世界文化遺産に、宮崎県全体、九州全体も網羅したような組織にするというような話もちらっと聞いたんですが、これはどうなっておるわけですかね。

**○向井文化財課長** 今、九州の神楽、これは国指定の神楽が10団体ございます。それと連携を組んでやっておりますけれども。ユネスコ世界無形文化遺産ですけれど、これは全国一律一緒にやっていきたいと、文化庁のほうは考えております。今、全国で国指定のものが37神楽ございますので、そういったところと今後、連携を強めていきたいと考えております。

**○緒嶋委員** わかりました。努力していただきたいと思いますが。

それと、もう一度スポーツ振興課。競技力向上で、小学生の有望な選手というか、子どもをピックアップして、体力検査やらをやられたということではありますが、これは今どのように進んでおるわけですか。

**○古木スポーツ振興課長** 宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクトということで、今、1期生が50名ということで、1年間、月に大体2回程度、プログラムをしながらやっているところでございます。今年度オーディションをしまして、2期生というのが今、48名内定をしているところです。中身としましては、各能力開発ということで、特にコーディネーション能力ということで、簡単に言いますと、よく運動神経と言われる自分の体のさばき方ですね。そのあたりの調整する力というものを伸ばすトレーニングを、ドイツの方を中心にやっていただいたり、あるいは、いろいろな競技を体験させています。1年間で約10競技ほどですね。いろいろな競技を体験して、どんな競技に向いているのかというようなこと。そして、ファミリープ

ログラムとして、栄養学とかそういったものを、栄養士の先生に来ていただいて、保護者についてのプログラム等々をしながら、今、1年終了したということで。今度また2年目に向かうということで、1年間の総括というか、いろいろそれぞれの子どもについてのデータ等を保護者の方にお渡ししながら、次の年につなげていくというような状況でございます。

**○緒嶋委員** この子どもたちは、その1年だけで終わるわけですか。毎年何か将来に向かってその人を育成するというような仕事じゃないわけですか。

**○古木スポーツ振興課長** 小学校4年生と小学校6年生を対象に募集して、今年度1期生というのは、小学校5年生と中学1年生です。最終的には、中学3年生までずっと追って行って、中学3年生までの中で自分の適したスポーツにつなげていくというのを目標にしています。

**○緒嶋委員** それは、毎年新しく四、五十人ずつ選抜するというか、そういうことで進められるわけですか。

**○古木スポーツ振興課長** そういうことでございまして、2期生が今回、小4と小6が入りますので、次年度は小学校5年、6年、中1、中2がそろいます。来年度で4年生を募集して、全て5学年そろうと。そのローテで各学年ずつと中3までいくというような流れになります。

**○緒嶋委員** であれば、それが各学年そろったら、4年生のときに50人ずつ選抜すれば、ずっと延長できるということですね。

**○古木スポーツ振興課長** \*そうでございます。

**○緒嶋委員** これも名前がワールドアスリートだから、話が大きいと言えば大きいわけですがけれど、そういう人が出てこない、何でワール

※99ページに訂正発言あり

ドとつけたのかって言われるだろうと思いますから。ぜひ言葉負けしないように頑張ってもらいたいと思います。

○古木スポーツ振興課長 済みません。1つだけ訂正をお願いします。1学年50名ではなくて、2学年で50名ということで。今、1期生は小5と中1がいますけれども、2学年で50名でございます。

○緒嶋委員 わかりました。

○渡辺委員長 ほかはいかがでしょうか。

○中野委員 今、聞いていたら、その応募をした人の中から、何に向いているかを探していくと、そんな話だったですかね。

○古木スポーツ振興課長 今、もう既にそれぞれの子どもが自分がやっているスポーツもござります。そのスポーツもやりつつ、このワールドアスリートというので先ほど申し上げたようなプログラムをやりながら、その種目をやはり最後までやっていくという子どももいますし、途中でいろいろな競技を体験することで、適性がほかの種目にもあるということであれば、種目を転向していくという子どもも、両方を育ていきたいというふうに考えています。

○中野委員 そういう仕組みであると、結局、団体競技というのは育たないということにならないですか。それは、陸上とか1人競技だけの話になりませんか。

○古木スポーツ振興課長 基本的には、個人的なものもあります。団体のスポーツの選手もそれぞれの競技団体と、あるいは属しているチームでやっている子どももいますので。そういう団体種目でやるという子どもはそこでやるけれども、このアスリートの中では、それを伸ばすための基本となるコーディネーション、どの種目をであっても、その能力を高めることによっ

て、それを生かせるというようなトレーニング等をここでやっていくということになります。

○中野委員 運動神経が発達していたら、何でもできるからな。どれを選ぶかというのは難しいよ。大体運動神経いい人は、何をやらせてもうまいんで。ネーミングじゃなくて、結果を見せてください。

○有岡委員 477ページの国体の準備費ということで391万2,000円を組んでありますが、おそらく準備室に移行する中で、生かされるんでしょうが、どういった会合をやって、そして、この内訳関係をもう少し詳しく知りたいと思います。いかがでしょうか。391万2,000円の内訳になります。

○古木スポーツ振興課長 この国体開催準備費と申しますのは、29年度に準備委員会を立ち上げる予定としておりますので、この準備委員会等に係る経費ということでありまして。事務局もありますし、また、これを立ち上げますと、準備委員会の委員の方、総勢で200名ぐらいの方々にも来ていただくこととなりますので、そういった方々の旅費であるとか、そういったものを計上をしているところでございます。

○有岡委員 その200名の方が一堂に集まる機会があるかどうかわかりませんが、要するに、どれだけ濃密な準備委員会の話し合いができたかが大事なんで。その会議をどれぐらい計画していらっしゃるかまで教えていただけるとありがたいです。

○古木スポーツ振興課長 今申し上げました総会と言われるものにつきましては、今のところ年度始めと年度終わりぐらいになろうかなというふうに思っています。あと、それぞれ専門委員会というのを立ち上げますので、例えば、総務企画委員会であるとか、競技委員会であると

か、今度は会場を設定をするというようなどころ等々の会議になりますが、ちょっと回数については、今のところ具体的にははっきり決まってはおりませんが、定期的に年に数回は開催される。また時期によっても、本年度から来年度、再来年ということでも変わってくるかなと思っております。

**○有岡委員** ぜひ準備委員会での協議をしっかりとやっていただきたいと思います。478ページにアスリート支援プロジェクトというのがあります、これを見ますと、選手の強化というよりも、指導者の強化になったり、関係者の保護者の理解が深まったり、そういった意味では、こういう選手の強化の中でアスリート育成支援事業みたいなものがあることによって、指導者が育っているなというふうに感じていますので、大変ありがたい事業であると感じております。

もう一点、その流れではないんですが、人権同和教育室のほうがなかったんで、1点お尋ねしたいと思います。487ページの194万5,000円というのが、人権教育関係団体との連絡調整ということでございますが、主にこの人権教育関係団体というのは、どういった団体を示されているのかお尋ねしたいと思います。

**○米村人権同和教育室長** 今、運動団体と研究団体とございまして、運動団体としましては、部落解放同盟がございまして、それから、研究団体としましては、宮崎県人権同和教育研究協議会という協議会がございまして、そこと連携をしております。

**○有岡委員** ありがとうございます。またそういった団体との連携も大事ですし、上にありますような中学生のコミュニケーション能力の育成、こういった分野もぜひ。今、子どもたちは、いじめの問題が大変大きくなっておりま

ので、人権教育の方面もまた御指導いただければありがたいと思っております。

**○日高副委員長** 先ほどの中野先生の続きなんですけれども、外部指導者に力を入れていただきたいというところがありましたけれども。例えば、僕も今は中学生の野球の保護者なんですけれども、中学校の野球以外に、リトルだったり、ボーイズだったり、いろんなチームができていますね。それは、やはり結局は、中学校の指導者が恵まれていないというところで。やはり小学校の一部分で、中学校になったら、もう中学校の野球、部活はやらなくていいよという形で流れていっているんで。中学校の外部指導者を入れることによって、レベルを上げることによって、それがまた一つになって上に続いていくんじゃないかなと思いますので、ぜひ力を入れていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**○渡辺委員長** 要望でいいですか。

**○日高副委員長** 要望でお願いします。強い要望でよろしくをお願いします。

あと、もう一つですけれども、先ほど神楽の世界無形文化遺産がありましたけれども。僕も神楽を舞っていて、国内、県外の方と神楽の話とかすることもありますが、やはり県外となると、神楽を知っている方というのは、すごく少ないんですよ。ですから、できたらオリンピックの開会式で神楽をできるぐらいのモチベーションにもって行っていただきたいなと思います。そうすることによって、日本自体でこの神楽の認知度も広まるだろうし、世界無形文化遺産に向けて一番近道じゃないかなと思いますので、頑張ってください。

**○向井文化財課長** 今、情報発信は、そういった県外での公演とかにつきましては、記紀編さ

ん記念事業推進室、オリンピックでの公演等も含めてですけれど、向こうとこちらのほうで連携しながら進めているようなところがございませぬ。実は、昨年、国立能楽堂で高千穂神楽の公演をしたわけですが、あの会場が満杯になるぐらいということで、600席ございましたけれど、その600がフルに入っているような状況で。あと、國學院大學とかでも公演をやりましてけれども、全て満杯ということでありませぬ。確実に東京での認知度は上がっているかと考えております。

○日高副委員長 ありがとうございます。

○渡辺委員長 議案に関して、ほかはいかがでしょうか。ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、4時が近づいておりますが、この後、総括とその他の報告事項と、まだかなりの時間が必要だというふうに思われますので、きょうはここまでとさせていただきます。あしたの午前中、改めて続きの審議をさせていただきますと思います。

それでは、以上でスポーツ振興課、文化財課、人権同和教育室の審査を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

以上で、本日の委員会お終了します。

午後 3 時42分散会

平成29年 3 月 15 日 (水曜日)

午前10時 0 分再開

出席委員 (7 人)

委 員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	日 高 陽 一
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	中 野 廣 明
委 員	高 橋 透
委 員	有 岡 浩 一
委 員	濱 砂 守

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	野 口 泰
警 務 部 長	新 島 健 太 郎
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	廣 澤 康 介
生 活 安 全 部 長	鬼 塚 博 美

教育委員会

教 育 長	四 本 孝
教 育 次 長 ( 総 括 )	片 寄 元 道
教 育 次 長 (教育政策担当)	川 越 良 一
教 育 次 長 (教育振興担当)	坂 元 巖
総 務 課 長	亀 澤 保 彦
財 務 福 利 課 長	大 西 敏 夫
学 校 政 策 課 長	飯 干 賢
学 校 支 援 監	金 子 文 雄
特 別 支 援 教 育 室 長	川 越 浩 司

教 職 員 課 長	西 田 幸 一 郎
生 涯 学 習 課 長	恵 利 修 二
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	古 木 克 浩
文 化 財 課 長	向 井 大 藏
人 権 同 和 教 育 室 長	米 村 公 俊
図 書 館 長	福 田 裕 幸
美 術 館 副 館 長	四 位 久 光
総 合 博 物 館 長	長 友 重 俊
西 都 原 考 古 博 物 館 長	田 方 浩 二
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー 所 長	谷 口 武 範

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	木 下 節 子
政 策 調 査 課 主 幹	西 久 保 耕 史

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

本日は傍聴の希望が2名ありますので許可することといたします。御了解ください。

本日は教育委員会の議案審議の続きを行う予定でしたが、急遽、警察本部から報告事項があるということですので、委員会としてこれを了承し、まず、警察本部長の報告を求めます。

○野口警察本部長 おはようございます。本日は、急遽、時間を取っていただきまして、まことにありがとうございます。

昨日、警察官の拳銃自殺事案が発生いたしました。まことに遺憾でございまして、再発防止に努めさせていただきますが、事案につきまして、警務部長のほうから報告をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○新島警務部長 おはようございます。地域警察官による拳銃自殺容疑事案の発生について御報告いたします。

当該職員は、串間警察署地域交通課勤務、男

性巡査部長、36歳であります。

事案の概要について説明させていただきます。

当該職員は、平成29年3月14日、串間警察署福島交番で単独で当番勤務についていたものであります。同日、午後6時12分ごろ、同交番仮眠室において拳銃を右手に把持し、頭部から血を流して倒れている状態で発見されたものであります。

本件事案の認知状況でございますが、平成29年3月14日、午後5時50分ごろ、当該職員の奥様から、本人と連絡が取れない旨、串間警察署に連絡があったことから、パトカー勤務員が福島交番に臨場したところ、発見しまして、串間警察署に連絡、通報したものでございます。

発見したとき、仮眠室は内側から鍵がかけられていた状態でありまして、発見者が合い鍵を使用して鍵を開けたと申し立てていることや、現場の状況等から、当該職員は拳銃自殺したものであると思われませんが、自殺の原因等につきましては、現在、捜査中であります。

当該職員の行為は銃砲刀剣類所持等取締法違反に抵触する事案でありますので、同法違反も視野に、適正に捜査を行う方針でございます。

以上で、地域警察官による拳銃自殺容疑事案の発生について御報告を終了いたしますが、まことに遺憾であり、本部長がお話したとおり、再発防止に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○渡辺委員長 報告が終了いたしました。質疑が何かございますでしょうか。

○緒嶋委員 本当に残念な事件ということでもありますので、今後、こういうことが再び起こらないように。内部的なものを含めて、県警本部として十分な御指導といたしますか、警察官に対する内面的なものを含めての指導を十分やって

ほしいということをお願いしておきます。

○渡辺委員長 ほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

---

午前10時6分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

各課室長の説明、質疑が全て終了いたしましたので、これから総括質疑に移ります。

教育委員会の当初予算議案等全般につきまして、質疑はございませんでしょうか。

○高橋委員 2つ、質疑をいたします。まずは県内高校生の就職の関係で、委員会資料の6ページで説明があった分で、きのう、私からも要望した面もありましたが、7月から9月の事業についてはできるだけ早くということ。

それで、ちょうど商工観光労働部の事業を見ていましたら、高校2年生の保護者を対象にして事業をやっているんです。6,200万円の予算がついているんです。これを見てみたら、ほぼ事業内容がかぶっているわけです。昔から言われていたことだけれど、これは一緒にできない理由というのはあるんですか。縦割りでいるところを指摘されてきた経緯がありますけれども、もうちょっとうまくやれないのかと思って質問をいたします。

○飯干学校政策課長 今、言われましたのは、商工観光労働部の今度からやる6月の事業でしょうか。

○高橋委員 当初で計上してある改善事業なんですけれども、宮崎でかなえる・つながる！高校

生県内就職促進事業、雇用労働政策課が主管する6,200万円の事業です。

**○飯干学校政策課長** 雇用労働政策課が企業と進路担当によるワークショップとか、県内企業ガイダンスとかを行いますけれども、商工の場合、私立高校の支援ということで行うことになっております。

原則私立なんですけれども、その中で、県立のほうも参加したりするということでもあります。

**○高橋委員** 悩ましい仕分けがあるのかなと思いましたが、県内の高校生を県立に限らず、私立に限らず、就職してもらいましょうという思いは、これは共通の課題なわけだから、今、おっしゃったように、雇用労働政策課が主管するこの事業でも、県立の高校生も参加を可能としているわけでしょう。であれば、そこに何とか教育委員会も。恐らく連携はされると思います。ただ、6,200万円と2,600万円で、事業効果としてもうちょっと大きくなるものが。中身の深まる事業になるような気がして、質疑をしているんですけれど。

29年度の事業はこれで僕はやってもらってかまわないんですけれど。教育委員会が本来主体となるべきかもしれませんが、こういう施策で大きな事業を展開するっていうのがあるのであれば、もちろん一緒にやるわけなんですけれども、いろんなやり方があるんでしょう。そういった方法を今後模索していただけないかという思いがありますが、いかかでしょうか。

**○四本教育長** 来年度、前向きに考えて行きたいと思っております。

今までは、多分、県内の高校生の県内就職率というのはあまり問題になっていなかったんで、いわゆる仕分け的にそういう形でわかれていたと思います。おっしゃるとおり、ある意味では、

私立であろうが、公立であろうが、高校生とにかく地元に着いていただきたいということでございますから。実質、現場ではいろんな意味で一緒にやっている部分もあるかもしれませんが、事業として何か一緒にそういうことをできないかどうか、ちょっと模索していきたいと思っております。

**○高橋委員** ぜひ前向きに検討いただきたいと思っております。

教育にはいろんな課題がある中で、県内就職をとにかく上げる、これはやっぱり大きな課題の1つですよ。よろしくお願ひします。

もう一つ、また図書館のことで申し上げるわけなんですけれど。きのうも申し上げたんですが、日本全体に言えることです。読解力が物すごく低下しているということです。

世界レベルでの教育水準が高いということでフィンランドが有名ですけれど、ここも一度、6番あたりに、ちょっと落ちちゃって。原因を探してみたらSNSです。ソーシャルネットワークキングです。だから、スマホとか、タブレットで、長文を見る機会が物すごく減ってきた。そのことが私たちの日本国内でも言えるわけで、もちろん宮崎県内でも児童生徒の状況を見れば、そういった原因は共通していると思うんです。

だから、フィンランドは何をしたかという、図書館に力を入れたらいいんです。だから、また順位を上げてきたというのを、最近、ある書きもので見たんですが。トップは御存じのようにシンガポールです。

これは私の認識で申しわけないんですけれど、図書館っていうのは、どっちかと言ったら、大衆で見たときにマイナーなんです。だから、なかなか予算をつけるのに苦労されている過去の経過もありました。

ある意味、けがの功名と言いますか、きのうも話題になっていましたけれどボンと落としたのですよね。あれは、むしろ話題づくりになったのですよね。うまいことやったものだと思いますけれど。

図書館の関係でいえば、いわゆる読解力をとにかく高めるためには図書。そして、この前、知の共有と地域創生に行かせてもらって、一緒に教育長も学びましたけれど。ちょっと資料を探してみたらあったもんですから、あのとき、きのうも話題になりました司書教諭、ここが12学級と11学級のラインがありました。結局、高校になると12学級っていうのは多いんです。ただ、小学校、中学校になると、宮崎市以外に行ったら、1学年1クラスが当たり前じゃないですか。1学年、2クラス、3クラスある学校って、日南で言ったら本当に少なくなりました。少子化で。

11学級以下の学校が多いということは、司書教諭の配置が極端に少ないんです。司書教諭の発令状況は宮崎県で8.2%です。11学級以下になると小学校で9.3%です。また、こんな資料についていろいろと意見交換させてもらおうといいんですけれど。

単なる貸し出しは資格がなくてできるわけで、問題は、専門性を持って、資料をしっかり子どもたちに提供できるか、あるいは大人に提供できるか、そこにくると思うんです。

司書教諭について、例えばこんな配置もあるらしいです。週1回、2時間来ている人たちもカウントしていることも聞きます。

専門性を持った人をできるだけ配置できる工夫を、これは予算が絡みますけれど、今後そういった検討をしっかりとやっていただけないか。そこら辺は原課の予算が伴うことですから。こ

れはしっかり取り組んでいけば、将来、5年後、10年後、間違いなく読解力が伸びていくと思うんです。どうでしょうか。

○西田教職員課長 司書教諭の配置については、12学級以上については、人事異動のときもしっかり配慮しながら配置しています。これは正職員で入りますので、予算希望はありません。

11学級以下のところは、この前、私も研修に行かせていただいて、おどろいた数字だったんですけれども。要は、その中で司書教諭の免許を持っている職員がどれぐらいいて、それが11学級以下のところにどれだけ配置できるかという状況を、再度、我々としても確認しながら、学校政策課と検討しながら、配置について努めていきたいというふうに考えておるところです。

○高橋委員 ありがとうございます。どうしても小規模校になると、1人の人がかけ持ちしたりとか。これは司書教諭に限らず、他の教科なんかでもよくあるんです。

しっかり配置ができるように、今、課長がおっしゃっていただきましたからお願いしたいと思えます。

○渡辺委員長 今の件、学校政策課や生涯学習課は何か御答弁がありますか。

○恵利生涯学習課長 日本一読書の担当課としては、総まとめしているのは生涯学習課でございます。

今、学校図書館についての非常にありがたい御指摘をいただきました。やはり読書量をふやすとか、読書についての推進をするというだけでなく、今、お話がありました学力向上にかかわる読書のあり方というものも、学校図書館の推進運営についての中身に定めながら、積極的に推進をしていきたい。

今、教職員課のほうから人事のお話もあり、

エリアコーディネーターの指定もありましたけれども。その方々がそれぞれの地域で推進に当たって有効に図書館が学力向上につながった探究的な学習などを推進できるように活用を図っていきたいと考えております。

○高橋委員 ありがとうございます。

最後に、ちょっと最初に聞けばよかったんですけど、図書費、きのう産廃税から応援をいただいているということで。ちょっと確認ですけど、歳出予算説明資料の470ページの蔵書充実の予算が4,154万4,000円でいいんですよね。

○福田図書館長 基本的に、470ページの説明事項の奉仕活動推進に要する経費で、そこの1番の県民の読書を支える図書館づくり事業、この中の予算に4,000万円ちょっとの資料購入費が含まれております。その中に、産廃税からいただいた120万円も含まれております。

○高橋委員 今、120万円とおっしゃいました。特定財源の上のほうの217万2,000円のうちの120万円ということですか。

○福田図書館長 資料費はそうです。

○高橋委員 120万円なんですね。ゼロが足りないような気がしました。

これ、図書館費を復活させたじゃないですか。あのときの数字はお持ちですか。産廃税からいただきましたよね。

○福田図書館長 産廃税からいただいている金額は、ずっと120万円です。

○高橋委員 わかりました。もうちょっといただいているのかという認識をしていましたが。よくわかりました。ありがとうございます。

○中野委員 図書司書の話ですよ。

子どもが、毎週本を借りて感想文を出しているので、この本をどうやって選ぶのって聞いたら、自分の好きな本を選んでおるわけです。図

書司書が学校とかで読書をするための話をするとか、そういう場というのではないわけでしょう。

図書館において、極端な言い方をすると、小学校のクラスに行って図書普及の話をするとか。話を聞いたら、図書司書の方が読書を広げるためのかなりのウエートがあるような気がする。でも、実態は、図書の整理とか、分類とか、相談が来たときにするとか。図書館に行ったことはないけれども、仕事の実態ってどうなんですか。子どもから聞いている話と全然合わないんですよ。

○金子学校支援監 小・中学校あたりでは、図書担当の職員がおりまして、学校司書とか、あるいは司書教諭がいなくても、担当者は必ずおります。

例えば、貸し出しについて子どもたちに指導したり、いろいろな情報を提供したりしております。

○中野委員 どういう本を読むとか、そんなものは担任の先生であって。図書室にいてそれがどうあるかっていうのが、図書司書の仕事、分担しておる話で。それはそれでいいです。

それともう一つ、さっき高校生の就職の関係がありました。私もきのう帰っていろいろなアンケート調査の結果があったから、秋田県と比較してみたんですけども、サラリーマンの平均年収ってというのは、宮崎のほうが秋田よりか1ランク上なんですよ。それから、県内総生産、それも秋田よりか宮崎が上です。それから、製造品出荷額、これも宮崎のほうが上。

結局、秋田と宮崎って経済基盤が大体似たり寄ったりじゃないかなと思う中で、そこ辺を見ると、やっぱり何か違う問題が宮崎の場合はあるんじゃないかと思うわけです。

それともう一つ、今、高橋委員が言った商工

との分担、さっき商工は私立を担当するという、そのところがよくわからなかったんだけど。もう1回、商工の高校生の就職関係は、私立を担当して、公立は教育委員会が担当しておるって話。

**○飯干学校政策課長** 商工観光労働部雇用労働政策課が行っているワークショップですとか、先ほど高橋委員が言われました高校2年生保護者に対する説明、これは県立、私立、全員が参加できるということであります。

もちろん、教育委員会のほうと、あともう一つ、宮崎労働局のほうも高校3年生に対する企業説明会等を行っております。この3つで県内の全ての高校生に対する、企業に対する事業を行っているということになります。

**○中野委員** わかりました。

それで、やっぱりこの件で教育委員会にしかできないことっていうのは、アンケート調査なんです。県外に行った人のアンケート調査、これはやっぱり主にならないといけないと思う。

労働局が、商工において一緒にやっていたのが、今、地方分権で分離したもんだから、国はばかだから、二重も三重も同じことをしている。本当に私は腹が立っているんだけど。これは余談ですが。

このアンケート調査、特に県外、父兄に聞いても、就職相談においても、できるだけ県内におりたいというのが大半だと思っているわけ。

だから、インターンシップにしても、やり方についてはもうちょっと一緒にやって。とにかくアンケート調査だけはもうちょっとしっかり皆さんが分析して、新しい事業に反映できるような分析の仕方をやってください。やっぱりそこが主ですよ、これは。

**○四本教育長** 今年度は初めて工業系高校でア

ンケートをやったわけですが、来年度からももっと範囲を広げたりして、内容的にももうちょっと考えまして、それをさらに県内就職率向上のための施策にももちろん生かしていきたいと思っております。

委員がおっしゃるように、必ずしも県内高校生の就職希望者が基本的には県内に行きたいんだけど企業を知らないということばかりでもないんです。結局、青年ですから、若者ですから、外に出たいという意欲もやっぱりあって、そこをどうするかっていうのはなかなかですが。きのうもちょっとお話が出ましたが、一旦県外に就職したとしても、例えば30歳前後になってまたふっと帰ってくることを考えていただくとか、あるいは途中でやむを得ず離職をされた方も、県内にもう一遍帰ってこようかと考えていただく、何かそういうふうなことも、いろいろ仕組みを考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っております。

**○中野委員** 私が言いたいのは、県外に行きたい、これは仕方ない。グローバル人材になりたい、これはどうしようもない。

要は、県内で働きたいという希望者の中で、どんな理由でどれぐらい県外に行ったか、これはしっかりわかりますか。全体。

それと、これはそういう用紙を教育委員会ですっきりつくって、各学校の就職担当にやらせればいいじゃないですか。そんな難しい話じゃない。

**○飯干学校政策課長** おっしゃったとおり、先ほど言いました労働局、商工観光労働部、県教委と合同でやっていますが、本年度、初めて就職した3年生を対象に調査を行っております、学校のほうに投げております。なぜ県内なのか、なぜ県外を選んだのかとか、それを、今、集計

中のございまして、県教委のほうもそのデータをもとにしっかり分析をしていきたいというように考えます。

○中野委員 それは、労働局が何かやっているって新聞に出た。極端に言うと、あの項目の中で私が知りたい項目は何もなかった。

要は、さっき言ったように今度の調査で県内に残りたいけど県外に行かざるを得なかったというのが、今度のアンケートでわかるんですか。

○飯干学校政策課長 そういった項目も、なぜ選んだかという項目の中に入っていますので、分析できると思います。

○中野委員 なぜ選んだかじゃなくて、本当は残りたいけども県外に行かざるを得なかったという、そこら辺もわかりますかって聞いているわけ。

○飯干学校政策課長 なぜ県内か、県外かという項目ですので、本当は、おっしゃったように県内に行きたかったけども県外に行かざるを得なかったというのも……。

○中野委員 言いわけはいいから、今度からやってもらえばいいわけで。県内に就職したかったけれども、仕方なく県外に行ったというところもしっかり取るように、なければ今度してもらえばいいんですよ。

○飯干学校政策課長 おっしゃるとおり、学校でも十分できますので、そういった内容を検討していきたいと思います。

○中野委員 検討じゃなくて、やるかやらないかでいいんですよ。何を検討するんですか。

○飯干学校政策課長 やります。

○中野委員 いいです、それで。わかりました。

○緒嶋委員 今の就職のことですけれど。やはり宮崎県は希望するところになかなかそういう職場がないというのが、1つの大きな原因であ

るわけです。これは県の政策、市町村の政策、企業誘致なんかも同じ。やっぱり子どもが働きたいような企業がふえなくては。県外に自分が働きたいような職場があれば、やっぱり県外のほうに行くというのもかなりあるだろうと思っているんです。

これは、学校だけで県内就職を高めるというのではなく、その根底にあるのは県内の企業の構成。高千穂なんかの高校を卒業して、高千穂に皆残るって言っても、働くところはないわけです。そういうことで、学校によっても宮崎市の高校と地方の高校、高千穂高校であれば、県内就職の率が全然違うわけです。

だから、これは県全体の産業政策も含めて考えなければ、基本的になかなか解決は難しいのかなと思う。しかし、自分が希望するような職種、そういう場所があれば、やっぱりみんな県内で。福井とか、石川とか、秋田なんかも、そういうような形の職場が多いという一面がかなりあるだろうと思うんです。

だから、アンケートで子どもたちに、3年生だけじゃなくて、高校1年生ぐらいに、あなたは将来はどういうところで働きたいですか。それへ向かって県の政策の中で企業誘致はどういうものを誘致しないとイケないと。教育委員会から県の知事部局に、逆に、政策的にこういう企業を誘致しないとイケないということを要請するというような、そういうものもあっていいんじゃないかと思うんです。

やっぱりそういう中で総合的に対策を立てなければ、なかなか前に進まないのじゃないかなという気がしますので。そういう意味では、教育長を先頭に知事部局のほうを、商工、あるいは、今はフードビジネスでも職場の開拓というか、新たな雇用の場もできるわけですので、農

業でも。ぜひ頑張っていたきたいとお願いしておきます。

次に、きょうの新聞にも載っていたのですが、今度4月から部活動の外部指導者、それを学校職員にと、文科省がそういう方向でいくということになっておりますけれども。やっぱり先生方の部活なんかの負担を、できるだけ軽くするという意味では大変重要なことではないかと思うんですけれども。文科省がそういう方針を立てるということは、恐らく、職員の給与費なんかも国が支援するというに当然なるだろうと思うんですよね。

そういうことを含めた場合に、外部指導者を学校職員に登用するという配置も考えていくべきだと思うんですけれども、どのようにそこら辺を考えておられるか。まだ今からの問題だと思いますけれども。

**○西田教職員課長** 部活動指導者の件についてなんですけれども。内容は、まず学校教育法にその位置づけができるという段階であります。

そういうことで、実際、それに伴っての国からの支給される金額とか、それもあるかどうかともまだ現状としてはわかっておりませんので、その動きを見ながら、我々として対応する方向で進むということでもあります。

**○緒嶋委員** 恐らく各県からも、それは職員給与まで国のほうで見てくださいと、当然、要請をしていかないと、職員採用しますということは言えないわけですので。そういうことも含めて、やっぱり前向きにやるべきではないかというふうに思いますのでお願いします。

それから、国体へ向けての施設関係の調査、3,500万円ぐらいあるわけですがけれども。補正のときもちょっといろいろ話がありましたが、3,500万円の予算でできる内容はどのような

ものが考えられるわけですか。

**○古木スポーツ振興課長** この予算につきましては、現在、国体準備スタートアップ事業というので、基本的な構想について、今、検討して、この3月末に報告が出るわけでありまして。これにつきましては、本来ならどの場所にこういった機能のものをというところを調査研究するというところでございました。

それを受けて、次年度の早い段階で基本構想、どこにこういった仕様のものをつくるというのが決定いたしましたら、具体的にこういった場所にレイアウト、あるいはどういう機能、構造等をつくっていくかというようなどころの詳細を、基本計画を策定するという予算でございませぬ。

この基本計画をつくりますと、実際の基本設計、そして、実施設計ということで工事につながっていくという流れになっていくというふうに思っております。

**○緒嶋委員** 実施設計をする前の段階までは、この予算で進むということですか。

**○古木スポーツ振興課長** これはあくまでも基本計画策定までの予算でございまして。また、基本設計、そして、実施設計になるとまた別途必要になってくるというふうに考えております。

**○緒嶋委員** この基本構想の段階で、どこに何をつくるかということは決定するわけですね。

**○古木スポーツ振興課長** そういう予定で、3月末ということだったんですけれども。現在、実は2つということになっていますので。この2つの段階までの構想ということになるかと思っております。このあと、新年度、内部的に検討をいたしまして、基本構想をお示しして、それをもとに基本計画に移っていくということになります。

○緒嶋委員 当然、1つに絞るわけですね。

その場合、陸上競技場なんかは都城と宮崎、体育館は延岡と宮崎、プールは宮崎という、その中で都城や延岡には地元負担を求めます。宮崎市でつくる場合は、県有地だから宮崎市には求めませんという基本的な考えで、都城、延岡には地元負担を出してくださいというような話に今の段階ではなっておるわけですか。

○古木スポーツ振興課長 ここにつきましては、御要望のありましたところについては全て、御協力いただけないかということで。都城市、延岡市もそうですけども、宮崎市におきまして。宮崎市の要望としては、体育館については錦本町ということもおっしゃっていましたので、宮崎市のほうにもそういう協議の場で詰めているところがございますが、まだ宮崎市のほうから御回答いただけていないということがございます。

○緒嶋委員 陸上競技場なんかで、県は木花の運動公園の中につくりたいという場合も、そこでも宮崎市の負担を求めるわけですか。

○古木スポーツ振興課長 宮崎市のほうは体育館と陸上競技場がございまして、そのあたり、宮崎市のほうとして御協力いただけるかどうかというところについては、お話ししたいと思いますけども。体育館と陸上競技場ではまた条件も違いますので、ここは今後の協議の内容となってくるかと思えます。

○緒嶋委員 それで、都城市には求め、宮崎市にはある意味じゃ求められないというような形になると、それこそ不公平感は当然あるわけですよ。都城市はそれで作りたいという気持ちがあるなら、ある意味じゃ県がもう全てを負担してつくるほうが平等じゃないかな。宮崎市が負担してでも木花につくるというならいいで

すけど。宮崎市は負担しません、都城市につくるときは都城市が一部負担してくださいということでもつくるというならいいけども、それはちょっと。

そして、その結果、都城市につくるのならいいですよ。その結果、木花につくるということになれば、そのときは不公平感があるじゃないかということになるんじゃないかと思うんで、そのあたりは十分考えないと。都城市の人から見れば、都城市の山之口は我々が負担した。木花につくるときは宮崎市に負担をさせんということなら、全然条件が違うわけだから、そのあたりも配慮していかないと。最終決定の中では何でかということになるんじゃないかという気がしてなりません。

そこら辺も十分考えて進めてほしいと。これは教育委員会だけじゃなく、知事部局も当然絡んでいかなければならないし。最終的に場所を決めた場合の工事費とかは教育委員会の予算で工事を始めるわけですか知事部局の予算でやるわけですか、つくる施設の予算的なものはどちらですか。

○古木スポーツ振興課長 どちらの予算でとるか等については、今後また検討していきたいと思えます。先ほどの委員がおっしゃいました最終的に1つに絞る段階におきましては、まだ都城市、延岡市のほうも具体的にどういった御協力をいただくかということも今後詰めていきますし、合わせて候補に挙がっている宮崎市についても、そういったところのお話を詰めていきたいと考えております。

○緒嶋委員 詰める段階で慎重にやってほしいということをお願いしておきます。

それと、今、新聞を活用した教育ということがいろいろ言われておるわけですが。新聞は考

える教科書とか、あるいは現実社会と教室を結ぶ懸け橋とか、いろいろ言う人がおるわけです。主権者教育なんかも含めて、あるいは道徳教育において、1つの事象をもとに、そのことについてどう考えるかというような子どもたちの生きた勉強の場として。小さい時から新聞に関心を持つということは、その人が成人して、やはり政治に関しても、社会的な現象に関しても、主体的に判断できる大きな教材にもなるわけです。やはり、社会情勢を反映しているのは新聞ですから。

そうなると、学年段階によっていろいろな内容は違おうだろうと思うんですけども、県教委では、こういう新聞活用教育というのを、学校教育の中でどのくらい位置づけさせておるのかというのを伺います。

**○金子学校支援監** 今、委員がおっしゃいましたように、新聞を活用した授業というのは非常に大事だということで、学習指導要領の中にも実は位置づけられております。

それで、各学校におきまして、例えば社会科とか、あるいは国語の読解力というか、そういったような形でそれぞれの学校で導入されているのが現状であります。

**○緒嶋委員** 現状でありますということだが、実際、それを教育委員会としてはどういうスタンスで学校と連携をとっておるのかということ。

**○金子学校支援監** N I Eの会に、実は県教委のメンバーが入っておりまして、一緒にそういうN I Eを推進している状況にあります。

**○緒嶋委員** それは、各学校で推進しておるわけですか。

**○金子学校支援監** 現在は指定校を設けて、その学校が中心になって取り組んでおります。

**○緒嶋委員** 指定校は何校ぐらいあるわけですか。

か。

**○金子学校支援監** 10校に満たないぐらいだと思います。

**○緒嶋委員** 指定が10校、その中でも、学年によって1学年とかいうことですから、ほんの微々たるものです。

もうちょっとそれを進めて。中立性とか、いろいろあるわけではあるけれども。選挙年齢も18歳になったわけですから、そういう意味では、社会を見る目を子どものうちから育てるというか、そういうふうに持っていくということは大変重要だと思うので。指定校にすることに金がかかりかかるわけですか。

**○金子学校支援監** 指定校といいましても、例えば新聞を提供していただくというようなところで、その学校で成果を発表していただくということで。3月にも鶴戸小中学校のほうで公開をしていただきまして、多くの方に参加いただいて、それを啓発しているというような状況にあります。

**○緒嶋委員** これは今後の課題にもなるわけですが、もうちょっとほかの県はどうなのかということも調査しながら。宮崎県の子どもがそういう政治的な関心も含めて、18歳から選挙権もでき、主権者教育というのは重要なわけですから、ぜひ積極的に取り組んでほしいということ要望しておきます。

それから、新たな学習指導要領の中で、小学校の英語教育、これが大変重要な位置づけで、英語を教える先生の力、いかに指導者の英語力を高めるか。これは3年後、小学校4年生からそういうことになると、先生たちの立場というのは相当大変だろうと思うんですけども。この学習指導要領に対する県教委の方針というか、先生にも個人差が当然あるわけですので、それ

を一定の英語力に高めておかないと子どもがかわいそうなわけですが、そのあたりはどう取り組んでおられるわけですか。

**○飯干学校政策課長** 平成32年度より小学校にも英語の活動というのが入ってまいりまして、現在は小学校5、6年生で英語活動をしている。

県教委としましては、筑波の中央研修というのがあるんですが、そこに2年目になるんですけども、小学校の教員2名、中学校教員3名、高等学校も1名、計10日間研修に行ってもらいます。行ってもらった先生を講師として3日間の宮崎県内での小学校の域内研修を行っておりまして、ことしは小学校の教員50名を集めて、その英語教育に関する研修を行って指導力を上げていくというふうに取り組んでおります。

**○緒嶋委員** それぐらいの人数の研修で、全体的な英語力が上がるわけですか。

**○飯干学校政策課長** この研修は、何年間かけてやるもんなんですけども、ことしで2年目です。1人の先生が何百人も相手ではなくて25名の先生を相手にじっくりやると、それを何年間もかけて続けていくと。去年とことしで2人研修に行っていますので、その2人の先生が25名、25名の先生を相手にじっくり研修すると。これがまた、研修に行った人がふえてきますと、この数もふやすことができますので。

**○緒嶋委員** それと、市町村教育委員会が外国人の指導助手、そういう人をかなりふやしていくという市町村の取り組み。県の場合は高校なんかは問題ないけれども。市町村の小中学校の英語力をどう高めるかということになるわけですので、市町村と教育委員会との連携の中で、そういう指導助手をふやすということをやっていくことを、全体的にやらないと。研修を受けたから、その地域の学校の英語力がそう上がる

とも考えられないのですが。市町村教育委員会のそういうスタンスというのが問題じゃないかと思うんですけども、そのあたりの連携はどうされておるんですか。

**○金子学校支援監** 全ての市町村に対しまして、この外国語科への移行の準備をお知らせしております。そして、ALTの活用につきましては、現在、教育長を中心に首長訪問をさせていただいておりますが、人数が少ないところについては、増員のお願い等もしております。

**○緒嶋委員** ぜひそれを、32年って言うと、もう3年しかないわけです。実際には2年しかないとも見てもいいと思うんです。そういうことを考えた場合、もうちょっと県教委として積極的に、目に見える形で指導助手がふえるような形を。これは金が伴うので市町村にとっては大変だろうと思うけども、そうでないと、ある意味では子どもが犠牲になるという失礼ですけども、やっぱり一番迷惑を被るわけですから。そういう点の指導を徹底していくべきだと私は思うし、小中一貫とかいう中ではそういう指導もできるんじゃないかと思うんですが、先生の臨機応変の指導というか、そういうことも含めていくべきだと思うんですけども、どうですかね。

**○金子学校支援監** 中学校の先生が免許を持っておられますので、小学校に出向いていけるように、例えば市町村で兼務発令というのをしまして、そういうのができるような取り組みをやっている学校があります。

**○緒嶋委員** いろいろな多面的な手法というか、子どものためにはどうすることが一番いいのかということを考えながら、県教委で市町村に対する適切な指導を。将来的には高校入試やら、大学入試を含めても、英語力というのは大きな影響が出てくるわけですので。将来的には全国

統一の英語試験というのが出てくるんじゃないかなという気がしないでもないので、ぜひ積極的に。今、グローバルの時代でありますので、特に英語の力がある人は外国に行っても不自由しないわけですので。ぜひ積極的に3年後に向かって頑張ってもらいたいということを強く要望しておきます。

○中野委員 何かで見たんだけど、宮崎県の英語の先生のTOEICは非常に高いランクにあったんです。あれは高校の先生ですか。TOEICかなんかの。あったんですよ。すごいなと思って見ておった。

○飯干学校政策課長 私が知っている範囲では、生徒の英検の準2級以上の取得率、これが非常に高い。中学生も3年生で、3級以上が。生徒のほうですけども、これも非常に高いということです。

○中野委員 ぜひ、今、委員が言われたように。だけど、やっぱり発音が大事。3年生の孫が外国人の先生にならっていて、発音を聞くと、ワンプレーズの短かいのがわからない。中身を聞くと簡単なものだったけれども。

将来的にはやっぱり会話です。外国人なんて、みんな英文科を出た人が話す。日本人で英文科を出ているのは、読むことはできるけれども、話ができない。県内にいろんな外国人が来ているのを有効に使って、ぜひ、これは頑張ってください。

それともう一つは、義務教育の小中学校の県の負担と市町村負担、大体、建物と給料はわかっていたんだけど。この中身を見ていたら、健康診断とか、そういうやつは県でみているんです。確か入っていたと思ったけれど。

そういう中で、各学校でやる試験のペーパー、あの金額なんていうのは、どこで負担している

のですかね。

○大西財務福利課長 先ほどの健康診断の話はうちの所管でありますのでお答えさせていただきます。

健康診断につきましては設置者負担ですので、県立学校について県のほうでみております。市町村立学校の教職員の健康診断につきましては、市町村が負担されております。

○金子学校支援監 例えば、各学校が行います諸検査、小テストとか、テスト問題等については、副教材というような取り扱いで、各学校で各家庭から徴収したお金で実施しております。

○中野委員 これ、見てみるとみんなきれいなプリントなんです。これはみんな購入するはずですよ。

だから、テストの回数でも私は差が付いてくると思うんです。やっぱりそこら辺の調査もするべきだと思うんですけども、どうですか。

○金子学校支援監 県のほうでも学力調査を実施しているんですが、各学校の現状等も市町村からいろいろ情報を聞いたりしながら。あまりにも多すぎて大変だというようなことも聞くもんですから、そういったものでの調整を、今後、検討してみたいと思います。

○中野委員 私はふやしてくれて言っておるんだけど。多すぎて困るというのは、点数つけて渡すだけ、そういうのが本来の先生の仕事であって、ほかの雑用がふえるというのを、やっぱり変えていかないといけないんじゃないですか。テストの回数をふやすのが困るのはおかしいと思うんですけども、どうですか。

○金子学校支援監 現状を把握してみたいと思います。

○中野委員 ぜひそうしてください。

もう一つ、海洋高校の実習船の話。これもやっ

ぱり実習として絶対必要な分ですよね。だけど、これは普通、マグロ船だったら1航海行ってそれなりの売り上げをとって帰る。これは実習船だから、そこまで言わないけど、とりあえず実習に行って、ただ網を入れて操作だけを覚えるという話でもない。やっぱり魚群探知機までついておるわけだから、大量にとるというのも必要なこと。この実習船の売り上げ、マグロなんか、年間どれぐらいあるもんですか。

**○大西財務福利課長** 今年度分は行っている最中ですので、まだ確定しておりません。27年度でいきますと、約2,850万円ほどの売り上げ。航海が2回ありますので、2回でその程度売り上げております。

**○中野委員** 販売ルートというのは一般漁船と一緒に、どこかの漁港に入って売るという話ですか。

**○大西財務福利課長** おっしゃるとおり一般漁船と同じで、神奈川県の大磯港ってあるんですけども、ここが全国でもマグロの集積地といましようか、そこで水揚げするところが多いんですが、そちらのほうに寄港しまして、そこで水揚げをします。このときには、当然、生徒も一緒に実習の中で、もちろんメインはできないんですけど。いわゆる小取りじゃないんですけど、お手伝いをして、実習も役に立っているところがございます。

**○高橋委員** 私も先ほどの図書のところでも聞き漏らしていたんですが、緒嶋委員がおっしゃっていた新聞の活用です。県立、義務で新聞をとっている学校がございます。

**○金子学校支援監** 予算化してとっているところもあるんですが、例えば延岡市あたりは、市全体で新聞を取り入れております。

**○飯干学校政策課長** 県立も、図書館のほうに

は各種新聞を購入してそろえております。

**○高橋委員** 新聞をとらない家庭がふえている話を聞きます。往々にして貧困家庭が多いんでしょうけども、しかし、貧困じゃなくてもとらない家庭というのはあるみたいです。

だから、そういう意味では全く新聞に触れていない子どもがいるということを、私たち含めて、これは認識すべきであって。それはやっぱり学校で教員の方々が把握すべきです。やっぱりそこは調査はできると思うんで、そういう意味では、先ほど出ていますように、新聞は読解力を伸ばす有効な媒体なんです。工夫はできると思うんです。前の日の新聞を持ってきてもいいわけであって、いろいろとやり方がありますから、ぜひこの新聞を活用した読解力を伸ばす事業を取り入れていただきたいと思います。

**○中野委員** 聞いていたら、小学校もやっているって聞いたんですけども、新聞の指定校のやつ。

**○金子学校支援監** 小学校もやっております。

**○中野委員** 大体、小学校6年生ぐらいになると、新聞の漢字はみんな読めるんですか。

**○金子学校支援監** 例えば、現代的な問題というか、そういったものを把握するような授業が多いので、社会科あたりでは、教師が用意した新聞等を全員で考えてみるとか、最近は、子ども新聞とか、そういったものの活用なども図られていると思います。

**○中野委員** それともう一つ。よく教育指定校ということで、試しにやる話かようわからないのだけど、そういういいことっていうのは、やれるところはみんな勧めるとか、そういう考えが普通だと思うんですけど。指定校だけはそのういうのをやりなさいよという話でしょう。ほかの小中学校はどうでもいいよという話になる

んだけど、指定校をするというのは何があるんですか。

○金子学校支援監 指定校自体は、N I Eの協会で指定をしていただいております、県教委もそれにかかわっているところなんです。実際に予算の関係がありまして、一部の学校になっておるんですが、その成果については、毎年公開等を通じてほかの学校にも啓発している状況にあります。

○中野委員 N I Eって何ですか。

○金子学校支援監 ニュースペーパー・イン・エデュケーションという新聞を教育に活用しようという協会の団体です。

○中野委員 新聞協会ですか。

○金子学校支援監 \*そういうことになると思います。

○中野委員 そこが決めたところを、県もそれに指定校をするという話ですか。

○金子学校支援監 N I E協会と一緒に指定校を選んでおります。

○渡辺委員長 済みません。恐らくN I Eの協会と新聞協会は別だと思しますので、御答弁を修正された方がいいと思います。新聞協会も入っているかもしれませんが、新聞協会がというと違うと思しますので。

○金子学校支援監 済みません。N I E協会の中に新聞協会が含まれるというようなことです。失礼しました。

○中野委員 そこが指定したから県もそれに合わせてただ指定という、枠をはめるだけですか。

○金子学校支援監 指定校を選考するに当たって、県教委と一緒に協議しながら、こういう学校がいいんじゃないかということで推薦させていただいております。

○中野委員 やっぱり、そういうのをやれば、

県立高校とか、トータルでやるべき話で。予算がどれぐらい要るか。

新聞購読料を払っておるわけですか。

○金子学校支援監 現在、指定している学校の中には、小中高とも指定校として設定しております。

そこについては、例えば新聞の費用を賄っていただけるとか、新聞社のほうからいろんな講義に来てくださるとか、そういった取り組みが進められております。

○中野委員 新聞購読料を出しておるわけですか。

○金子学校支援監 協議会のほうから出しているそうなんです。

○中野委員 まあ、いいです。指定校、指定校って、それに疑問があるんです。よければみんなしたほうがいい。予算がないからできない。そんなに金が要る話じゃないような気がする。新聞代が無料なら。あとは学校の問題で。まあ、いいです。

何か指定校というと、私は本当に差がつくような気がして。いろいろ検討してください。

○有岡委員 学校政策課に、予算説明資料の中でちょっとお尋ねし漏れていたのでお尋ねします。452ページにございます問題を抱える子ども等の自立支援事業、これは国立教育政策研究所の負担で実施されるようですが、これはどのような事業をされて、今、成果があればお知らせいただきたいと思っております。

○金子学校支援監 これは国の事業なんです、これも先ほどから出ております指定校になります。国のほうが魅力ある学校づくり調査研究事業というのを設けておまして、主に生徒指導の面で、いじめ、不登校、非行等、問題行動に

※このページ左段に訂正発言あり

どのように対応するかというところを研究していただくものであります。

○有岡委員 その実績があれば教えていただきたいんですが。何校やっというらっしゃるとか、そこら辺の数字もお尋ねいたします。

○金子学校支援監 本年度と来年度、合わせて2年間で1校を指定しております。

○有岡委員 この調査、モデルでやられたということで、国に上げるだけではなくて、県内の1つの事例として、これをもっと活用する必要があると思うんですが。そこら辺の2年間の調査研究をどう生かすのか、そこら辺のプランもお尋ねいたします。

○金子学校支援監 昨年までは宮崎中学校を指定させていただいて、そちらが2年間の成果を学校で発表して、各学校からそれに参加するような形で、どのような取り組みが有効なのかというようなことを学ぶ機会となっております。

○有岡委員 ありがとうございます。ぜひ、モデル校を含めて、今後とも活用いただければと思っております。

それと、先ほど緒嶋委員からお話がありました件で要望的に申し上げます。部活動の外部指導員を職員ということで活用していきたいということで、中体連あたりの規定の見直しが今後されるというお話でしたが。中体連もそうですが、小学校の先生方、小体連というのがあるかと思いますが、そこら辺の強化も、こういった機会にぜひ取り組んでいただきまして。今の小学生が国体のときの主役になる可能性が高いものですから、小体連の強化というの、ぜひ、こういう部活動の議論の中の延長線上で。小学校の先生方のスキルも高いものを持っていらっしゃると思いますので、活用いただけるとありがたいと思っております。

これは要望でよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

○渡辺委員長 ほかにございますでしょうか。総括質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○亀澤総務課長 その他報告事項について御説明いたします。常任委員会資料でございます。

18ページ、19ページから説明いたします。

まず、平成29年度宮崎県教育委員会事務局組織の改正の内容について御説明いたします。

まず1点目でございます。

国体・高校総体準備室の新設でございます。

国民体育大会、全国障害者スポーツ大会に向けまして、主要3施設の整備方針あるいは準備委員会等のため及び31年度に開催予定の高校総体の準備業務を円滑に推進するため、国体・高校総体準備室を新設いたします。

2点目でございます。

学校政策課でございますが、西都地区の高校再編に伴いまして、30年4月の開校を目指しまして、新設県立学校開設準備委員会を新設します。なお、妻高校内にこの分室を置きまして、職員は分室で勤務する形となりますが、全ての職員が学校との兼務という形になります。

次に、右側にいきまして、県立美術館でございます。

県立美術館学芸課における業務・責任体制の明確化を図るため、学芸課を学芸担当と企画・普及担当の2担当に、今回、再編をさせていただきます。これによりまして、例えば美術品の収集業務を精力的に当たるような体制等を目指しますのでございます。

組織改正については以上でございます。

引き続きまして、20ページをお開きいただきたいと思ひます。

12月の常任委員会の終了のあとに、県立高校再編に向けての経緯と教育委員会の決定の方法等について説明をされたいということで、当委員会のほうから要望がありましたので、この件について資料をまとめていますので、これについて、総務課と学校政策課から説明いたします。

まず、教育委員会会議の議題等の取扱いについてであります。

まず、1、教育委員会の会議の議題であります、教育委員会におきましては、御案内のとおり、教育長と5人の委員の合議による大局的立場から教育に関する基本方針等を審議し、決定しております。

その主な内容としましては、本県の教育に関する基本方針の決定や教育関係の規則等の制定及び改廃、さらに、教職員等の人事案件などが教育委員会の議題ということになります。

次に、2の会議の公開に関する規定のところでございます。

教育委員会会議は、必要によりまして積極的に情報提供を行うため、法律の規定によりまして、原則として公開としておりますが、人事案件等につきましては、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上で議決したときは非公開とすることができるとされております。

3番目に、具体的などころになりますが、本県における教育委員会会議を非公開とする議題、いわゆる基準みたいなものがございますが、本県において非公開とする議題は、法律にあります人事案件のほか、法律の趣旨を踏まえ、県で定めております定例教育委員会の運営に関する要綱において、県情報公開条例に規定された不開示情報が含まれる案件を非公開とすることが

できるとしております。

なお、さらに具体的な例でございますが、米印のところをごらんいただきたいと思ひます。

非公開の事例として掲げておりますが、まず、①の個人に関する情報ですが、ここに例示してある審議会委員等の任命のほか、教職員の懲戒処分等が該当します。これらは基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護する必要により非公開とするものであります。

次に、②でございますが、公にすることにより率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるものということでございますが、これは、県立高等学校の今後のあり方等など、県立中等教育学校や県立高等学校附属中学校入学者選抜要綱の告示などといった、組織として未決定の検討案のような未成熟な情報がそのまま公開されると、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれたり、県民の間に混乱を生じさせる恐れがあると認められることから非公開とするものであります。

次に、③でございますが、議会上程が予定されている事項で未発表のものですが、これは県議会に提出する教育に関する事務に係る議案のほか、第2次宮崎県教育基本計画の変更などのように、その性質上、公開することにより事務または事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから非公開とするものでございます。

教育委員会会議についての説明は以上でございます。

○飯干学校政策課長 文教常任委員会資料の次の21ページをお開きください。宮崎県立高等学校教育整備計画について御説明いたします。

まず最初に、1の宮崎県立高等学校教育整備

計画の策定経緯について御説明いたします。

まず、この整備計画の概要でございますが、宮崎県立高等学校教育整備計画は、平成25年度から平成34年度までの10年間の計画期間としており、その10年間の前期、中期、後期の3期にわけて具体的な実施計画を策定することにしております。現在、平成28年度から30年度を実施期間とする中期実施計画の実施期間に入っております。

次に、宮崎県立高等学校教育整備計画及び前期実施計画の策定経緯についてですが、縦に年月、横に組織が記載してありますが、まず、県教育委員会の欄を見ていただきますと、平成21年4月に県教育委員会から右の学校教育改革推進協議会に協議の依頼をいたします。この推進協議会につきましては、一番下をごらんください。一番下に記載しておりますように、本県教育のあり方を構想するため、学識経験者や行政関係者等の外部の方々からの意見を聴取する会であり、協議会本会とその下部組織としての専門部会及び各市町村の意見を伺う場である地区別協議会がございます。

上に戻りますけれども、この推進協議会と県教育委員会の欄を見ていただきますと、この推進協議会で協議していただいたまとめを、平成23年2月に協議会の会長から県教育長に報告書として手交していただき、それを県のホームページで公表し、定例の教育委員会で報告をいたします。

次に、県教育委員会と県議会の欄を見ていただきますと、その後、その報告書を参考にしながら、約1年かけまして県教育委員会のほうで整備計画の素案を策定し、平成24年1月に県議会文教常任委員会の方へパブリックコメントにかかる前の素案を報告いたしました。県議会文

教常任委員会でいただいた意見を受けて、平成24年2月に素案をパブリックコメントにかけ、県民の皆様の御意見を受けて、平成24年3月に定例の教育委員会で付議、決定したものを同じ平成24年3月に文教常任委員会で報告させていただきました。

以上が、宮崎県立高等学校教育整備計画及び前期実施計画の策定経緯であります。

次に、宮崎県立高等学校教育整備計画中期実施計画の策定経緯についてですが、中期実施計画も先ほど御説明したものと基本的な流れは同じであります。県教育委員会から推進協議会に協議を依頼し、推進協議会からいただいた協議のまとめの報告書を参考にしまして、県教育委員会で整備計画の素案を策定。その素案を文教常任委員会で報告し、御意見をいただいたものをパブリックコメントにかけ、県民の皆様の御意見を受けて、定例の教育委員会で付議、決定したものを文教常任委員会で報告したものであります。

続きまして、県立高校の再編整備に係る基本的な考え方について、別冊資料、宮崎県立高等学校教育整備計画中期実施計画を用いて御説明いたします。

最初に、中期実施計画の構成について御説明いたします。表紙をめくっていただいて目次をごらんください。Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで示してあるように、Ⅰ、魅力ある高等学校教育の推進、Ⅱ、魅力ある中高一貫教育の推進、Ⅲ、活力ある高等学校づくりの推進の3つの柱で構成されております。

1つ目の柱と2つ目の柱の内容については、ごらんおきください。

高校再編の考え方や計画等に直接関係する記述が3つ目の柱、活力ある高等学校づくりの推

進にございますので御説明いたします。

資料の10ページをごらんください。

ここでは、まず、本県高等学校の適正規模についての基本的な考え方を示しております。本県の全日制高等学校における1学年の適正規模は4学級から8学級を基本としております。

また、適正規模への対応といたしまして、1学年4学級以下の高等学校については、大幅に定員を満たさない状況が続くなど、さらに1学級削減をせざるを得ないことが予測される場合には、統廃合等を検討します。

なお、その検討の際には、高等学校の所在地や設置学科、生徒、保護者、地域のニーズ等に適切に配慮するものとしましてしております。

次に、資料の11ページから15ページかけては、生徒にとって魅力と活力のある教育環境を提供できるかという視点に立って、高等学校の課程別及び地区別学級数等の増減予測などの具体的な考え方について記述しております。

資料の12ページ、基本的な考え方の2段落目をごらんください。そこに、なお、1学年4学級以下の高等学校において、大幅に定員を満たせない状況が続くなどという、先ほど説明しました同じ文言を載せ、1学年4学級以下の高等学校への対応を示しております。

中期実施計画において、統廃合等の適否も含めて、今後もあり方について検討していきますと記述した高等学校が3地区5校ありますので、個別に説明いたします。

資料の13ページをごらんください。

(2) 南那珂地区の表の下目の1つの米印に、3学級規模の福島高等学校については、地域における中高一貫教育の取り組みや定員の充足状況等を注視しながら、統廃合等や連携型中高一貫教育校開設の適否も含めて、今後のあり

方について検討していきますとしております。

福島高校につきましては、平成27年度の11月議会の常任委員会で報告させていただきましたように、平成29年4月より串間市立福島中学校との間で連携型中高一貫教育校の開設を予定しており、魅力づくりを進めております。

同じく資料13ページの(3)児湯地区の表の下目の1つ目の米印には、妻高校と西都商業高校に関する記述がございますが、妻高校と西都商業高校につきましては、平成27年11月議会の常任委員会で報告させていただきましたように、平成30年4月より両校の統合を決定しております。

この表の同じく下の2つ目の米印に、都農高校に関する記述がございますが、都農高校につきましては、昨年の11月議会の常任委員会で御報告させていただきましたように、平成31年4月より、高鍋高校に再編統合することを決定しております。この3校につきましては、後ほど詳しく説明いたします。

資料の14ページをごらんください。

(5) 西諸地区の表の下目の1つ目の米印に、3学級規模の飯野高等学校については、地域における中高一貫教育の取り組みや定員の充足状況等を注視しながら、統廃合等の適否も含めて今後のあり方について検討していきますとしております。

飯野高校につきましては、中高連携推進の取り組み等もあり、現在のところ、大幅な定員未充足が見られないことから、今後の動向を注視しているところであります。

続きまして、文教常任委員会資料22ページをお開きください。中期実施計画に基づく高等学校再編整備の経緯について御説明いたします。

西都地区と児湯地区を分けておりますが、最

初に西都地区について御説明いたします。22ページの上の部分をごらんください。縦に年月、横に組織が記載してありますが、まず、市町村等の欄を見ていただきますと、西都市では、平成23年度より西都市長を会長とする西都市県立高等学校活性化研究協議会が開催されており、地元の妻高校と西都商業高校の県立高校2校の活性化対策を協議してまいりました。

県教育委員会の欄を見ていただきますと、教育委員会もその協議会にオブザーバーとして出席しております。

平成27年5月に策定しました中期実施計画におきましては、西都市の県立2校に関しまして、妻高校及び3学級規模の西都商業高校については、同一市内に2校がある状況を踏まえるとともに、定員の充足状況等を注視しながら、統廃合等の適否を含めて今後の学校のあり方について検討すると記述しております。

その後、市町村等の欄を見ていただきますと、平成27年9月に西都市の活性化研究協議会から妻高校と西都商業高校の早期の統合を望む要望書が出され、県教育委員会として検討を重ねた結果、平成27年11月の定例の教育委員会で再編統合の方針を付議、決定し、常任委員会で報告させていただいたところであります。

今後につきましては、平成30年4月の開校に向けて、教育関係の公の施設に関する条例の改正を県議会に上程させていただく予定としております。

続きまして、児湯地区について御説明いたします。資料22ページの下の部分をごらんください。

まず、市町村等の欄を見ていただきますと、平成18年度より都農高校の定員未充足が見られるようになり、県教育委員会と協議を始めた経

緯がございます。県教育委員会の欄を見ていただきますと、県教育委員会の対応として、都農高校の系列や教育課程の改編による魅力づくり、教職員の増員など支援を続けてきたところではあります。しかしながら、少子化の影響もあり、学級数を4学級から平成25年度に3学級に減らしたあとも生徒が集まらない状況が続きました。

平成27年5月策定の中期実施計画におきましては、都農高校に関しまして、総合学科を設置している都農高等学校については、系列のあり方等を含めて新たな特色づくりや魅力づくりを進めるとともに、定員の充足状況等を注視しながら、統廃合等の適否を含めて今後の学校のあり方について検討すると記述しております。

その後、県教育委員会と市町村等の欄を見ていただきますと、平成27年に児湯地区5町の産業界代表、小学校保護者代表、中学校長代表等からなる委員により、今後の児湯地区の県立高校のあり方を検討する児湯地区部会を年4回開催いたしました。

その児湯地区部会で聴取した地域の皆様の御意見を定例の教育委員会で報告し、また、これらの意見を参考に関係自治体とも協議を重ね、県教育委員会として検討を重ねた結果、平成28年12月の臨時の教育委員会で再編統合の方針を付議、決定し、常任委員会で報告させていただいたところであります。

今後につきましては、平成33年3月の閉校に向けて、教育関係の公の施設に関する条例の改正を県議会に上程させていただく予定としております。

続きまして、資料の23ページをお開きください。資料は横向きになりますが、九州各県の県立高等学校の適正規模と統廃合の基準について御説明いたします。

まず、表のつくりですが、横に項目を見ていただきますと、左端から県名、学校数がありますが、この学校数につきましては、適正規模等にかかる資料でありますので、全日制高等学校のみの数となっております。

続きまして、1学年の学級数の適正規模、適正規模を維持できない場合の統廃合に係る基準、1学年の学級数が1または2の学校数と設置している理由となっており、縦には各県名が記載されております。

一番上には宮崎県を載せております。宮崎県の適正規模は、1学年4から8学級を適正規模を維持できない場合の対応といたしましては、先ほどの再編整備に係る基本的な考え方の中で説明したとおりであります。

九州内の他の県を大まかに見ますと、規定のない鹿児島県を除いて、適正規模を1学年3学級未満でありますとか、9学級以上としている県はなく、ほとんどが4から8学級を適正規模としております。

適正規模を維持できない場合の対応も、明確な規定のない福岡県を除いて、生徒数減や定員未充足により、一定数の生徒の確保が見込まれない場合には、募集停止、統廃合等の検討を行うとしております。

また、福岡県と宮崎県を除いて、適正規模を4学級以上としながらも1学年1学級、もしくは2学級の高校を設置している県もございますが、その理由といたしましては、離島でありますとか、山間部など、通学上不便を抱える場合や佐賀県や大分県のように特色ある教育活動を行っている場合のように、各県ともやむを得ない場合の柔軟な対応として設置をしているようでございますが、他県でも望ましい規模は1学年4学級以上としております。

説明は以上であります。

○金子学校支援監 別冊資料を使って説明をさせていただきます。1ページをお開きください。

お求めのありました平成29年度学力向上関係予算をまとめた資料であります。御説明いたします。

今回、平成29年度学力向上関係予算として、私どもとしましては、資料の中心に示しております中核となる事業、その外側に示しております学力向上に関する主な事業、一番外側に示しております学力向上を支える主な事業等の3つに分けてお示ししております。

まず、資料の中心に示しております中核となる事業をごらんください。

中核となる事業としまして、義務教育関係では、子どもの学びを高める「ひむか」の事業づくり推進事業を、高校関係では、確かな学力を育む高校授業改革推進事業を位置づけており、今年度に引き続き取り組むこととしております。

そして、中核となる事業の外側に、学力向上に関する主な事業を位置づけており、枠の右上に示しております高校生グローバル・リーダー育成支援事業や、その下にあります小中高英語力向上支援事業など、また、その反対側の左上に示しております県立学校「教育の情報化」基盤整備事業など、合わせて7つの事業に取り組んでまいります。

さらに、一番外側に学力向上を支える主な事業等としまして、資料の左上に示しております教職員の資質向上に関連の深い教育研修センター費や、その下にあります学び続ける教職員のキャリア形成推進事業、また、右端のほうにあります教職員等派遣研修事業など、合わせて5つの事業等を位置づけております。

予算額は資料の一番下に示しておりますが、

中核となる事業としまして1,798万6,000円、中核となる事業の外側に位置づけております学力向上に関する主な事業としまして6,796万3,000円、一番外側に位置づけております学力向上を支える主な事業としまして1億8,048万3,000円、総額2億6,643万2,000円を平成29年度学力向上関係予算として計上しているところであり、来年度も全力で取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○亀澤総務課長 同じく御要望がありました県教育研修センターの事業について資料をお出ししておりますので、これについても説明させていただきます。

同じ資料の2ページでございますが、県教育研修センターは、教職員の研修を中心的な業務とする機関でありまして、教職員の研修のほか、児童生徒や保護者の教育相談窓口などを実施しております。

また、地域社会を支える人財づくりを推進するため、生涯学習や社会教育、キャリア教育関係者、一般県民に対する研修など、その実施に努めているところでございます。

まず、29年度の当初予算の関係でございますが、29年度は総額9,215万7,000円を計上しております。

内訳としまして、まず運営費でございますが、施設の維持管理に要する経費、教育通信ネットワークに要する経費など6,455万5,000円でございます。教育通信ネットワークにというのは、ネットワークで教育に関する情報や学校教材等を学校とつないで提供しているものでございます。

②の研修費でございますが、主に講師の謝金・旅費、情報教育研修サポートや技術的な講義

などを実施する指導員3名などの報酬がありまして1,600万7,000円を計上しております。なお、学校のほうから研修に参加する教職員の旅費等については、ここでの計上じゃなくて、それぞれの課のほうで計上しているものでございます。

3つ目が、資料では④となっておりますが、実際は③でございますが、電話相談事業についてであります。これは、児童生徒や保護者、教職員など、教育相談窓口として、教育相談専門員7名を配置し、平日は4名体制、土日は3名体制で電話相談や来訪相談に対応するための経費などで1,159万5,000円を計上しております。

その下のほうに、平成29年度のとりあえず教職員の研修の主な体系を出しております。

教育研修センターの教職員研修については、教職研修と課題別研修、それと、学校支援研修という3つの柱を立てまして、ごらんいただいているような研修を種々実施しているところでございます。

内容については省略させていただきますが、3ページをごらんいただきまして、こちらがちょっとわかりやすいようにということで、平成28年度の教職員の研修実績であります。

表の中ほどより下の学習・研修事業の計の欄にありますとおり、二重線の上、70の講座を延べ日数578日で実施しておりまして、受講者は一番右側の欄になりますが4,359人が研修に参加しているということでございます。数字については実数でございます。

また、学校支援等の事業の利用人数は、学校等へ出向いて研修サポートや研修資料等の閲覧、貸し出し等で、計の一番右側の欄にありますとおり5,025人を対象に支援等を行っているところでございます。

研修センター事業について、ちょっとはしょ

りましたけども、内容については以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

その他報告事項に関する説明が終了しました。質疑をお願いいたします。

○中野委員 今、説明を受けました。皆さんとしては一生懸命頑張っているよという話だろうと思います。

だから、結果はどうなっているか。来年、ぜひこの研修結果の総合評価を、これにしっかり入れてください。

それと、私はこの研修をやっておるのはいいけれども、じゃ、どういう人を研修対象に選ぶかっていうのも問題だと思っているんです。毎年同じように順番で研修しているのか。今、研修の先生というのはどうやって選んでいるわけ。例えば国語が全国でビリから2番目とか、そういうところがあるじゃないですか。研修を選ぶ対象です。

○亀澤総務課長 教員研修の中で、先ほど体系表がございましたですが、基本研修というところで、まず初任者研修。これはしっかり全員、15日間、それと、校外でも研修していますので、じっくり研修しております、その中でいろんな授業の展開の方法とか、子どもたちへの気づきの力とか、そういう意識啓発等も含めまして研修を行っております。

それと、5年間経った職員に対して、これは1つ学校を終わらして、次の2番目の職場ぐらに行ったら5年目の研修ということで、5年研修というのをやっております。

そして、もう一つは10年研修ということで、10年目を迎えた職員に対して、しっかり研修を行っております。

それ以外はいろいろテーマを研修センターの

ほうで与えまして、それに興味がある先生、もしくは、管理職ごとの研修とか、そういった形で。具体的に研修の中身まではちょっと私のほうも細かく把握しておりませんが、そういう形で、対象者はそれぞれ時期に応じて、ステージに応じてちゃんと選ばれてやっているというふうに思っております。

○中野委員 研修センターに行ったら、キャリア教育がポンと目立って、もともとここは学校の先生の研修センターだったねと。

石川県なんかと比較すると、学力向上とか、そんなものが全然何も出ていない。先生たちはみんな、宮崎県の子どもは頭が悪いと思っておりますか。

結果はああいうことだから。やっぱり同じことを毎年やっても仕方ないって。やっぱり方法を変えて、結果で物を言わないと。

そういうことで、ぜひ、またことし楽しみにしていますから頑張ってください。

○緒嶋委員 組織改正は、人員はどういう配置になるわけ。国体・高校総体準備室とかは。

○亀澤総務課長 まず、国体準備室のほうでございますが、こちらについては14名体制で考えております。

学校政策課の分につきましては、実際、兼務になりますので、職員が増加という形にはなりません。西都商業と妻高校の先生方、事務の方々が兼務という形になります。8名が、その準備委員会の委員ということになります。

県立美術館につきましては、残念ながらという言い方しかできませんけども、人数的には変わりません。組織的に責任体制を分けているという形になっております。

○緒嶋委員 準備室は、これはずっとこの数じゃなくて、将来的にもふやすということにもなる

のか。

○**亀澤総務課長** まずは来年以降の体制についてはどんどんふえていきますし、高校総体も間近になるとちょっと人数をふやさなきゃいけないかなというふうに思っています。

これはとりあえず、来年特に施設整備とか、基本構想のためにこういうような形で引き継ぎをしましたが、先々に向かっては、場合によっては知事部局あたりに大きな組織は出ていって、最終的には100名ぐらいの体制まで持っていかなきゃいけませんので、段階的に組織が大きくなっていくかというふうに考えております。

○**緒嶋委員** 県立高等学校の適正規模と統廃合の基準については、平成29年1月15日現在ということで書いてありますけども、いずれにしても、人口減少、子どもの減少は避けて通れないわけでありますので。適正規模、1学年4から8とか、これは適正であることは当然でありますけども、やっぱり地域の事情を十分配慮してやらないと。この適正規模ということだけでいくと、地域的には大変困難というか、厳しい状況が私のところなんかにも来るわけですが、そういうものに対する配慮が、やっぱりそれぞれほかの県でもされているように見るわけです。そういう思いを私は持っておるわけですが、私の気持ちと変わらんですか。

○**四本教育長** 我々も同じ気持ちでございますが、資料の中の一番最後の横の表でございますが、九州各県も1学級なり2学級の高校、例外的にといいますか、若干あるわけですが、それはいずれも離島であり、山間部であり、そういうところはさすがに学級数が2学級になったからといって、やっぱり高校自体をなくすというわけにはいかないという判断であったと思いま

す。

今後の宮崎県についても、これは個別の高校ごとに見て議論をしないとイケないと思いますが、そういう判断もあり得るというふうに考えております。

○**緒嶋委員** ぜひ、それぞれの地域で、都農高校がことしになって、募集人員が頑張ったような感じが出てきたわけですが。それはそれで、今さらという気がしたわけですが。市町村を含め、それぞれの教育委員会を含めて、やっぱり地域の学校を存続するための努力を、どうやって知恵を出していくかと、そういう努力が都農は足りなかったと思うわけです。

私も警鐘を鳴らすというか、そういうことを言っているわけですが。やはり教育委員会も努力していただかないと大変です。学校自身も努力しないといけないわけです。魅力ある学校にすれば、遠くからも子どもは来るわけですから。今、校区がないわけだから。そういう努力を学校自身もやるべきだと思うし、地域もやる。そういう相乗効果の中で地域の学校が守られるというような形に私は持っていくべきだと思うから。教育委員会としても、その学校の努力に対しては、やはり積極的に指導もし、学科編成なんかの内容等についても検討していくということは当然必要だと思いますので。そういう努力は、県教委は県教委でやってほしいということ要望しておきます。

○**高橋委員** 細かい中身については、次のときまで議論をしたいと思いますが、まず定義について確認です。

4から8の基本方針、これはいつからの方針かをまず確認します。

○**飯干学校政策課長** 先ほど申しました25年度からには載せてあるんですが、私の持っている

資料なんですけれども、平成15年度から24年度までのこの10年間の再編整備計画、1つ前の整備計画にも同じ文言が載っております。

○高橋委員 少なくとも、平成15年から4から8という適正規模の方針は県教委は持っているということですね。わかりました。

次のページの12ページで確認します。

宮崎大宮、南、西は10学級です。これはいつからですか。

○飯干学校政策課長 10学級になりましたのが、大宮高校が平成17年、宮崎西高校が平成18年、宮崎南高校が平成15年であります。

○高橋委員 少なくとも宮崎南はもう14年、10学級のままであるわけで。細かなことは次になるまで議論させてもらうということで。あまり話題にならなかったのを申し上げておきます。

それと、委員会資料の最後のところで、五ヶ瀬は連携じゃないから設置していない理由になるわけですか。五ヶ瀬中高一貫は、1学年40人1クラスですよ。あそこは連携じゃないから、1学年1学級、また、2学級の学校については、宮崎県は設置していないというふうに書いていらっしゃるんですね。

○飯干学校政策課長 適正規模に関するものでしたので、資料全て九州県内県立高等学校のみでありまして、中等教育学校は入れておりません。

○高橋委員 そうかもしれませんが、以前も議論になったことあるんです。中高一貫とは言え、高校生と言われる定義の生徒はいるわけです。1学年40人です。ここはいいのかというのも、以前、議会でも確か議論になったと思うので、また、次の場で議論したいと思います。

それと、最後に教育研修センターの事業について、生涯学習課の事業説明で、確か有岡委員

が質疑をしました。社会教育基礎講座を研修センターでやっているということだったんですけども、事業費が生涯学習課だから教育研修センターの事業にはならないわけですか。でも、社会教育主事を2人配置しているということを確認か答弁されたと思うんですが。

○恵利生涯学習課長 先ほど総務課長から説明があったのは、教職員だけに関する研修ですので、広く県民とか、社会教育に従事されている研修はここには載せていないということによろしいでしょうか。

○高橋委員 再確認ですが、教育研修センターの事業の1つではあるということで理解していいですね。

○恵利生涯学習課長 そうでございます。

○高橋委員 わかりました。

○濱砂委員 確認ですが、委員会資料の18ページ。妻高、西都商の統廃合問題の内容はわかっているんですけども、新設の県立学校開設準備委員会は分室ということで、ここに何人か駐在されるということですか。

○飯干学校政策課長 8名なんですけれども、そのメンバーが、校長、事務長、教務主任、業務担当者、業務管理者ということで、それぞれの職員室、事務室におりまして、その会議のときに集まるというふうになります。

○濱砂委員 学校政策課の職員がここに何人か駐在するという事ではないんですね。

○飯干学校政策課長 ここには駐在しません。兼務で会議のときに行く。

○濱砂委員 わかりました。

もう1件。それから、中期実施計画、これも確認なんですけれども。12ページから地区別学級数等増減予測等というのがあるんですけども、これで見ますと、宮崎地区が27年度現行で70

学級から30年には67学級に減少するという予測、これは地区内の中学校卒業生の予測ということなんですか。

○飯干学校政策課長 宮崎市内の現在、例えば何年か先の中学生の数から、流入とか、流出率も考えて卒業生数を予測したものですので、それに合わせて学級数をこの場合も減らしていくという予測でございます。

○濱砂委員 どの地域も、減少している地域もありますし、継続する地域もあるんですが。ただ、宮崎で見えますと、この中で本庄高校、海洋高校が3学級、宮崎商業が7学級、特に本庄、海洋高校当たりなんですけど、67学級になるということは3学級減ることですから、ここら辺が進学者が少なくなっていくと、また統廃合の計画が出てくるということになるんでしょうか。

○飯干学校政策課長 そこも含めて、後期実施計画のほうで、また協議していくということになりますけれども。先ほど委員から出ました10クラス規模の学校がございますが、適正規模ということに関しまして、例えば宮崎市内の中学生が減っていくときに、その10クラス規模の学校についても検討していきたいと考えております。

○濱砂委員 宮崎の場合は10学級を維持している高校が3つ、それに8学級、かなり大きい学校がありますので、内部で、いわゆる進学者の意向の調整というのも出てくるかもしれませんが。行く人によって維持できると。

そういうことはないと思いますけれども、例えば一番上の宮崎大宮の10学級が9学級になる可能性も何パーセントかあるかもしれませんが、全体から見ると維持できる可能性もあるということですよ。学校存続がです。

○飯干学校政策課長 地区全体で考えますので、そういう可能性はあります。

○濱砂委員 小さい地域、南那珂地域あたりは、もう既に福島高校が3学級に減っていると。これが13学級から30年度には12学級に減ることですから、この3学級が維持できなくなったら、またこの辺の統廃合が出てくるというのは、この数値の中では考えられるということですか。

○飯干学校政策課長 考えられるんですが、先ほど教育長も言いましたように、今、福島高校については中高連携ということで魅力づくりをと。日南高校等については、まだ4学級、6学級ございますので、その辺も含めて協議、どこを減らすとか、減らさないといけないのかということに関しましても、また協議していくということになります。

○濱砂委員 中高一貫教育というのは、学校の魅力をつけて3学級を維持しようとしている行動ということですよ。だから、予測では30年度には12学級に減ることの予測ができていますから、3学級が維持できなかったら、統廃合の可能性が出てくるという想定なんですかということなんです。

○飯干学校政策課長 この学級数減はあくまで予測ですが、適否も含めて検討するとしていきますので、そのことも含めて検討いたします。

○濱砂委員 3学級を切ったらもう維持できないと。4学級、6学級、3学級で13学級あるのが12学級になるということですから、どこかの学校が1学級減ること。例えば、名前を出して悪いんですけど、福島高校が2学級になった場合は統廃合を考えざるを得んという、そういうことになっていくわけですね。

○飯干学校政策課長 今後とも、例えば2学級

で存続させることが生徒にとってよりよい教育環境になるか等も含めて、適正規模や1学級の定員等について、今後の31年度からの後期実施計画へ向けて、地域の方々の意見も十分に聞きながら協議していくということにしております。

**○濱砂委員** 例えば、ほかの県の内容を見ても、さっきあったように離島とか、特別な過疎地域とか、そういったものについては別ということなんですけど、ただ、こういう学校そのものは、定数、3学級に決めてあったにしても、例えば120人入って、今現状でいる学級が、例えば30人になるとか、25人になるとかいう可能性が出てくるわけですよ。

**○飯干学校政策課長** 今現在は、1学級の定員は国の基準に合わせて40人としておりますけれども、先ほど言いましたように、そこも含めて後期実施計画に向けて協議を深めていくということになります。

**○渡辺委員長** 質疑の途中ですが、12時を過ぎますが、このまま続けさせてください。

**○濱砂委員** 都農高校の例を見ても、遅かったにしても地域がやっぱり努力をして、入学者をふやそうとして努力をされている、数字は出てきたんですよ。

それがいい悪いという話をするんじゃないんですが、地域で学級そのものが維持できなくなった場合には、将来において、学校改革をしていくという予想なんですってという確認をしているんです。

**○飯干学校政策課長** 先ほどからお話が上がっている都農高校なんですけど、児湯地区全体で見ると、入学者が高鍋高校、高鍋農業、合計しますと、やはり去年よりも減っております。我々の計画は何年か先を見据えて、中学校卒業数が減ってくるということ予測して、例えば31

年とかに行うわけですが。それを予測してやっておりますので、ただ、地区別の入学者数も減っておりますし、何年か後にはもっと減るということで、よりよい教育環境をつくるということで検討しました結果、児湯地区については再編統合を決定したところであって。また、先ほど教育長も言いましたように、やっぱり地区・学校ごとによって状況は違いますので、そのつど検討していくというふうになると思います。

**○濱砂委員** 中学卒業生統計グラフを見ますと、ほとんどのところが下がっていているんですよ。下がっているところが予想をされて、13学級が12学級になると。

だから、単純に6学級のところが減って5学級になるなら、学校存続は十分できていく。けれども、3学級のところが2学級になった場合は、それでも維持ができるんですかということなんです。

**○飯干学校政策課長** そこを含めて、今後、31年度の後期実施計画というのをまたつくるんですが、協議を深めていく、地域の方々の意見も踏まえながら協議していくというふうになります。

**○濱砂委員** 地域との協議を含めて、今回、廃校は廃校、統合は統合という形になっていくわけですよ。将来もそういうものが見込まれるんでしょうという、この数字を見た場合、状況に応じて統廃合というのが見込まれるんですかと。卒業生そのものが目に見えて減っていくわけですから、高校進学者も当然に減っていくということは目に見えているわけですから。

ですから、その数字が31年で出てきているものですから、こういうのはどこかの学校が減るんでしょうから、多学級あるところはいいけれども、少数の学級のところは、ぐっとそこが減っ

てきた場合には、やっぱり統廃合をせざるを得んという状況になってくる可能性があるんですかという話なんです。

**○四本教育長** 地区ごとに出しておまして、30年までの学級数の予想の推移を書いているわけですが。これは地区全体の話でございますし、あくまで予測でありますし、また、これ以上に減るかもしれないということもあまして。例えば、この数字が30年で1学級減ることになったり、2学級減ることになっているから、小さな高校はそこで廃校になるのかとおっしゃられても、我々としては、できるだけそういうことはないようにしていかなきゃいけないし、学校の立地によっては2学級、3学級でも残さなきゃいけないという議論になるかもしれませんので。今、この数字で減るようになっているからこの学校は危ないんじゃないかとおっしゃられても、それをはいとちょっと申し上げられないと思っております。

**○濱砂委員** やっぱり学校間の競争が必要だと思うんです。魅力ある学校づくりという、そういった地区外からでも、高校生、新入学生が迎えられるように、来たくなるような学校をつくっていく必要がある。

そういうことで、妻高、西都商の今回の統合については新しい組織も新設されていますので、全能力を発揮していただいて、ぜひともよろしく願いをいたします。

**○中野委員** せっかく学力担当の次長がおられるんです。次長の抱負で最後に締めてください。

**○坂元教育次長(教育振興担当)** 校長先生の指導ということでちょっと1点、私の思いを少しだけお話させてください。

本年度は学力向上に関する学校訪問とか、いろいろな協議会がありました。そのつど校長や

担当の指導者たちと話すことが多々ありました。それで、いつも校長に会うと私は2つの質問をするんですが、校長先生は学力向上のために今どんなことを取り組んでいらっしゃいますかというような質問を必ずします。そうすると、間髪入れず、校長先生側からいろんな取り組みを言われます。

例えば、忙しいんだけども、1日2回は学級を回って授業を見て、そして、授業を見た感想を必ず伝えるんですと。例えば、発問をもうちょっと具体的にしないと、子どもはわかんないよねということとか、いい板書をしていたので、まとめ、復習に非常に役に立つよとか。ある校長先生は、実は月に1回、校長室だよりを出すんですよと。その中に学力向上のコーナーをつくって、こんなことをやっています、ここまで成績を伸ばしたいという思いがあるんです、それを全校職員で頑張っていますと。それを保護者にまで伝えて、そして、保護者の方評価してくださいというようなたよりをつくっていらっしゃる校長もいました。

2番目に質問するのは、それで、変わりましたかというようなことを聞きます。その答えの中で幾つか紹介しますと、今までは校長が教室に入ってくると、先生方が緊張した感じだったんですけれども。今は、例えば、きょうの2時間目に英語の授業をするので、ぜひ校長先生、時間があつたら見に来てくださいというような話をされる先生が多くなりましたとか。保護者の方が校長室だよりなんかを見て、いい取り組みで、もしPTAでやれることがあつたらやりますよという声まで聞くと。そういうような質問の回答を聞きながら私が思ったのは、やっぱり校長が動けば教員が変わるんだなと。教員が変われば必ずそこで授業を受けている子どもた

ちが変わり、そして、保護者が変わってくるんだ。つまり、学校全体が変わるんだなということを実感したことがあります。

まとめて言いますと、今後もやっぱり校長先生は学力向上の最高の責任者であるわけですから、遠慮なく積極的にリーダーシップを発揮してもらいたい。そして、来年度、ひむかの授業づくり、学力向上の事業も2年目になりますので、結果を出す時期が来ていますので、具体的な目標を立てて、それが達成できるように頑張るように、そういうことを今後も言い続けていきたいという気持ちであります。

○中野委員 校長ですよ、いじめも。そこら辺は、やっぱり異動とか、どういのでしっかり濃淡をつけなきゃ。異動もしっかり考えて頑張ってください。

○渡辺委員長 その他報告事項についてはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 その他で何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 よろしいですね。

それでは、以上を持って教育員会を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後0時5分休憩

---

午後0時10分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うことになっております。16日に採決を行うこととし、再開時間を午後4時としたいと思っておりますがよろしいで

しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それではそのように決定いたします。

その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後0時11分散会

平成29年 3月16日(木曜日)

---

午後 3時58分再開

---

出席委員(7人)

委員	長	渡	辺	創
副委員	長	日	高	陽一
委員		緒	嶋	雅晃
委員		中	野	廣明
委員		高	橋	透
委員		有	岡	浩一
委員		濱	砂	守

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主幹	木	下	節	子
政策調査課主幹	西	久	保	耕史

---

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め、御意見を御願いたします。いわゆる委員間討議というところではありますが。特にないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、これより議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 わかりました。一括で採決いたします。

それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第14号から第18号、第21号及び第39号につきましては、原案のとおり可決する

ことに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第21号「共謀罪(テロ等組織犯罪準備罪)法案に反対する請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」「採決」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、継続との意見がありましたので、まずそれについてお諮りをしたいと思います。

それでは、お諮りいたします。請願第21号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○渡辺委員長 挙手少数。よって、請願第21号を継続審査とすることは否決されました。

では、ただいま継続審査とすることは否決をされましたので、これからは、採択または不採択のいずれかをお諮りすることになります。

ここで、高橋委員にお聞きしますが、これからすぐ採決してもよろしいでしょうか。

○高橋委員 退席します。

〔高橋委員退席〕

○渡辺委員長 それでは、請願第21号の賛否をお諮りいたします。

なお、態度保留の場合は退席したものとみなしますので御了承ください。

請願第21号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます——挙手なし。それでは、念のため反対採択を行います。

請願第21号について、不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**渡辺委員長** 挙手全員。よって、請願第21号は不採択とすることに決定をいたしました。

高橋委員の入室をお願いします。

〔高橋委員入室〕

○**渡辺委員長** 次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩します。

午後4時2分休憩

---

午後4時7分再開

○**渡辺委員長** 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまいただいた御意見等も参考にしながら、正副委員長に御一任をいただくということで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** ありがとうございます。

それでは、そのほか、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** ないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後4時7分閉会